

令和5年

島本町議会 11月臨時会議

島本町議会 12月定例会議

会議録

令和5年11月28日(火)

令和5年12月13日(水)

令和5年12月14日(木)

島本町議会

令和5年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

令和5年11月28日 開議

令和5年11月28日 散会

令和5年11月28日 (第1号)

令和5年島本町議会11月臨時会議会議録目次

第 1 号 (11月28日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	4
○第86号議案 工事請負契約の変更について	5
○第8号報告 令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について	11
○第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	11
○第88号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11
○第89号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11
○第90号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11
○第91号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	11
○第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)	11
○第93号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	11
○第94号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	11
○第95号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	11
○第96号議案 令和5年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)	11
○第97号議案 令和5年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)	11
○散会の宣告	47
※付議事件の議決結果	49

令和5年

島本町議会11月臨時会議 会議録

第 1 号

令和5年11月28日(火)

島本町議会 11月臨時会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和5年11月28日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治	13番	戸田 靖子
14番	永山 優子				

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	高岸 信之	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教育こども 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉川 展彦
総 務 部 次 長	柚木 利徳	福 祉 推 進 課 長	島村 博之		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多田 昌人 書 記 坂元 貴行 書 記 村田 健一

令和5年島本町議会11月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和5年11月28日(火)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 第86号議案 工事請負契約の変更について
- 日程第4 第8号報告 令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について
- 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第88号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第89号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第91号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)
- 第93号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第94号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第95号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第96号議案 令和5年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第97号議案 令和5年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、議員定数の半数以上に達しております。

本日は休会の日であります。島本町議会会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

本日の不参加者の氏名を、職員に報告させます。

議会事務局長 おはようございます。

10番 平井議員から、体調不良のため欠席する旨の連絡がございましたので、御報告いたします。

以上でございます

清水議長 それでは、これより令和5年島本町議会11月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議事運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としまして、会議時間の短縮に取り組むとともに、傍聴席については距離を保つために19席としておりますので、御了承願っておきます。

議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持込み、本臨時会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

なお、傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

第8号報告を除き、本臨時会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、1番 川嶋議員及び

14番 永山議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長より御報告いただきます。

東田委員長（登壇） おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月12日に、「『豊四季台地域高齢社会総合研究会』を中心としたまちづくりについて」をテーマに千葉県柏市へ、「戸別収集事業について」をテーマに千葉県四街道市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員会委員6名と議長、随同行した議会事務局長の計8人です。

まず、千葉県柏市は、千葉県の北西部に位置し、面積は114.74平方キロメートル、令和5年10月1日現在の人口は43万4,301人の中核市です。サッカーJ1の柏レイソルのホームタウンとしても知られており、東京都心へのアクセスのよさから、ベッドタウンとして発展しています。つくばエクスプレスの開業もあり、新しい世代の流入で人口が増加する一方、昭和に開発された地域では高齢化が進み、課題となっています。

柏市では、そのような高齢化の進んだ地域である豊四季台における取組について、視察しました。

昭和39年に入居が始まった豊四季台団地は、独立行政法人都市再生機構が建て替え事業をスタートさせた平成16年当時、高齢化率が40%を超えており、今後のまちづくりの課題となっていました。そこで、平成22年に「東京大学高齢社会総合研究機構」「独立行政法人都市再生機構」「柏市」の3者で協定を締結し、「豊四季台地域高齢社会総合研究会」を立ち上げられました。

研究会では、「住み慣れた場所で自分らしく老いることのできるまちづくり」の提案と実践を目指し、「在宅医療の推進」「在宅医療を担う医療・介護職の育成」「生きがい就労・生きがい支援」「生涯学習」「高齢者等の住宅」「移動手段」「その他」の7点に、平成27年5月からは「生活支援サービス」「健康づくり・介護予防」を加え、連携して取り組まれています。具体的には、介護サービス拠点の誘致、病院との連携、フレイル予防プロジェクトによる健康づくり活動、柏市生涯現役促進協議会による就労支援、実行委員会などによる住民全体による地域づくりなどが挙げられます。

ソフト面の取組としては、医療や福祉系のものが増えていますが、一方で団地の建て替えというハード面においては、高度集積するために、都市計画に基づく地区計画を作成したり、立地適正化計画で暮らしに必要な拠点を誘導施設に設定したりするなど、各種計画を立て、目的の達成を目指されていきました。ただ、建て替えた団地への入居は完全に抽選制であったため、それまであった地域のつながりが弱くなってしまったとい

う側面があるようです。

本町でも高齢化が進み、規模は異なるものの、建築後、年数が経過している団地もあることから、柏市のようなきめ細やかなまちづくり、体制づくりを学ぶことは、非常に有意義であったと感じております。

続いて訪れた千葉県四街道市は、千葉県の北部に位置し、面積は34.52平方キロメートル、令和5年10月1日現在の人口は9万6,390人です。東京都内や千葉市から近い立地でありながら、緑豊かな自然があふれる住みやすいまちとして子育て世代に注目され、人口の増加が続いています。

四街道市では、ごみの戸別収集事業について視察しました。高齢化等により、ごみ出しが困難な世帯が増加する中、環境・衛生面を考慮しながら、市民の負担軽減を図るために導入したとのことでした。

制度の対象となるのは、要介護又は要支援と認定されている65歳以上の単身者又は65歳以上のみで構成されている世帯の方、一定の等級以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ単身者又は当該者のみで構成されている世帯の方、その他市長が必要と認める方に該当し、自ら集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、他の方にごみの持ち出しの協力が得られない方です。

申請は担当課の窓口で随時受け付けており、親族や担当のケアマネジャーから申請することもできます。申請後、申請者の世帯の状況、実情等をチェックリストに基づいて調査し、可否を通知するとのことでした。

収集は、可燃ごみなどは週1回、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみは月1回で、事前に配付する容器に入れたごみを、門前または玄関先で収集します。集合住宅の場合は、部屋の前まで行き、廊下に置いてある容器から回収するとのことでした。

費用は、会計年度任用職員として任用している清掃作業員の報酬、配付する容器代等の消耗品、公用車の燃料費の合計で、年間約347万円とのことでした。

本町でも、ごみ出しが困難であるという声をお聞きすることがあり、高齢化が今後ますます進むことも考えると、四街道市の取組は本町でも非常に参考になるものと感じました。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料につきましては議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

清水議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第86号議案 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第86号議案、旧やまぶき園の工事請負契約の変更について質問いたします。

旧やまぶき園の解体工事について、当初想定していなかった場所に新たなアスベスト

の吹きつけ部分が見つかったことから、この部分の除去費用分の165万8,800円を増額する、その変更契約を行うものです。

背景の確認といたしまして、工事に当たり、施設内の各所を確認して金額の積算を算出して、当初の契約で幾らになるかというのは計画を立てているはずなのに、なぜ、当該部分、今回見つかった部分、この屋上に上がるための塔屋と言われる——こんもりと小屋のようにになっている部分ですが——この天井裏のアスベストを、当初の積算のときにどうして発見できなかったのか、これはどういう状況にあったのかということの御説明を伺います。

また、当時、この設計図面を引いたのはどこの会社であったのか、その記録が残っているのか、伺います。

健康福祉部長 議員お尋ねの、今回、発見ができなかった理由につきまして、御答弁申し上げます。

まず、当該図面に記載がなかったということが一番大きいこと、また、この塔屋の天井に点検口等がなく、そこにアスベストが吹きつけられていることが推測しにくい状況であった、この2点が挙げられるかと思えます。

また、当時、この設計図面を引きました会社につきましては、昭和47年に竣工いたしました旧やまぶき園の前身施設につきましては第三保育所になっておりまして、この設計をいたしました業者は株式会社創建設計事務所でございます。この設計図面につきましては、本町で残っておりますし、保管をしているものでございます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。図面は残っているけれども、図面に記載のない箇所で見ついているということだと思います。その設計図面を作成したのは株式会社創建設計事務所、また、当時の議事録などを見ますと、この図面に基づいて建設したのは、建設業者9人を組合員とする島本町建設協同組合という組合で行っているということが分かりました。

50年も前ということで、どういう経緯があつて図面と実際との相違が生まれたかというのは確かめようがないということは、これはもう致し方ないものがあるかと思えます。

あと、相違が生まれていたことの経緯は分かりませんが、島本町として、完成当時の問題として、地方自治体は地方自治法第234条の2によって、工事など請負契約を締結した場合は、その給付の完了の確認のために必要な検査をしなければならないと定められています。当時の旧町立第三保育所については、工事完成の場面で町としての検査が行われているものと思えます。当時の事務事業成果報告書も確認しましたがけれども、ここに検査に関わる記録を見つけることができませんでした。

お伺いしたいのは、検査記録というのが残っているのかどうか、また、検査によって、この図面にない箇所のアスベストの吹きつけを確認することができなかったのかということ、何のための検査か。質問の大前提として、当時のアスベストというのは危険性が

全く問題視されていなかったもので、検査に問題があるというふうには全く考えていません。ただ、設計図面と現状とが異なっている場合には、何らかの記録が残されてしかるべきではなかったかと、そういう意味で質問しています。そもそも検査とはどういうことをすることだったか、どのような検査なのかを伺いたいと思います。

健康福祉部長 まず、町の竣工検査の記録は残っていないのかということにつきまして、御答弁申し上げます。

町の竣工検査の保存年限につきましては5年となっておりますので、現在につきましては残っていない状況でございます。

健康福祉部からは、以上でございます。

総務部長 御質問の後段部分についてでございます。

旧町立やまぶき園建設当時の完成検査につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり検査記録が残っていないことから、当時の検査体制をはじめ検査結果や手法について詳細にお示しすることは困難でございますが、現在は、設計変更がなされた際には、工事写真や竣工図等で記録を残し、完成図書として検査を行った上で、必要な書類を求めています。

また、現在実施している検査の手法につきましては、島本町工事検査要領に基づき、該当工事の完成状況を契約書、設計図書、その他関係書類と対照しながら、当該要領第8条別表第1に規定されている検査等の基準により、詳細に検査を実施しております。

以上でございます。

永山議員 記録は残っていない、ただ、今の現状としては適切に検査を行っているということは分かりましたので、今後、新たな建物、建築、今回の建築以外のことで、何かあれば、また、きちっと行っていただきたいというふうには思います。

次は、この増額費用について伺いたいと思います。

資料人3によりますと、追加工事のための費用の積算、これは工事請負業者とは別の設計業者によって、このぐらいの金額であろうと見積もられたものです。これによりますと、新たに見つかった部分、この広さと見積もられた新しい165万円云々のこの金額とを単純に計算しますと、1平米当たりで約4万3,387円という計算になっています。本件工事を、全体の処理面積1,068.27平米の工事、全体の工事の広さ——アスベストの面積のことを言います。国土交通省のホームページを確認すると、処理の面積に応じて、かかってくる作業の費用というのが相場として紹介されています。ただ、これはかなり古いデータに基づくものなんですけれども、このデータによりますと、本件工事の処理面積からすると、1平米当たり1万円から3万円程度というふうになっています。だとすれば、先ほど申し上げました4万3,387円というのは、やや高めのような数字に思えます。この点について、どういった事情が考慮されているのかを伺いたいと思います。

なお、そのホームページには、あくまでこれは参考資料というか、工事の難易度、レ

ベルによっても幅が出るということが記載されていますので、これら総合的に見て、確認されているのかを伺いたいと思います。

健康福祉部長 工事の単価につきましての御質問でございます。

まず、資料にお示しさせていただきました数字は設計上の数字でございますので、実際の工事につきましては、落札で減が生じております。その落札率を乗じますと、1平米当たり3万9,048円というふうな形になりまして、先ほど議員から御指摘いただいた数値から少し下がっているというような状況でございます。

また、議員が御紹介いただきました国土交通省の数字につきましては、御指摘のとおり2007年1月から同年12月までの施工実績から算出されたものになりますので、約16年ほど前のものとなっております。昨今、工事単価も値上がりしておりますので、担当部局といたしましては、相応の費用であるのではないかと考えております。

以上でございます。

戸田議員 さきの永山議員の質問により、昭和47年に竣工した旧やまぶき園の前身施設、第三保育所の設計業者は株式会社創建設計事務所、そして、施工業者は島本町建設業協同組合であること、確認いたしました。また、必要な検査が町によって行われていたわけですが、竣工検査の保存年限が5年ということ、これについては見直しの余地が十分にあるという印象を持ちました。工事検査の要領につき再考願いたいなと思っている次第です。

私のほうから、現在の解体工事について、1点、お尋ねいたします。

この受注者は株式会社辻本工務店ですが、工事途中でアスベストの存在に気づかれたからよかったものの、そうではなく解体工事が進められていた場合、アスベストの飛散は免れなかったと思われまます。その意味で、この問題は深刻です。

想定していなかったアスベストの発見状況、工事中のアスベスト飛散測定値等について、御説明ください。一部、御答弁重なるかもしれませんが、人体に影響はなかったと言える根拠はどこにあるのか、確認しておきたいと思います。

健康福祉部長 まず、今回のアスベストが吹きつけられていた箇所が新たに見つかったという追加箇所の把握につきましては、アスベスト除去工事の準備作業中に、作業員が塔屋の天井、スラブ裏部分についても吹きつけアスベストがあるということを発見し、確認いたしました結果、判明したものでございます。

なお、除去工事の実施時における測定状況等についても御質問いただいておりますが、令和5年10月26日と11月24日に、大阪府環境局の担当者が測定器により確認していただいております、問題がないとの報告を受けております。

また、工事期間中につきましては、アスベストの飛散がないか、常時数値を確認しておりますので、工事していただいている作業員の方への人体への影響、また、もちろんではございますが、屋外への飛散はないものと認識をしております。

以上でございます。

福嶋議員 第86号議案 工事請負契約の変更についてということなのですが、本工事請負については、さきの9月議会の第69号議案として上程された案件の契約変更かと思えます。当初の請負代金額6,424万1,100円に対して、工事請負契約書の5項目目、契約保証金643万円の記載があります。

契約変更に当たっては、令和5年11月10日付けの請負代金額が165万8,800円増額された工事請負変更契約書には契約保証金は特に記述がないことから、いわゆる「その他」の項目に包含され、現請負契約どおりということですので、金額の変更や追加納付がされてないと思うのですが、その理解で正しいでしょうか。また、その扱いでよい理由をお教えてください。

健康福祉部長 工事の契約保証金につきましては、追加工事分ということで、契約に定める「その他」の条項を適用いたしまして、16万円、工事の事業者から受入れをしております。本町といたしまして調定をしております。

以上でございます。

福嶋議員 保証金を受け取られたという御答弁だったかと思うんですけども、それだったら、「その他」の事項が「当初契約どおり」ということで記述されていることは、ちょっとおかしいように思うんですが、いかがお考えでしょうか。

総務部長 当初の工事請負契約書につきましては、工事履行保証保険とか、様々な手法によって、その工事の履行自体を担保するというようなことで、どの手法を取るか、現金で契約保証金を納めるかというようなことで明記をするものでございますけれども、変更契約につきましては、それに応じて、当初金額、お金で納めておりましたので、それに合わせて、その金額に連動したような形で契約保証金は10分の1納めておりますから、特段、この変更契約書に記載するものではないというふうに理解しております。

ただ、財政課において変更契約の起案が回ってまいりますので、その契約保証金について追加で処置がなされているかどうかについては確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 3問目になりますので、一方的になるかもしれませんが、確認させていただきます。

工事請負変更契約書 令和5年11月10日付、「その他 原請負契約書のとおり」ということで保証金が増額された記述がございません。幾ら入れられたかも分かりません。プラス、「島本町財務規則（契約保証金の額等）第115条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金額の金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。」というように記述がございまして、

であるならば、この工事請負変更契約書にその記述が必要ですし、金額を明確にしな

いと、お金のやりとりが分かりません。少なくとも私はそれが分からない。契約書として不備があるというふうに理解しております。そういう中で、払われてないのかもしれない。そうすると、この第115条に抵触する、どちらも駄目だと思います。そういう中で、払ってあります、大丈夫です、今、調査してます、大丈夫ですっていうのを議会に提案すべきではないと思います。

以上の理由により、もう一度改めて、全体として御答弁を願えればというふうに思います。

総務部長 今、議員からおっしゃっていただいたとおり、当初の契約書の中に連動して10分の1ということで書いていただいておりますので、特段、今回、改めて変更契約の中で契約保証金を明記する必要はないというような見解を持っておりまして、それから、他の自治体においても変更契約書のひな形というのは各市いろいろ確認したところではございますけれども、ひな形については、あんまり公表されてはいないんですが、特段、本体の契約金額と消費税のほか、契約保証金等について改めて項目を設けているということは、あまり見当たらなかったということでございます。

それから、本町におきましては、今回、項目としては書いていないのですが、これまでも従前、変更契約を交わした際に、契約同意ということで案件についてはこれまで幾度も議会において上程させていただいているんですが、このレイアウト、記載の中に契約保証金というのは、今までも設けていないところでございます。

それから、改めて申し上げますが、今回の旧やまぶき園の解体工事につきましては、契約保証金については追加で収納しておりまして、なおかつ財政課において、常に確認はしているところでございます。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第86号議案 工事請負契約の変更について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

本件契約変更は、設計図面のない場所でアスベストの吹きつけが見つかったこと、これの対処に必要な費用を盛り込むためのものであり、適切な対応だと考えます。

ただ、設計図面と現状との整合性を欠いた状況については、事前に把握することができなかったという点は重く見るべきだと考えます。アスベストの危険性など想像もでき

ない時代のことであり、また、工事から50年という時間の経過を考えれば、やむを得ないという側面があります。しかしながら、万一、気がつかずに作業がなされた場合は、請負業者の方、また、近隣住民の方を危険にさらすおそれがあったかも知れません。改めて記録の正確性、保存の重要性を確認することになったと思います。検査記録の保存年限の定めがあるということですが、建物が現存する限り、当時を振り返る貴重な資料の1つであり続けると考えます。

デジタル技術の進歩によって、保存は格段に容易になったということも踏まえ、保存に対する考え方の再考が必要であるという問題提起を加えて、賛成の討論といたします。
清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第86号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、第8号報告 令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告についてから第97号議案 令和5年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)までの12件を一括議題といたします。

なお、第8号報告から第97号議案までの12件は一括質疑とし、第8号報告を除き、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っております。

それでは、第8号報告について、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第8号報告 令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算の不認定及び教育長の「不適切」な言動の事実を明らかにすることを求める決議を踏まえ、本日、第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について及び第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)を提出させていただき、これらを御可決いただきましたら、速やかに第三者機関を設置することといたしましたので、地方自治法第233条第7項の規定により、御報告するものです。

以上、簡単ではありますが、第8号報告 令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不

認定に係る措置の報告についての説明を終わらせていただきます。

清水議長 これより、第8号報告から第97号議案までの12件に対する質疑を行います。

戸田議員 まず、第8号報告外令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告をはじめ、新たな執行機関の附属機関となる第三者機関の設置に関わって、幾つか質問いたします。

第87号議案につき、条例改正により加える内容の中に、「第三者による事実関係の調査を要する場合において、これを調査し、その結果を町長に報告する。」とありますが、ここで言う「事実関係の調査」とは、今回の場合、どのようなものを指しているのでしょうか。また、調査と報告を求める内容とは、具体的にどのようなものですか。すなわち、今回の事案において明らかにしたい内容とはどのようなものなのか、御答弁をお願いいたします。

次に、第91号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

給料表の引上げ改定につき、令和5年4月に遡及した場合と遡及しない場合の、それぞれの影響額を既に議案説明でお示しいただいております。12月に改定した場合の影響額は年間約1,018万円程度、4月まで遡及した場合の影響額は年間約2,647万円程度を見込んでいるとのことでした。

そこで質問いたしますが、施行期日を令和6年4月1日とせず、12月から3月までの改定後の給料表に基づき支給するとしたことについて、どういった経過で、どのような判断によって至っているのか、この辺りの御説明をお願いいたします。

1問目は、この2つです。

総合政策部長 それでは、まず、一般会計歳入歳出決算不認定に係る御質問でございます。

今回の事案における事実関係の調査につきましては、文書による嚴重注意の対象となった令和4年6月17日における学校長に対する言動並びに同年9月2日における関係教諭に対する言動及び同年9月5日における教育委員会事務局内での言動に関して、それぞれ事実として認められる事柄はどのような内容のものであるかについて、当該第三者機関において改めて調査していただき、その結果を町長に報告してもらうことを主な目的としております。

これにより、9月定例会議の「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」において御指摘のあった、教育長が事実と異なる答弁をしたことの有無、また、町長が議会に報告した内容と教育長が委員会質疑において異なる内容を発言したことの有無についても、明らかになるものと考えております。

次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

影響額については、議員のほうから先ほど質問の中であったとおりでございます。人

事院勧告に準じた給料表改定は令和4年度にも実施しておりますが、その際、本町では職員団体とも協議を行い、令和5年4月の新年度任用から適用することとして改定を行ったところでございます。昨年度の協議の場において、他団体において、新年度を待たず年度途中から改定した事例もある旨の意見が職員団体のほうからありましたので、そのことも踏まえ、他自治体の検討状況や遡及することにおける課題等も踏まえ、本年度は昨年度より適用時期を早め、本年12月から改定を行うことで、職員団体との合意に至ったものでございます。

以上でございます。

戸田議員 会計年度任用職員の皆さんの処遇について、2回目の質問をいたします。

御答弁によると、本年度は去年度より適用の時期を早められたこと、12月から改定を行うということで、既に職員団体との合意もされているということでした。

施行期日を令和6年4月1日としなかったことについては、あるべき姿にされたという印象、その改善の姿勢については評価いたしますが、このまま今後も会計年度任用職員は遡及しないというのであれば、一般職との格差はますます広がっていきます。

2点、問います。

遡及するに当たり、事務処理上の課題等として、どのようなものが考えられますか。2点目、総務省の通知、総行給第21号、令和5年5月2日では、改正により常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、「改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。」というようになっております。つまり、今年度は従前と異なる考え方が求められていたのではないのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

それと、第8号報告に関わって、一義的には議会からの決議文が求めているところを受けての調査になるということ、そのような御答弁であったと思いますが、これは理解はしますが、議会における常任委員会での教育長答弁の在り方と、人事的な案件として全議員を対象に非公開の場で行われた町長・執行部からの報告、すなわち、町長から教育長への嚴重注意とその内容、これらにそごがあるという理由からの調査であれば、その調査には、おのずと嚴重注意の手續や判断の背景にある事実を含めた内容にならざるを得ないと私は考えますが、この点について、町長・執行部はどのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 まず、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正についての再度の御質問でございます。

遡及するに当たり、事務処理上の課題としてどのようなものが考えられるかということでございます。会計年度任用職員の給料表を改定する際に遡及適用を行うことについては、例えば、特定の時期に一時的に任用される職員、勤務日数が少ない職員、既に退

職している職員に対して、どのように対応をすべきか等の課題があり、本年度は近隣自治体においても、複数の自治体で遡及しないことと聞き及んでおります。

また、総務省の通知でございますが、本年5月に総務省から助言通知があったことは議員御指摘のとおりであり、今後、他自治体の運用状況を調査研究し、次年度以降の本町の対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、決算不認定に係る部分でございます。

議会の決議文において求められていることの趣旨といたしましては、教育長の「不適切」とされる言動について、その事実を明らかにすることであると理解をしております。したがって、任命権者として行った嚴重注意の手續上の妥当性や学校の生徒指導事案における事実関係についてまで調査対象とする必要は、基本的にはないと考えております。ただし、当該第三者機関における調査の中で必要と判断されることであれば、それについて言及されることを妨げるものではございません。

以上でございます。

戸田議員 これまでの答弁によりますと、教育長が事実と異なる答弁をしたことの有無、また、町長が議会に報告した内容と教育長が委員会の質疑において異なる内容の発言をしたことの有無、すなわち、異なるのか否かを明らかにするものであると、そのようになると思います。

また、任命権者として行った嚴重注意の手續上の妥当性や学校の生徒の指導事案における事実関係についてまで調査対象とする必要性は基本的にはないと考えておられる。ただし、当該第三者機関における調査の中で必要と判断されるならば、それらについて言及されることを妨げるものではないとおっしゃっております。私は、こここのところを明らかにすることが、本事案の要と考えているわけです。

そこで最後、第92号議案 一般会計補正予算（第6号）についてになりますが、特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員の報酬として、弁護士3名の方に調査を委ねる費用が89万3,000円計上されています。この積算根拠について、まず、御説明してください。

2点目、教育委員会や町長・執行部と直接的に関わりを持たない弁護士等で構成される第三者委員会の設置は、果たして、この問題の発端となった生徒指導における生徒の人権に関わる事案や長期的に休暇を取得するに至った教職員の人権を擁護することができるのか、私はそここのところが最も気になるところです。この点についてのお考えも、お聞かせください。

総合政策部長 それでは、特別職の職員の不適切行為等第三者調査委員会に関する御質問でございます。

初めに、特別職職員不適切行為等第三者調査委員会3名の報酬89万3,000円の積算根拠につきましては、会議出席に係る報酬として1回当たり7,500円、3回分で計6万

7,500円、次に調査・書類作成等に係る報酬として1時間当たり1万1,000円、1人につき25時間分で計82万5,000円、合計89万2,500円を計上しております。

続きまして、当該第三者機関は、「特別職の職員の懲戒又は罷免の事由に該当する行為その他社会的非難を招くような不適切な行為等」に関し、その事実関係の調査を行うことを所掌するものでありますことから、教育長の言動に関する事実関係については当該第三者機関において調査していただく予定でございますが、学校が行った生徒指導事案の評価等については、その権限を有する教育委員会において適切に対応されるものと認識をしております。

以上でございます。

中田議員 第87号議案と第92号議案の特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員費用について、質問していきます。

まず、1つ目が条例のほう、以前の決議案の質疑でも述べましたように、私には、町長部局の説明と教育長の答弁に大きな違いがあるというようには思えませんでした。にもかかわらず、こうした条例案が出てきたということは、行政も大きな差異があったと認識しているからだと思われるんですが、行政はそのように認識しているのかしていないのか、お答えください。それから次の質問で、もし、認識しているのであれば、それはどこが違うと認識しているのか、その認識に立ち至ったきっかけも伺います。

それから、条例の設置は、今回のケースだけを想定しているのか、今後も別のケースがあったときに活用する予定があるのか、伺います。さきの質問と重複するところがあるかもしれませんが、お願いします。

次の質問です。また、このケースのためだけでないのであれば、条例にはわざわざ第三者機関と限定をかけずに、「調査委員会等」という文言にしたほうが今後のためにもいいのではないのでしょうか。条例に「調査委員会」だけとしても、今回のケースで第三者機関に依頼することを妨げるものではないと考えます。

次の質問です。タイトルとなっている「不適切な行為」の定義は何かを伺います。

それから、補正予算のほうについてです。今回の調査で何を明らかにするのかという点は、先ほどお答えがあったと思いますが、その効果についても伺います。事実関係を明らかにした上で、それによって何が得られると考えているのか、どういった点で住民の福祉の向上につながると考えているのか、伺います。

次の質問は、調査の時期と手法について、いつまでに結果を出し、どういった手法で調査を進めていくのかも伺います。

次の質問です。決議案同様、今回も当事者である保護者の方から文書が届いています、先週の金曜日のこと、議会にです。住民の福祉の向上という意味では、学校で生徒の人権が守られることが最も重要であると——先ほど戸田議員の質疑でもあったと思いますが——要であると思いますが、そこがいまだに対応されていないようです。今回の調査

は、この解決につながるのでしょうか。

次の質問は、調査対象についてです。事の発端であった生徒指導事案も対象となってしまうべきと私も考えていますが、副次的にはなくて、これも対象とすべきであると考えます。その件についても、再度伺っておきます。

それから、議案説明のときのことなんですが、私はちょっと体調を悪くして、そのとき休んでいましたが、同じ会派の方から、この条例の目的についての説明の中で、行政のほうから、嚴重注意の手続的瑕疵も含まれるというふうな発言があったということを知っています。もし、それが含まれるのであれば、それが必要と認識するに至ったきっかけは何か、それはいつかについて、伺います。

総合政策部長 それでは、多く御質問いただきましたけども、順次御答弁申し上げます。

まず、決議に関してですけども、町長が説明した内容の全てについて、さきの9月定例会議の民生教育消防常任委員会において委員から質問があったわけではないことを踏まえ、町長が説明した内容に関する質疑に関しては、表現等の違いはあったものの、大きな差異はなかったと認識をしております。しかしながら、質疑においては、町長が説明した内容以外のことについての答弁もあり、その点で差異があったという御指摘については、そのとおりであると認識をしております。

いずれにいたしましても、町長が説明した内容と、教育長の委員会での答弁についての事実確認を第三者機関で行い、教育長が事実と異なる答弁をしたことの有無、また、町長が議会に報告した内容と教育長の委員会質疑において異なる内容の発言をしたことの有無を明らかにすべきとの議会の判断であったと受け止め、第三者調査委員会を設置することとしたものでございます。

それと、町のほうの認識が、議会のほうと認識が違うという認識をしているのかという御質問で、その認識に至ったきっかけということですけども、先ほども御答弁を申し上げました、町長が説明した内容以外のことについての教育長の答弁における差異については、具体例として、生徒指導事案に関して校長が「大したことではない」と言ったという趣旨の発言、教育長が学校での事実確認に自ら入ったのは担当課長が疲弊していたからであるという趣旨の発言が、9月議会での民生教育消防常任委員会の中でなされたことが挙げられます。

続きまして、今後も別のケースがあったときに、この第三者委員会を活用するのかということですが、今回の教育長に係る事案のみならず、今後、特別職の職員において「懲戒又は罷免の事由に該当する行為その他社会的非難を招くような不適切な行為等」が行われた場合で、「第三者による事実関係の調査を要する」事案が生じたときには、本町に利害関係のない弁護士等を委員に委嘱して、その調査を行うことを予定しております。

次に、条例にわざわざ「第三者調査機関」と限定せず、「調査委員会」にしてはどう

かということですが、今回、新たに設置する附属機関につきましては、名称を「第三者調査委員会」としておきますとおり、委員には、職員を含まず、本町に利害関係のない外部者のみで構成することを予定しています。

事実関係の調査を外部の第三者のみで行うことにより、例えば、社会的関心が高いなど、事案の内容によっては公平性や中立性、客観性の確保を図り、町の説明責任を果たすことや社会的信頼の回復に資することにつながります。また、職員が委員として加わり、直接調査業務を行う場合に懸念される当該職員への業務負担の過度の増加や、当事者である特別職との関係性に伴う調査の実際上の困難といった課題の解消も期待できると認識をしております。

続きまして、「不適切な行為」の定義についてでございます。当該第三者機関の名称にもある「不適切な行為」とは、職務上の義務違反、懈怠その他特別職の職員たるに適さない非行、即ち、その社会的・法的な地位にふさわしくないものとして、社会通念上非難されるべき行為であり、公私の別なく公務上の信用を失うものとして、その責任を追及され得る行為のうち、当該職員の地位やその行為を行うに至った状況、その行為が社会に及ぼす影響等を総合的に考慮した場合に、懲戒又は罷免の事由に当たるとまでは認められない行為のことを言います。

続きまして、補正予算に関わってでございますが、今回の調査で何を明らかにするのかということでございます。

今回の事案における事実関係の調査につきましては、文書による嚴重注意と、対象となった令和4年6月17日における学校長に対する言動及び同年9月2日における関係職員に対する言動並びに口頭による注意の対象となった同年9月5日における教育委員会事務局内での言動に関して、それぞれ事実として認められる事柄はどのような内容のものであるかについて、改めて明らかにするものでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、このたび、第三者機関の設置及び当該第三者機関による調査は、令和4年度一般会計歳入歳出決算が不認定とされた際の不認定理由及び「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」を踏まえたものであり、第三者機関から提出があった報告書の内容について議員の皆様へ報告することにより、決算不認定及び決議に対する町の説明責任を果たすことにつながるものと認識をしております。

次に、調査時期と手法についてでございます。調査の時期については、来年1月から3月末までを考えており、第三者機関立ち上げの際に、その期間でお願いをしたいと考えております。また、調査の手法につきましては、今回の場合、既に町において関係者への事情聴取等による事実関係の調査を行っているため、まずは、このときの調査資料を基に事実関係の調査を行うことになるものと考えております。ただし、第三者機関において、書類調査のみでは不十分と判断される場合には、必要に応じて事情聴取等によ

り、独自に調査することを妨げるものではございません。

続きまして、今回の調査が住民の福祉の向上という意味で、学校での生徒の人権が守られることが最も重要でありますけれども、そのことにつながるのかということでございます。

当該第三者機関は、「特別職の職員の懲戒又は罷免の事由に該当する行為その他社会的非難を招くような不適切な行為等に関し、その事実関係の調査を行う」ことを所掌するものでありますことから、教育長の言動に関する事実関係については当該第三者機関において調査していただく予定でございますが、学校が行った生徒指導の評価等につきましては、その権限を有する教育委員会において適切に対応されるものと認識しております。

次に、調査対象についてでございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、当該第三者機関は一義的には教育長の言動に関する事実関係について調査するものであり、この点において、生徒指導事案に関する事実関係を直接調査対象とするものではございません。しかしながら、先ほども答弁いたしておりますが、当該第三者機関において事実認定のために必要と判断された場合には、生徒指導事案に関する事実関係の調査も付随して行われることを妨げるものではございません。

最後に、調査の目的で議員説明をした際に、「嚴重注意の手続的瑕疵」、こういったものも含まれるというような説明もさせていただいたと思いますが、町としましては、議員御発言の「嚴重注意の手続的瑕疵」につきましては、ないものと認識しております。しかしながら、調査の依頼に当たり、第三者調査委員会には、当該決議、嚴重注意文書及び口頭注意の内容が分かる文書のほか、教育委員会からの事案報告、事情聴取要点録等の関係資料を提供いたしますので、万一、そのような瑕疵があるのであれば、第三者調査委員会の調査過程で明らかになることから、9月7日の説明時において複数の議員からいただいた、第三者が関わらない行政内部だけでの判断では信用できないという御意見にも応えることができるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時02分～午前11時20分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中田議員 お答えがありましたので、再質問していきます。

最初に聞いたのは、行政も大きな差異があったと認識しているから、こういう条例を出してきたのかという問いに対しては、町長が説明した内容に関する質疑に関しては、表現上の違いはあったが大きな差異はなかったと認識しているという答えでした。少なくとも決議案で述べていることは、出されたことについては行政としては認めていないということかと思っております。その点で行政と認識が一致していることは分かりましたが、

それ以外の点で、町長が説明した内容以外のところで——これは決算不認定のほうで言及があったと思いますが——違いがあるので、その点を明らかにすることだというふうな答弁だったと思うのですが、それは具体的に何なのかということについて、先ほど2点答弁がありました。

これについて、「大したことではない」については、伊集院議員の委員会の質疑であったと思いますが、行政がそれを認識したきっかけは分かるんですが、担当課長が疲弊していたということについて議会からの指摘はなかったと思うのです。だとしたら、これが差異であると行政が認識したのはどういう理由からだったのかというのを伺っておきたいと思います。それがまず、再質問の1つ目。

2つ目が、先ほどの答弁で「事実確認を第三者機関で行い」と言っていましたが、町長が議会に説明した内容について——議員に対して説明したと思うんですが、その内容の記録はあるのでしょうか。私たち議員は書類を何もあの当時受け取っていませんので、それに関係する書類があるのかどうか、調査するのに、どういう内容を報告したか、記録に残っていないのであれば、どう調査するのかというのを伺っておきます。

それから、第三者委員会という限定をかけないほうがいいのではないかということに関しては、第三者のみで行うことを否定しないような内容で広がりを持ったほうがいいのではないかということをやったんですが、ちょっと答えにはなっていないんですが、再質問としては、今回、町長部局が本事案について調査に当たった——嚴重注意に至る調査は、今回の条例案に関係する委員会にはもちろんなかったわけなので——この条例は該当しないと思うんですが、今回の嚴重注意に至った調査に関わったやり方、内容というのは、法とか条例とかルール上の根拠はどこにあるのかということは、改めて伺っておきたいと思います。

それから、もう1つは、今回の調査で何を明らかにするのかということに関して、住民の福祉の向上云々ということを聞きましたが、あくまで議会に対する説明責任を果たすことだというお答えだと思います。あくまで議会に対する対応であって、直接、住民の福祉の向上につながるものではないのかなということは感じました。

もう1つは、「大したことではない」という発言については、調査の対象になるということで、差異があったからそこでと言われたのですが、委員会の質疑をよく聞くと、この限定した3日間について調査すると行政は答弁された、先ほどのどこを調査するのかということに関して、6月17日と9月2日と9月5日における事案について調査すると言われたと思うのですが、委員会での教育長の答弁をよく聞くと、この3日間以外のものも含まれているように聞こえるのです。なので、さきの答弁にあった3日間のことしか調べないのであれば、「大したことではない」発言が差異であるというふうに言われたと思うのですが、それを調べるということと矛盾するのではないかと思うのですが、これについても伺います。

それから、もう1つは、保護者の、生徒の人権、この点を調査すべきではないかということについては、これを調査しないというふうに言われているんですが、条例案で、やっぱり、この委員会について包括的なものとして設定しないから、こうした弊害が出ている、学校については学校、教育委員会がやるというようなことですが、これはもう一体となったことですので、これは別、あれは別ということをしてしないほうが、この調査にとっては、全体の解決にとってはよいと思うので、この辺りは条例案で、もっと包括的な内容にすべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

一旦、ここでお願いします。

総合政策部長 複数の質問があったのですが、まず、今回、どういったことを調査するかということですが、その中で言われておりました、ちょっと順序は変わるかも分かりませんが、教育長が学校での事実確認に自ら入ったのは担当課長が疲弊していたからだという部分でございますが、これは討論とか決議文ではなくて、委員会質疑の中でそういうやりとりがあったということで書かせていただいているということです。

それと、今回、第三者調査委員会のほうにお願いするに当たりましては、先ほど、学校で起きた事案以外にも、委員会での質疑のやりとりであったり、議会での討論も含めて、そういった資料全てを第三者調査委員会のほうにお示しをして調査していただくということを想定しておりますので、先ほど学校での発言の日にちを限定した形で御答弁をしましたけども、それ以外の部分についても調査していただくということでございます。

それと、今回の事案について、生徒指導事案については、学校、教育委員会のほうでやるべき、それぞれの役割がございますので、教育委員会として、やはり学校で起きた事案については、まず教育委員会が総括すべきだというふうに考えております。答弁の中でも申し上げましたが、この第三者調査機関で学校の生徒指導事案に関わって、それについても言及、調査すべきというようなことであれば、そこを妨げるものではありませんので、そこについては調査委員会のほうで判断していただきたいと考えております。

それと、今回、町長部局のほうで教育長に聞き取り等の調査を行いましたけども、これの条例の位置づけということですが、条例に特に位置づけはございませんが、町長の任命権者としての調査ということで、任命権者として嚴重注意をしたということでございます。

あと、議員の皆さんへの説明をした際の記録でありますけども、これについて、記録は残っております。

以上でございます。

中田議員 最初の質疑、「職員が疲弊している」というところについては委員会でのやりとりがあったという答弁だったと思いますが、確かに、それに関するやりとりはあって、教育長は担当課長が疲弊していたということを言及されましたが、それについて差異が

あると言っているということは、行政としては、担当課長は疲弊していたとは思っていませんでしたということなのかなというところがちょっと疑問なので、先ほど伺ったところ
です……（「あまり細かいことは」と呼ぶ者あり）……。これについては細かいことではありますが、全体に関わることなので、聞いておきます。

それから、記録がありますというふうに言われました、町長が説明したものに関して私たちは何も書面をもらっていませんでしたが、それについては記録があると言われた。ただ、私、この件に関して情報公開請求をしたときに、文書が付いて、メモ程度のものであって、書類はないというふうに言われたんです。でも、あるということは、それは行政文書としてあるということなのかということ、ちょっと、この場で確認しておきたいと思います。

それから、もし、記録があるのであれば、そこで事実は確定しているのであって、内容と答弁について、どちらも、議事録だったり町長が説明したことについて記録があるのであれば、事実確認はなにも弁護士を雇わずとも、誰でもできるのではないのでしょうか。今、私がここですることでもできますし、執行部もできることだと思います。わざわざ第三者に委ねる必要はないのではないかとすることは確認しておきたいと思います。

それから最後に、保護者の方の調査については付随して行われるもので、それを妨げるものではないみたいなことを言われました。これに関しては、確かに調査したらいいと思うんですが、先ほども言いましたように、これは一体のものであって、保護者の案件も学校に委ねることなく一緒に調査すべきだと思うのですが、先ほどの答弁等が正しいのであれば、例えば、3日間限定と言っているのであれば、生徒指導事案の調査はしないということ、そう言わないとおかしいと思うのですが、ちょっと答弁が矛盾しているのではないかなというところが気になるので、そこも確認しておきます。

以上です。

総合政策部長 まず、教育長が学校での事実確認に自ら入ったのは担当課長が疲弊していたからという発言でございますが、ここの部分については、町長が議員の皆さんに説明した際に、そういう説明内容は入っておりません。委員会ではそういう質疑があった、だから差異があるということでございます。

それから、あと学校の指導事案に関わって、一緒にやるべきということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、この第三者機関の設置目的というのは、先ほど御説明したとおりでございます。決算不認定の際の討論でありましたり、議会の決議、その部分に限定した形での第三者機関ということで考えていますので、学校で起きたことについては、まずは教育委員会が総括すべきというのが町長部局のほうの立場でございます。

あと、議員説明のときの町長のほうからの議員への説明につきましては、町長の読み原稿、どういう内容を説明したかということについては情報公開として出しております。

それしかございません。

以上でございます。

福嶋議員 主に、第87号議案について問います。重複するところ、割愛させていただきます。

「第三者による事実関係の調査を要する場合」というのは、誰、もしくはどの会議が、どのように判断して実行に移されるのか、想定されている手順をお教えてください。

そして、今回、補正予算ということなんですけども、来年度以降ということで、同じような事案が発生する可能性も考えられますけども、本委員会の予算というのは当初予算に計上されて恒常的にやっていく、少なくとも1回分は取るという形なのか、事案が発生の都度、補正予算を計上されるのかという、どちらを想定されているのか、考え方をお教えてください。

そして、先ほど種々の議論あって、今回のやつは少なくとも学校生徒事案以外の関連する部分が対象だというふうにお聞きしておるつもりなんですけども、そういう中で、町長部局は、まず、委員会に対して全ての資料を提供されるのかということをお聞きすると、町長部局がお持ちじゃない、教育委員会から提供されてない資料、関連する資料というものもあるかもしれません。それに関して、教育委員会に対して町長部局が提出を示していくのか、あるいは教育委員会が自主的に出していくのかというところ、どのような位置づけになっていくのか。あるいは、今回、たまたまトップが対象になりますので、トップが出したくなかったら出さないという判断にもなるかもしれません。その辺で、どこまでどうお考えなのか、想定されているのか、町長部局と教育委員会、両方からの答弁を求めます。

総合政策部長 まず、第三者による事実関係の調査を要する場合、誰が、どのような会議で判断するのかということですが、調査までの手順といたしましては、職員からの指摘や報道等により対象となる事案が発生した場合や、今回のように町議会からの意思表示がなされた場合に、町長または副町長が判断し、報酬等、必要な予算措置及び委員の人選を行った上で調査していただくことを想定しております。

また、第三者調査委員会の予算でございますが、これにつきましては、調査をすべき事案の発生に応じて、その調査期間に限り、随時委嘱する予定としておりますことから、報酬にかかる予算等につきましては、その都度、必要見込額を補正予算として計上させていただきますことを想定しております。

それから、今回の事案に関わって第三者調査機関に提供する資料でございますが、町長部局といたしましては、持っている資料全てを提供する予定でございます。

以上でございます。

教育こども部長 資料の提供ということで教育委員会の考えでございますが、当然のことながら、町長部局から求められれば適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ここから、ちょっと失礼な質問になるかもしれないんですけども、今回、予算化されるのはその都度ですというところなんですけど、起案が副町長、町長ということでお聞きしているんですけど、万が一、町長が対象となった事案があったとしたときに、町長が予算の提案をしなかったというようなことも想定されるわけなんですけども、そういう仕組みで、この附属機関に関する条例という仕組みづくりになっているわけなんですけど、その場合というのは、予算措置されないから永遠に第三者機関が作られないというふうに感じるんですけども、その場合の想定というのはどのように想定されている、世間でみんながおかしいと言うてても、予算が上がってこなかったら何も審査されないという形になってしまうかと思うんですけども、そこはどのようなふうにとらえていいのかなというところ、お知恵があればお教えいただければというふうに思います。

総合政策部長 御質問いただいた内容の事案というのは、あまり想定がなかなかできない想定ではありますけども、やはり報道とか職員からの指摘とか、そういったことで世間的にも非難されるべき事案が発生したときには対応をする必要があると思いますので、提案者は町長になりますけども、当然、副町長もいらっしゃいますし、庁議メンバーもでございます。そういった中で、やはり議論を重ねて、必要な部分については予算措置をすべきというふうな判断をする必要があると思いますし、町長が仮にそういうことになれば、町長に対しても、当然説得をする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

永山議員 第87号議案及び第91号議案並びに第92号議案、一般会計補正予算にわたって質問をしていきたいと思っております。

まずは、第87号議案 附属機関に関する条例の一部改正について伺いたいと思っております。

様々質問が出ておりますので、絞っていければと思いますが、まず、第三者調査委員会、定数と、あと構成員としては「弁護士その他町長が必要と認める者」というふうに規定されています。その人選について、どのように行われるのか。また、附属機関ということではありますけど、第三者機関として、第三者性を担保して公正な調査が確保される必要があると思います。この点、公正性、信頼性を高めるために、設置に当たって注意を払っている点などがあれば、どのように考えておられるのかを伺います。

続いて、この条例の一部改正で附属機関として新たに設置しようということですが、日弁連が出しています「地方公共団体における第三者調査委員会調査等の指針について」という文書がありますが、これによりますと、自治体の附属機関として設置する方法と、もう1つ、委託契約によって設置する方法、この2種類が挙げられていますが、今回、あえて附属機関として設置する、こちらの方法を選択した理由がどこにあるのかという点を伺います。

また、今回、調査対象としても多くの質問が出ました。社会的非難を受けるような行為、信用性を失うような行為ということが挙がっていましたが、私からは、資料請求しました人4・人5ですが、ここに第三者調査委員会を設置決定するまでの意思決定の過程というのを示されているんですけども、今回、弁護士会に相談に行ったときには、第三者調査委員会の設置については、依頼の内容を踏まえて人権擁護委員会で対応するのがよいだろう、そういう話になったというふうに記載があります。

人権擁護委員会と言えば、人権侵害、一般の人からかくかくしかじか、こういう人権侵害がありましたというようなことを調査していただきたいというふうに申し出たり、そういうのを受け付けるところなんですね。今のこの不適切な事案があった、それを事実を調べるというのは、人権擁護委員会が担当するのかなと。一体、どういう形で、依頼内容、相談内容を持っていったのかなというところで、ちょっと腑に落ちないところがあるので、どういう経緯で、この人権擁護委員会で取り扱うことになったのかということ、その辺、経緯が分かればお教えいただきたい。

あと、調査の手法については、新たな事実関係を調査する、一般には弁護士が関係当事者にヒアリングを行ってというようなことをイメージするかと思うんですが、今の話では、既に調査をした書面を調査する、こういったことが主軸であるというような、必要、求めがあれば、人に対して調査をすることも妨げませんというようなことでしたが、先ほど申し上げました日弁連の文書によりますと、調査は可能な限り関係者に対する事情聴取や質問、アンケート、関係書類の閲読など、組み合わせて実施する。まずは、関係者による事情聴取、これが第1に挙げられていますので、これはどうなのかと。まず、書面ありきで話を第一義に進めるのはどうなのかということで疑問がありますが、この点について、お考えをお伺いしたいと思います。

ちょっと飛びまして、会計年度任用職員に関わる給与等に関する条例改正について、こちらにつきましては遡及はしないということで、これは前年度に比べて、前年度は翌年度から改定しますというのを、今回に限り、直ちに12月からするので、ちょっと改善が見られたというような話だったと思うんですけども、ここで伺いたいのは、先ほど課題として、遡及できない、遡及をしなかった理由として、一定期間しか勤務されない、それで辞めてしまわれた方、それで終わった方、勤務日数が少ない職員などがあり、これらの課題があるからというふうにおっしゃったと思います。しかし、これは課題にしか過ぎないのであって、遡及しない理由というには、理由に足りないのではないかと思います。課題であると認識するのであれば、それをどのように克服するかを考え、それをしてこそ今回の判断の材料としては、これは不十分であると考えてるので、この点、伺いたい。

というのも、5月2日に国のほうから、常勤職員と非正規職員を同じような取扱いをするようにという通知があったということですが、同じような通知は、10月20日にも国

から出ています。2回の通知があったにも関わらず、やはり、これを遡及させないというのであれば、それ相当の理由が必要である、そのように考えます。

なぜ、これをここまで申し上げるかと言えば、ここで、その理由を明らかにしておかなければ、来年度も同じことが起きます。その理由を明確にして、それを克服しておく、それができなければ来年度も同じようなことになる。国の通知を取り入れることができなくなると思いますので、あえて伺いたいということです。

あと、総務省の担当者も、非正規の職員、会計年度というのは1年度の任用というのが基本ですので、遡及するという、そういう遡及改定がなければ、人勧の効果が得られないというふうにも言ってますので、町としては全面的に取り組んでいただきたいというふうに私は思います。

今度は、補正予算について伺いたいと思います。

補正予算については物価高騰対策、7万円の給付というのが国のほうから下りてきていて、速やかに対処しないといけないんですけども、今回、資料によりますと、手続に必要な費用として、案内文を送る、その文が返ってくる、交付の決定をする、あなたはまだ手続されてませんよと、もう1回通知を送る。このように何回か往復が想定されているんですが、これは、今回の申請というのはプッシュ型ではないのかということをお伺いしたいと思います。

あと、委託料が上がってます、1,700万円ほど。これは、この手続に係る書類の封入・発送で、最終的には、発送後、問合せなどを受けるコールセンターの設置までを含めた業務ということなんですが、国のほうでは振込を12月末から1月、年末年始に実施するという実施予定が示されていますので、可決してから、今から業者のほうを探すとということで、実際、速やかに指定されているこの期間に振込などができるのか、業者が速やかに探せるのかということ。この辺り、どのようにお考えかということをお伺いします。他の自治体でも同じような動きがあると思いますので、この点、確認したいと思います。

取りあえず1回目、ここまでです。

総合政策部長 まず、第三者調査委員会についてでございます。選考に関しての御質問に、御答弁申し上げます。

第三者調査委員会の設置につきましては、調査に当たって公平性や中立性を確保するため、町といたしましては、利害関係を有しない方を委嘱する運用とし、この運用については、第三者調査委員会に関する規則にも明確に規定する予定としております。

人選の方法につきましては、今回の事例で申しますと、大阪弁護士会に対し、委員として適任の弁護士3名を推薦していただく依頼を行い、その依頼において、町と利害関係を有しない方を推薦条件とさせていただき予定でございます。

次に、第三者調査委員会の設置の仕方に関して、日弁連の御質問があったと思います。

第三者調査委員会を附属機関として設置する方法を取った理由といたしましては、議員お示しの日本弁護士連合会が策定した「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」の中で、「附属機関として第三者調査委員会を設置する場合は、条例の根拠が必要であるが、第三者調査委員会の趣旨を全うするために最も適した形態である。」、また、「第三者調査委員会を委託する場合でも、複数の者との間で委託契約を締結する場合には、附属機関である第三者調査委員会を脱法的に設置しているとして違法と評価される可能性がある。」との見解が示されている。このことを踏まえてものでございます。

次に、当該第三者調査委員会の調査対象を特別職に係る事案に限定した理由といたしましては、一般職の職員については、地方公務員法の懲戒等の規定が適用され、これに基づく手続等が整備されているのに対し、特別職については同様の手続等が整備されているとは言い難いこと。また、事案の当事者が一般職である場合、その地位や立場を踏まえれば、内部調査による方法で十分対応できる状況にございますが、当事者が特別職である場合は、その地位や立場によっては、一般職の職員が事実関係の調査等を直接行うことが實際上困難な状況にあります。このため、第三者調査委員会にて調査対象を特別職に係る事案に限定するというところでございます。

あと、大阪弁護士会のほうにお願いした際の内容については、後ほど次長のほうから御答弁させていただきます。

もう1つ、会計年度任用職員の費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

これについては、先ほども他の議員から御質問もございました。確かに、国のほうから通知もある中で、会計年度任用職員の、特定の期間に一時的に任用される職員であったり、勤務日数が少ない、あるいは退職している職員がいるという、これを理由にすべきでないということは、我々も重々承知はしているところでございます。ただ、職員団体と協議を重ねる中で、昨年、御意見もいただいた中で、他の自治体では来年度からではなくて12月から適用するというようなこともされている自治体があったということも、その場でお聞きをした中で、今回、できる範囲で改善に努めたということでございます。

先ほど戸田議員の御質問にも御答弁申し上げましたが、今後、どういう体制、あるいは条件をつければ遡及が可能になるのか、システムを構築する必要があるのか、あるいは人員を増やせばできるのかといったことも踏まえて、他の遡及されている自治体のやり方というのを、今後、調査研究をしながら、来年につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部次長 先ほど大阪弁護士会に相談した際、どのように相談したのかという御質問がございました。

弁護士会館のほうに赴きまして、その際、議会の決議文、こちらで作ってございました。

条例案、そういった資料を持参しまして、事案の概要を御説明させていただき、その上で議会の決議を踏まえて事実関係の調査を第三者機関で実施したい、その際の委員の推薦について御相談したいということでお願いを申し上げましたところ、先方からは、様々な委員会があるということなんですけれども、この内容で事実の認定作業ということであれば人権擁護委員会が適当ではないか。その理由についてなんですけれども、人権救済の申立て等、そういった事件を担当される際に、まず、申立て、相談の内容を踏まえて、複数の弁護士の方で事実の認定などの作業を行っておられると。そういったところから適しているのではないか、というような見解であったと記憶しております。

以上でございます。

健康福祉部長 物価高騰対策支援金に係る御質問でございます。

今回の給付金につきましては、国に詳細を確認中の事項もございますことから、現時点で想定しております事務の流れで御説明させていただきます。

議会で御可決をいただきました後、12月1日を基準日といたしまして、対象となる世帯——これは約3,200世帯でございますが、この世帯を抽出いたしました上で、振込口座を既に町で把握している世帯につきましては、氏名、住所、世帯構成、口座番号等をあらかじめ記載した確認書を作成いたしまして、12月中に対象となる世帯宛に送付を予定しております。送付いたしました確認書によりまして、特に口座の変更や今回の支援金の支給の辞退の申出等がない場合は、確認書に記載をいたしました口座に振り込むこととなります。これがいわゆるプッシュ型でございます。

しかしながら、今回の給付金の事務に当たりまして、国から留意点が1点示されておりまして、重複給付を防止するため、対象者に送付する確認書等で「既に他の自治体で7万円の給付を受けていないことを確認することとする。」というふうな留意点が示されておりますので、この「他の自治体での支給がないか」といった要件の確認につきまして、対象となりました世帯から書面での提出が必要となるという事務になりますと、確認書をさらに返送していただく必要がございます。この書面での提出が必要なのかどうかにつきましては、現在、大阪府から国に確認を行っておりまして、回答を待っている段階でございます。

もう1点、コールセンターの設置でございます。議員御指摘のとおり、御可決をいただきました後、速やかに業務を進めてまいりたいと考えておりまして、対象となる事業者には見積書の徴収、また、町が指示をいたしました後、速やかに業務を開始できるのか否かというのも併せて確認を行っておりますので、それらの事業者と調整をいたしながら、12月上旬には何とか設置してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 1点、答弁が漏れておりました。日弁連のほうは、まず、第三者調査委員会においては、関係者の事情聴取が必要であるというふうに言われているということで

ございます。

今回の事案についても、事情聴取を妨げるものではないんですけども、一からのスタートではなくて、一定、学校の関係者、あるいは、教育長のほうからの聞き取り調査というのをやっておりますので、その書面には、一方的に結果をまとめたということではなくて、当事者から、その内容についての確認サインもいただいているという点もございますので、それもお見せしながら、不足があれば、当然、第三者調査委員会が改めて追加の調査をするということはあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時58分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永山議員 引き続き、第87号議案について、追加の質問をさせていただきます。

まず、今回の条例改正、新たに設けられる第三者機関ですけれども、附属機関が特別職の不適切な行為について第三者による事実関係の調査を要するというので、これを調査するという事になっているんですけども、そもそも、この新たに設けようとしている附属機関が非常に限定的でしか使えないものである、主体もそうですし、その主体がどういう事案が起きた場合に、この機関を設けるのかというのは大変限定的です。常設をしておく、こうやって条例に附属機関の中に常設という形でしていくのであれば、町から独立性を持って調査を行う必要があるとき、迅速に第三者委員会を立ち上げられるように、特別職とか、こういう限定的にせず設けられるような仕立て、こういうものも可能であったかと思うんですね。

例えば、外の自治体では、第三者調査委員会の所掌事務は発生した事案ごとに別に定めるというふうに、何についての第三者調査委員会なのかというのを特段決めずに条例を定めている自治体も——例規集、今、インターネットでどこの自治体でも見られますけれども、ありました。なぜ、そういうふうにしなかった、こんな限定的にしか使えないような形に規定したのか。端的に汎用性がないということです。もう少し汎用性があるような定め方であったとしても、今回の事案でも十分機能し得るのではないか。かえて、今回、この「特別職の不適切な」など限定を加えたことで、せっかく設けたのにもかかわらず、今後、第三者調査委員会で調査をしておくのが必要ではないかという場面で使えなかったり、ここが引っかかって使えないとか、そういうことが起きるんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、どうして、このような極めて限定的な場面に使うような形に、附属機関を設定することにしたんだということを、1点、まず伺います。

あと、何を調査するのですかということは、もう多数の質問がありましたので、あえて、ここで「何を」ということは私からは問いませんが、その質問の中で、派生的に、

厳重注意など、こういった処分がどうであったか、その評価についても言及するものを妨げるものではない、そういう町の認識であるというふうに私は受け止めました。だとすれば、これは「たら、れば」にはなりますけども、その厳重注意という評価が適切ではなかったという結論が第三者委員会の判断で出た場合、その処分そのものはどのようになさるおつもりかということ、2点目として伺いたいと思います。

あと、第三者調査委員会の調査終了までの流れについて伺います。調査の終了、これは調査をする、しかも、その調査をまとめて報告書を作成する、そこまでを含めて調査の終了というふうに考えておられるのかという点です。そして、この調査の終了期限をいつまでと設定をするのか。期限ありきであってはいけないと思いますが、期限をいつまでに設定をするのかという点を伺いたいと思います。

ちょっと飛びまして、第91号議案、会計年度任用職員の点なんですけども、先ほど御答弁いただきましたが、理由として、端的に伺えないでしょうか。これは、ほかの自治体でどういう点が遡及できない理由なのかというのをアンケート調査をしたときに、「条例や運用の定めに問題がある」「予算の都合である」「給与システム改修の都合がある」「事務が繁雑だ」など複数の回答がありましたという、これは毎日新聞の記事に挙がっていたものなんですけれども、島本町として、これだという理由を明確にお答えいただきたい。先ほども申し上げましたが、それが明確になることによって、来年度以降、何を克服すべき課題とするか。例えば、条例などにうまいこと規定がないというなら、条例を改正してもらわないといけませんし、その辺、明らかにしていただきたいです。

あと、もう1つ、関連することなんですけれども、今回、遡及する・遡及しないという話がありますが、給与が4月に遡及しないことによって、今回、期末手当が、6月分と12月分どちらについても、これを遡及と言っていいのか分かりませんが、年度を通して通算で期月という必要な月数というのは、これは常勤職員と変わらなかったと思うんですが、給与の改定が遡及しないことによって、受け取る期末手当の額というのは結果的に少なくなっているのかどうか。この点について、私も理解が及んでいませんので、もし、給与を遡及させていけば期末手当がもっと多かったのではないですかということについて、端的に伺っておきたいと思います。

以上です。

総合政策部長 まず、今回、第三者調査委員会の設置が限定的であるという御指摘でございます。

他の自治体では、附属機関に関する条例において、第三者調査委員会の所掌事務を、発生した事案ごとに別に定めると規定しているところもございます。附属機関の設置根拠である地方自治法第138条の4第3項に定める「条例の定めるところにより」の趣旨として、地方自治法の逐条解説では「附属機関の設置の旨のみならず、その構成、担任

事務及び運営の大綱等について、基本的な事項についても条例に規定することが法の趣旨に適合する」との見解が示されております。

このような中で、今回、特別職に限定しているというところ辺でございますが、特別職と言いましても、町のこの三役だけではなく、非常勤の特別職もほかにいらっしゃいますので、そういう方も対象に、この条例ではなっておりません。

一般職については、条例では定めておりませんが、分限懲戒審査会という審査会を設けておりますが、特別職については何もないんです、今。そういったことで、今回、条例化をさせていただいたということでございますが、特別職に限ってという附属機関でございますけれども、条例化し、今後、適切に、迅速に対応ができるようにということで条例改正をさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

それから、処分の評価ということですが、今回、教育長に対して厳重注意をしましたが、これは処分ではございません。任命権者としての注意ということでございますので、その辺は処分ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

それと、調査の終了までの流れ等についてですが、まず、第三者調査委員会の調査の事務範囲については、調査結果について報告書を作成して、それを町長に提出していただくところまでを含んでおりまして、委員の任期も報告書を提出する日までというふうにする予定でございます。それから、報告書の作成期限でございますが、現時点で具体的にお示しすることはできませんが、本年度中に議員の皆様にご報告できるような、適切に事務を進めていきたいと考えております。

それと、第三者調査委員会による調査開始までの大まかな流れでございますが、本条例案等の可決公布後、速やかに大阪弁護士会のほうに推薦を依頼いたしまして、委員の委嘱事務を進めまして、12月末、または来年1月初旬に1回目の会議を開催できればというふうにご考えております。このため、委員による調査は早く来年1月上旬以降になるというふうに見込んでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部次長 会計年度任用職員の給与改定についてでございますが、4月遡及ができない理由を端的にということでございます。

先ほども部長のほうから御答弁しましたとおり、特定の期間、時期に一時的に任用される職員であったり、既に退職している職員等に対して、どのように対応すべきか等の課題、すなわち、会計年度任用職員については、様々な任用形態、任用期間等がある中で、一律の対応というのがなかなか困難である中で、それをどのように設定していくかというのが最も大きな課題でありまして、また、それを設定した際には、今後、給与改定の際の条例の規定の在り方等も検討課題になるものと認識をしております。

また、今回、4月まで遡及しないということで期末手当にどう影響するかということなんですけれども、年に2回期末手当を支給しておりまして、本年度6月に支給したも

のについては、その基準日に遡っていないというところでの差額支給はございませんが、今般、御可決いただきましたら、12月期の支給については改定後の給与に基づく、それから増額改定分の差額、こちらの12月期の支給に乘せる分についても反映されますので、その点では影響はないというふうに認識をしております。

大久保議員 それでは、第87号議案について、1点だけ確認させていただきます。

先ほど、他の議員の質疑において、行政側から、町長と教育長の発言には大きな差異はなかったという御説明があったかと思うんですが、この案件につきましては、決算不認定と決議まで可決された案件であります。そしてまた、町長から文書による嚴重注意があった非常に大きな案件だと私は思っておりますので、その「差異」が大きかった、小さかったというふうな、人それぞれ感じ方があるのかと思いますが、私は少なくとも大きな差異があったものだと思っておりますので、そこら辺は行政側として、小さな差異なら問題なしとお考えなのではないでしょうか。答弁をお願いします。

総合政策部長 町長の説明と教育長の答弁の差異についてです。

先ほど他の議員にもお答えをしましたが、委員会の中では、町長が報告した内容全てについて質問があったわけではない。これを踏まえたと、質問された部分について、町長が議員の皆様にも説明した内容に関わる質疑の部分については、表現等の違いはあったけれども、大きな違いはなかったという、そういう認識でございます。ただ、町長が説明した内容以外の質疑もございましたので、その部分については、町長が説明してないわけですから、説明と教育長の答弁に差異があるということ、それは間違いないというふうに考えております。

ですから、その部分も含めた、今後、第三者調査委員会のほうで、その真意を明らかにしていただくということも含まれているということで御理解いただきたいと思っております。

伊集院議員 ほとんど質疑は出ておりますし、答弁をお聞きしていると、理解してきたところであります。

先ほど、固有名詞も出していただいていたので、確認していきたく思いますけど、先ほどもありました「大したことない」ということ、そういった発言に対しても、また調査をされていくというふうに先ほどの答弁で受け取っていいのか。あくまでも「差異」というのは、説明の中になかった部分においては、これにおいて主語は何なのか、前後の話もあるだろうから、全然今までない部分、説明の中になかった部分の新たな定義において、第三者機関でも調査していただきたいという要望をしておりましたが、それも含まれているということで解釈していいのか、確認させていただきます。

それともう1点は、やはり、この第三者調査委員会、第三者機関を置くことによって、弁護士費用がもったいないんじゃないとか、そういう話も耳にするところでもありますが、今回、3名とされております。この3名というのは、多分最低限なんだろうなと

思うんですけど、まず、その3名にされた要因もお伺いします。

まず、この2点、お願いします。

総合政策部長 まず、今回、第三者調査委員会でやる調査の内容でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、委員会の中で、町長が以前に説明した内容と教育長の答弁の差異という部分については、大きな差異はなかったという認識ではございますけれども、それ以外の質疑について、町長が説明した部分ではない質疑がございましたので、その部分については、その調査の対象になるというふうに考えております。

それから、第三者調査委員会の委員3名ということの理由でございますけれども、これは日本弁護士連合会のほうから出されております「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」というのがございます。その中で、「第三者委員会の委員数は3名以上を原則とする。」というようなことが書かれております。このようなガイドラインがある中で、事前に大阪弁護士会のほうに御相談に伺った際に、事前の相談の中で、何名が適切かということの中で、3名が適切であろうという助言もいただいたということ。それと、やはり人数が例えば2名であれば、意見が違う場合もございます。そういったときにどういうふうに裁定するのかといったようなこともありますので、やっぱり奇数の委員の人数が必要であろうと。そういったことを総合的に判断をいたしまして、今回、3名ということで考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりやすかったです。確かに、2名で意見が割れたときにどうするんだという部分でいくと、先ほど来もありましたように、やっぱり、利害関係がない方々の意見を1つにまとめていただくには、3名が最低なんだろうなというアドバイスをいただいている中の要因、理由がよく分かりました。

では、先ほど報酬の部分でいくと、約90万円近い、89万円かかってくるという部分があります。これが、第三者調査委員会を立ち上げることによってデメリット的な部分に見えるんですが、例えば、この第三者調査委員会というのが立ち上げられるように設置していただいている附属機関として、これをすると、メリットとしてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、そこの確認を1点させていただきたいのと、先ほど永山議員からもありましたように、確かに今回の担当する附属機関の事務、「不適切な行為」が入っていると、ちょっと絞られるんじゃないかという観点は、私も違う意味ではあるなと思うんですけど、その後に「等」ということが記載されているので、この「など」というのが、先ほど午前中に福嶋議員からもあったように、町長でない、いろんな方からの調査依頼とか、どういうふうに決めていくのかという部分ですね。だから、この「等」というのは幅広く含めているのか。まず、この文章の、職員の「不適切な行為等」に関する、「等」についてはどういうことを想定されているのか、お聞きします。

総合政策部長 まず、第三者委員会を立ち上げるメリットでございますが、当然、1つに

は、職員がやらないということで、あるいは、町の関係者が調査に加わらないということで、公平性や中立性、それから、専門の方にお願いますので客観性の確保とか、法律的な面からの調査であったり、そういったことをやっていただけるということで、非常にメリットは大きいと思います。

また、町の職員がやりますと、通常の業務もあるわけですし、それに加えての業務になるという業務負担というのも1つ懸念されますし、あと、特別職に対しての調査というのを職員がやるというのは非常にハードルが高い、そういった困難な課題もございますので、そういったことが解消できるということが期待できるということで、今回、第三者調査委員会を設置するものでございます。

それと、条例の中で「不適切な行為等」の「等」の部分でございますが、不適切な行為はいろいろあると思います。パワハラであったりセクハラであったり、あるいは、何かの事件を起こして逮捕されたとか、世間ではいろいろ取り沙汰されているような事案がございますけども、やっぱり第三者から見ても、また、住民、議員の皆さんから見ても、非常に社会的にも非難を招くような事案等が、この「等」の中に含まれるということで、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

川嶋議員 私のほうは、島本町一般会計補正予算（第6号）について、質問させていただきます。

その中の、今回、非課税世帯への7万円給付についてでございます。先ほど他の議員からございましたけれども、質問の中での御答弁に、国からの留意点がある、重複給付を防止するために、他の自治体で支給がないか確認書が必要ということで、国からの留意点が通達されているということでした。今現在、大阪府のほうにもこれを確認中ということでありましたけれども、先ほど事務の流れの中で、様々予算の中にも案内とか、送付、返信、いろいろな予算が計上されております。こういう中で、先ほどコールセンターについては12月上旬には設置していきたいということでした。

その後の事務の流れというのは、どれぐらいの期間かかるのかということと、それと、あと、大阪府にこの確認書が必要かということを確認中ということですが、これがもし必要ないとなれば、どのようなことになるのか、その点について、お伺いいたします。

健康福祉部長 物価高騰対策支援金についての御質問でございます。

今回の支援金につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、国に詳細を確認中の事項もございますことから、現時点で想定しております事務の流れにつきまして、御説明したいと考えております。

まず、議会で御可決いただきました後、12月1日を基準日といたしまして、対象となる世帯を抽出いたしまして、先ほども御答弁いたしましたが、振込口座を把握している

世帯につきましては、氏名・住所等記載をいたしました確認書を送付いたしまして、12月中に対象となる世帯宛に送付したいと思っております。この確認書により、支給要件、また内容、受給意思等が確認できまして、口座の変更や支給辞退等がない場合につきましては確認書の口座に振込をいたしますので、この手法を取ります場合は、比較的迅速に給付が行われるものと考えております。

しかしながら、振込口座を把握していない、御転入された世帯等に含まれる場合は、課税の状況を前住所地に照会して確認するという事務が必要になりますので、この世帯につきましては、例えば、1月中に申請書を郵送して、返信封筒で御申請をいただくというような流れになると思います。

その他、振込口座を把握している世帯につきましては、書面により、そういった要件確認の手法について書面での提出が必要となりますと、また、町からお送りした確認書を再度御返送いただくような手続が必要になりますので、一定、プッシュ型、いわゆるこちらのほうからの確認書でもって振込の辞退、また変更がない場合は速やかに振り込むというような事務のときよりも、振込の時期については遅れるのかなというふうに考えております。

しかしながら、国の今回の低所得者世帯への支援枠につきましては、対象事業の目的といたしまして、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業というのが、その事業の趣旨ではないかなというふうに認識しておりますので、いずれにいたしましても、手続の内容の詳細を確認いたしまして、なるべく早期に振込ができるよう事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 一定、プッシュ型ということですので、手続、振込まで、そんなに多くの時間を要するわけではないという認識でいいのか、もう一度伺いたいのと、今の流れの中で伺いたしておりますと、早い人であれば年内に振込ができる人もいるかなという、そのような理解をした部分もあるんですけども、その点においては、年内振込という可能性というのはどのようにお考えでしょうか、伺いたします。

健康福祉部長 再度の御質問でございます。

先ほど御答弁いたしましたように、いわゆるプッシュ型での事務処理が可能な場合は、最短で年内に振り込むことも可能となる場合もございますが、しかしながら、先ほども御答弁いたしましたように、対象要件の確認について一定書面での提出が必要になる場合は、若干振込時期は遅れるものと考えております。いずれにいたしましても、迅速に事務を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

川嶋議員 最後に、先ほども1回目にお伺いしましたけれども、今、大阪府が国のほうに確認中ということでもあります。これがいつぐらいに来るかというところが、また問題な

んですけれども、それは早期に返答がいただけたらという思いで聞いておりましたけれども。それが外されるとなれば、年内振込というのは大きく可能性は広がっていくというこの認識でよろしいですか。再度、お伺いします。

健康福祉部長 再度の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、プッシュ型の場合は事務手続がかなり簡略化されますので、最短で年内に振り込むことも可能となる場合もあるというふうには認識しておりますが、現時点で必ず年内に事務処理が完了するとかいうような確定的な御答弁は、現時点ではいたしかねますので、できるだけ迅速に、担当部局としては事務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第8号報告については、報告を承ったものといたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

永山議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、中田・永山として、反対の討論をいたします。

附属機関として設置に至る背景、設置の在り方、その双方について妥当性が見いだしにくく、こうした附属機関を条例上設けておくことを適切と考えることができない、そのように思います。

反対の理由として、2つの側面から申し述べます。

1つ目は、決議を受けて、令和4年(2022年)に発生した教育現場での問題事象に起因する教育長の対応について、この第三者調査委員会で調査を行おうという、その点です。発言に違いがあるといった、それ自体、受け止め方の違いや見解の違いに左右される程度の相違をもって第三者調査委員会を設けることは本当に必要なのか。そこに予算を投入することまで必要なのか。それが住民福祉の向上に資するものと言えるのか。私は、到底、そのような利益が認められないと考えます。さらに言えば、結果ありきで理屈を追いかけているという部分があるのではないのでしょうか。

2つ目は、附属機関として条例上に設けたとしても、その規定の仕方に問題があります。極めて限定的な場面でしか活用しにくい委員会であり、以後、有用な機関として機能し得るかは甚だ疑問です。もちろん、行政では調べられないような事案が起こったとき、行政以外の手によって調査が行われるべきことがある、そのときの備えとして、そ

のような項目をあらかじめ条例に設けておくということ自体は理解ができます。しかしながら、もし、そうであるなら、この条例の条文はあまりにも使い勝手が悪く、附属機関として失当であると言わざるを得ません。議会の決議文に引っ張られて、このようなものを書いているように思われ、行政の自立性、意思が感じられず、たとえ決算不認定を受けてのこととは言え、責任ある対応とは言えません。

以上により、本件条例の一部改正に反対することといたします。

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表して、賛成の討論をいたします。

まず、最初に申し上げておかなければならないことですが、今回、この議案が可決されますと、この条例が一部改正されて、第三者機関の第三者調査委員会を設けることとなります。できることなら、これが活用されないというのが、当然、理想だとは思いますが、今の体制でなくても、これからもいろんな方が特別職になっていくと思います。その都度その都度、何か事案が起こるたびに、どのような対応をしていくんだということを行き当たりばったりで考えていくよりも、しっかりと条例に明記をして常設をしていくというようなことは、当然、必要であるとは思いますが。

本来でありますと、このようなこともなくてもよかったのかもしれないですが、それに該当するような大きな事案も発生したと。それで、提案の説明にもございましたように、決算不認定の各討論を受けて、それとまた、決議文の内容も受けてはありますが、私たちが訴えているのは、決議文の後半部分を読ませていただきますけども、「委員会質疑の中で、教育長が事実と異なる答弁をしたということであれば、議会の尊厳を揺るがす重大な問題であり、また、町長が議会に報告した内容と教育長が委員会質疑において異なる内容を発言したこと自体が町行政としてのガバナンスが問われていると考える。よって、教育長の不適切とされる言動について、第三者機関において事実を明らかにすることをここに強く求める。以上、決議する。」とあります。

私たちが求めているのは、今、町行政のガバナンスが問われていると考えているんです。その上で、当然、町行政もそうですし、私たち議会といたしましても、住民福祉の維持向上、このために頑張っております。その住民福祉の維持向上を果たしていくために、町行政のガバナンスに疑問がある状態で、どのような審議、どのような判断ができるのかということ。これをはっきりさせなければならない問題だと、ある意味、考えております。

そして、先ほども他の議員からもございましたように、議会の決議や議会の不認定の結果を受けて行政が引っ張られている、引っ張られているのではなくて、私は、これが二代表制が機能しているんだというふうに考えております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。もし、町行政に何か至らない部分があれば、議会は当然、質していかなければ

ればなりません。それは、住民福祉の維持向上のために当たり前のことだと考えております。

以上のような理由をもちまして賛成をいたしますけども、できることなら、この第三者調査委員会が今後活用されるようなこと、そのような事案が起こらないことをお願いいたしますして、賛成の討論といたします。

清水議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

附属機関に関する一部改正をされる要因としては、先ほどの第8号報告にもありました、また、質疑等も出ております要因のみで、もし、それだけであれば、この条例改正となると恒久的な改正でなくともよいのではないかなど、私も考えるところでもありますが、やはり近年、報道やネットニュース等で、市長や議員等、特別職のパワハラやセクハラ等、各種のハラスメント的な問題など取り上げられることも大変多くなってきております。現在の社会情勢も見据え、特別職においても調査機関が必要な時代であると考えています。

例えば、9月の常任委員会でも質疑し、答弁いただいたように、パワーハラスメントの定義を伺った中、府費負担教員や行政一般職等において防止等の指針などを示されており、優越的な関係などをはじめ調査していくには、やはり、特別職において町職員での判断は難しいこともあり、また、利害関係がない、先ほど答弁ありました公平性・中立性、客観的な観点も踏まえ、第三者調査機関に出せる体制を整備していくことは、働き方改革を進めている中に、各種ハラスメント対策の必要性も鑑みて体制づくり、そして、島本町においては、まちづくり基本条例や総合計画をはじめ各種に出てくる人権尊重のまちづくりを目指している島本町であります。特別職が職務に対し特権と取られないように、公平性・中立性、客観的に第三者調査機関に出せる体制の整備は必要不可欠であると考えております。

さらに、事が起きないように備え、防止のため及び再発防止の観点なども踏まえ、特別職においても調査体制を整備することに対し、必要不可欠だと認め、この一部改正内容において、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

本案件は、町長より御説明のあった教育長の不適切な言動に対する文書による嚴重注

意の説明と、教育長の民生教育消防常任委員会での答弁に差異があったため、第三者調査委員会を立ち上げ、事実関係を調査するための根拠となる条例であります。

他の議員の質疑により、町長と教育長の発言に大きな差異はなかったとの御答弁がありました。そもそも差異があることが大きな問題であります。速やかに第三者調査委員会を立ち上げ、今回の決議に係る事案の調査をしていただくよう要望して、賛成の討論とします。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、公明党を代表し、討論を行います。

今回の第三者調査委員会の調査におきましては、適正な調査が進めていかれることを望むものであります。先ほどからの皆様の質問の中にもあるように、それらのことがしっかりと明確になることにより、現在、出ている差異や疑問についても払拭できるものと期待をしております。令和5年度中の調査とのことですが、信頼関係の構築の回復のためにも、また、公平性・中立性のもと、しっかりと進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、賛成の討論といたします。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

戸田議員 第87号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、私・戸田より、留保の立場から討論を行います。

教育長の「不適切」な言動の事実を明らかにすることを求める議会の決議を受け、島本町特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会を設置するため、条例を一部改正するものです。令和4年度一般会計歳入歳出決算の不認定の理由、不認定とされた方の理由でもありました。私自身は決議には賛成しかねましたし、また、決算を認定している者ですが、議会の議決を受けて、執行部がそれに対する措置をされるということに関しては、必要なものと理解しているところです。

さて、9月の民生教育消防常任委員会での議員の質疑に対する教育長の答弁に疑義があるのであれば、違いがあると思われるのであれば、議員は自ら新たな質疑でこれをただしていくことが本来可能であり、その権限を与えられているわけです。もとより、教育現場における事案に議員、あるいは議会が関わりを持つこと、あるいは、その関わり方には極めて慎重でなければならないと私は考えています。

本件は、生徒の人権や長期的に休暇を取得するに至った教職員の人権に係る事案であることはもとより、特別職である教育長の人権に関わることでもあります。第三者の調査により、これらのことが明らかになるのでしょうか。質疑により確認したところ、ま

た、議会にお示しいただいた資料人4・5においても明らかなように、依頼する調査内容は、議会の決議の内容を踏まえた事実関係の調査となっており、これを基本とされています。事実関係の調査の範囲とその手法については、人権擁護の立場、視点から、弁護士の皆様方に調査いただけることを期待し、委ねたいと思っております。

また、学校現場における生徒指導の評価とその対策については、その権限と責任を有する教育委員会において適切に対応されることに、重ねて求めておきます。御答弁でもいただいたところです。

さて、私は、今後起こり得るかもしれない事案に備えて、特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会を条例に記しておくことに関しては、その必要性を否定するものではありません。しかしながら、個々個別の事案に対して、その都度、条例を制定して第三者調査委員会を設置するのか、あるいは、このような書きぶりで恒常的に条例に加えておくのが適切なのか、私自身、現時点での判断が難しいと思いました。したがって、本議案には賛否を留保することとし、退席することをお許し願いたいと思います。

以上です。

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後1時46分 戸田議員退席)

これより、採決を行います。

第87号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

清水議長 起立多数であります。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(午後1時47分 戸田議員出席)

引き続き、第88号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

大久保議員 第88号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

議員のなり手不足問題について、その原因の1つが、町村議会議員の低額な議員報酬

(全国平均約21万円) であると考えられることは周知の事実であります。しかしながら、その一方で、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけが上がるのはおかしいという厳しい意見があることも事実であります。

そもそも、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適切な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行うもので、今回の条例改正は、これに鑑み議員報酬を改正するものです。

しかしながら、基礎自治体の半分以上は町村であり、全国町村議会議長からの「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望」の第7番目に、「低額な議員報酬の改善」と挙げられている中、その町村議員と一般職の職員が同じ制度で議論されてよいのでしょうか。今後、まずは国会等で国会議員の議員定数削減など、人事院勧告の内容も含めて、時代に合った議論がなされるべきであります。

この議論が進まない中、今回の条例を判断することは適切ではないと考え、保留の討論とします。

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後1時50分 山口議員、中嶋議員、大久保議員退席)

これより、採決を行います。

第88号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第88号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(午後1時51分 山口議員、中嶋議員、大久保議員出席)

引き続き、第89号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第89号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第89号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第90号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第90号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第91号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第91号議案につき、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

人事院勧告の趣旨を踏まえて、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の引上げ改定と給料表の引上げ改定を行うものです。過去10年間、1人当たりの国民所得は諸外国と比べて低い水準にあると言われていています。国際比較においては、経済成長だけではなく為替ルートが影響しますが、たとえそうであっても、改善していかなければならない課題であることは明らかです。

会計年度任用職員の給与については、5月2日、あるいは、その後、秋にも総務省通知に基づき、勤務形態等を考慮の上、改定を行う時期も含めて常勤職員に準じて改定することを基本とされています。同一労働同一賃金を目指していくことが、国際的な比較からの今日的な課題であると思われれます。正規雇用、非正規雇用の非合理的な格差について、国をあげて是正していかなければなりません。

今年度においては、給料表の改定について、施行期日を翌年（令和6年）4月1日と

はされなかったこと、その姿勢については評価いたしますが、このまま、今後も会計年度任用職員だけが年度当初に遡らないというのであれば、一般職との格差はますます広がっていきます。期末手当の算定基準にも影響しかねない不利益が生じています。一般職と同様に、年度当初に遡及することを目指して課題に取り組んでいただくことを強く求めておきます。

一般職の職員にあり、会計年度任用職員にはない勤勉手当の支給にも同様のことが言えます。併せて考えていかなければならない課題と申し上げ、賛成の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第91号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第91号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第92号議案 令和5年度一般会計補正予算(第6号)につき、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

人事院勧告の趣旨を踏まえて、職員の給与改正と期末手当の支給月数を改めるための補正予算が主たるものです。議会は、既にこれに関する条例改正を可決しており、必要なものと認めるものです。

燃料費、光熱費、食料品等、生活を支えるあらゆるものの値段が上がっています。食料や飼料を輸入に頼り、食糧自給率の低さに甘んじてきたツケが押し寄せています。国民の所得が上がらないまま物価だけが上昇するという状況は、避けなければなりません。物価高騰対策の国庫交付金により、基準日を12月1日として住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を現金給付するとのこと。その額、およそ2億2,400万円、これを現金で給付することは、7万円という額からして妥当と判断しております。関連して、コールセンター業務、郵便料、時間外手当等も必要なものと認めます。

特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員の特別職非常勤職員報酬89万3,000円については、既にある資料に基づいた再調査が主たるものということで、積算された報酬額とのことです。これによりどのような事実が明らかになるのか、疑問に思うところです。議会の決議に対応されたこと、決算不認定の理由とされていることから、これに必要な措置であると判断されたことについては一定理解するものの、第三者調査委員会の設置の目的には納得しかねております。

しかしながら、他の多くのものが必要不可欠であると判断し、賛成の立場に立つことといたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対し、コミュニティネットを代表して、賛成の討論を行います。

今回の補正予算につきましては、大きく分けて3つに分かれると思います。1つは人事院勧告への対応、そして、非課税世帯へ7万円を支給する物価高騰対策、そして、特別職職員不適切行為等第三者調査委員会、この3つに分かれると思います。

人事院勧告につきましては、人事院勧告の趣旨をしっかりと遵守して、このような対応を取られたこと、評価いたします。

そして、7万円の非課税世帯の方々への支給ですけれども、この支給、今年に入りましても何回か見たような、これからもまた何かあるようなことも聞いておりますけれども、できれば1つにまとめていただけると、事務のほうもスムーズに進むのかなというふうに思っております。そのような中で、しかしながら、この7万円、しっかりと支給していかなければなりませんし、適切に、また、迅速な対応をしていただくことをお願いしておきます。

そして、特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員89万3千円です。先ほどの議案で条例の一部改正がされまして、これを設けることが可能となりました。先ほどの条例改正につきましては、何か特定のものに対するあれではございませんでしたけど、これにつきましては、しっかりと、何を調査するんだという目的ははっきりしているんだというふうに思います。また、この第三者調査委員会を設置するという意義についてですけれども、私たち議会の中でも、この件については様々に意見が分かれていると思います。前回、決議案を出させていただきましたけど、その10人の提案者の中でも、10人ともが一緒のことを考えている訳じゃない、様々な意見があって当たり前だと思います。

そして、特別職、このような立場にある方が不適切な行為があった場合、特別職にある立場の方、当然、人事権も持っておられますし、立場上も非常に明確に上下関係がはっきりしている。このような人たちに対して、一般職の方々が適正な判断を下すというのは、総合政策部長の答弁にもありましたように、非常にハードルが高いだろうという

のは想像に難くないと思います。そのような意味を持ちまして、やはり、今回の案件につきましても第三者調査委員会をお願いするというのが、これは適当であろうというふうに考えております。まず、中立な立場で、私たち議会もそうですし、町行政もそうですし、政治的な判断が及ばない立場で適正な判断を客観的にしていただく、これが求められてるんじゃないのかなというふうに思います。そのような意味を持ちまして、今回の予算についても適切なものであるというふうに理解をいたしております。

以上で、賛成の討論といたします。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

種々討論出ているとおり、ほぼ、この3点の内容であったという部分においては、特に必要不可欠であろうと思っております。

その中で、やはり留意いただきたいのは、答弁にもありましたとおり物価高騰対策支援金、本当に苦しい中、単発単発でしか、なかなか予算も国会を通してこなければならぬ。いろんな議論もあろうかと思いますが、留意事項が今回あった重複給付がないように、急がなければならないのと相反して重複給付がないように、こういう注意事項が出ていますので、事務方としては大変かと思いますが、その分の御尽力をいただきたいということを要望しておきます。

そして、先ほどもありました附属機関の費用、資料作成の日当と、もし、会議がある場合の日当金額、ここの部分におきまして、やはり第三者の客観的観点にて、事実、あくまでも誰がどうだこうだではなく、事実、何が起きたか、こういうことを議論していただけるように、結果はその後おのずと出てくるわけですから、事実だけを明らかにできるような体制は整えていただくことを、この予算においても、また、審議をお願いしていきたいと思っております。

今回の補助金の中でも、歳入においても費用が入っている部分がありますが、まだ確定でない部分もあります。この点の金額変更等がありましたら、また、随時議会も御報告いただくようお願いを申し上げ、第92号議案におきまして賛成の討論とさせていただきます。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第92号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第6号）について、公明党を代表し、討論を行います。

第三者調査委員会の報酬につきましても、先ほども条例の一部改正のときに申し述べましたとおり、大変必要なものと感じておりますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

また、物価高騰対策支援金につきましても、非課税世帯を対象として7万円が給付さ

れます。昨今の止まらない物価上昇の中、切実な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。質問でも申しましたが、12月上旬にはコールセンターを設置されるとのこと、そしてまた、何より今回のこの臨時会議に補正予算として計上されたこと、大変評価するところでは。

スムーズな事務執行の中、また、重複などは避けなければならないということはあるかもしれませんが、できるだけ年内振込に関しましての御努力を強く要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第92号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第92号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第93号議案 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第93号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

清水議長 起立多数であります。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第94号議案 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第94号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第94号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第95号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第95号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第95号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第96号議案 令和5年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第96号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第96号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第97号議案 令和5年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第97号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第97号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、11月臨時会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和5年島本町議会11月臨時会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後2時12分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第 8 6 号議案 工事請負契約の変更について

第 8 号報告 令和 4 年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

第 8 7 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

第 8 8 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第 8 9 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第 9 0 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第 9 1 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第 9 2 号議案 令和 5 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）

第 9 3 号議案 令和 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 9 4 号議案 令和 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

第 9 5 号議案 令和 5 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 9 6 号議案 令和 5 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 9 7 号議案 令和 5 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和5年島本町議会11月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第86号議案	工事請負契約の変更について	11月28日 原案可決
第8号報告	令和4年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について	〃 報告を承る
第87号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第88号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第89号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第90号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第91号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第92号議案	令和5年度島本町一般会計補正予算（第6号）	〃 原案可決
第93号議案	令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第94号議案	令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第95号議案	令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃 原案可決
第96号議案	令和5年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第97号議案	令和5年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月28日

島本町議会議長 清水貞治

署名議員(1番) 川嶋玲子

署名議員(14番) 永山優子

令和5年

島本町議会12月定例会議 会議録

令和5年12月13日 開議

令和5年12月14日 散会

令和5年12月13日（第1号）

令和5年12月14日（第2号）

令和5年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号 (12月13日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○一般質問	4
・福嶋議員	4
・中嶋議員	17
・大久保議員	26
・戸田議員	34
・中田議員	46
・川嶋議員	57
・山口議員	72
・野口議員	78
○延会の宣告	81

第 2 号 (12月14日)

○出席議員	83
○議事日程	84
○開議の宣告	85
○一般質問	85
・永山議員	85
・平井議員	97
・伊集院議員	100
○第 5 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	112
○第 6 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	112
○第 98 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の 指定について	113
○第 99 号議案 島本町手数料条例の一部改正について	119

○第100号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について……………	121
○第101号議案	島本町火災予防条例の一部改正について……………	122
○第102号議案	令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）……………	122
○第103号議案	令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	122
○第104号議案	令和5年度島本町一般会計補正予算（第8号）……………	122
○第9号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について……………	149
○第105号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について……………	150
○散会の宣告……………		152
※付議事件の議決結果……………		154

令和5年

島本町議会12月定例会議会議録

第1号

令和5年12月13日(水)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第1号)

年 月 日 令和5年12月13日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	高岸 信之	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和5年12月13日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

福嶋議員 1. インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を
2. 島本町の内部統制課題改善に向けて

中嶋議員 子どもたちのために是非とも町営プールを!

大久保議員 1. 島本町の高齢者移送サービスについて
2. 島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」について

戸田議員 1. 学童保育室指導員の働き方改革
2. 島本町立歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用
3. 幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資源化

中田議員 有機フッ素化合物(PFAS)汚染について

川嶋議員 1. 子育て支援事業のさらなる充実について
2. 健康管理と病気の早期発見のための検診について

山口議員 補助金交付団体について

野口議員 不登校児童とフリースクールについて

永山議員 1. 「島本町手数料使用料見直しの方針」に住民意見の聴取を
2. 尾山遺跡移築復元と文化財の今後

平井議員 家庭ごみの戸別収集の検討状況について

伊集院議員 1. 就学前児童に対する幼児教育・保育について
2. 翌年度に向け保育関係や「こども誰でも通園制度(仮称)」
3. 配偶者等からの暴力への対策の強化について

日程第3 第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 第98号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定

管理者の指定について

- 日程第5 第99号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 日程第6 第100号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 第101号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第8 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）
第103号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
第104号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 第9号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 日程第10 第105号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和5年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は本日から12月14日までの2日間の予定となっておりますので、皆様には、円滑な議会運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としまして、会議時間の短縮に取り組むとともに、傍聴席については距離を保つために19席としておりますので、御了承願っておきます。

議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本定例会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

なお、傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本定例会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、6番 福嶋議員及び10番 平井議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、中嶋議員、大久保議員、戸田議員、中田議員、川嶋議員、山口議員、野口議員、永山議員、平井議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員 (質問者席へ) 改めまして、おはようございます。

ただいまより、12月議会での福嶋保雄の一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

1つ目、「インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を」と題して、質問を行います。

島本町におかれては、令和元年度、島本町内で非常に来客数のあるということ、やっぱりサントリー山崎蒸溜所であり、駅前への道中にある島本町の歴史に関する名所や離宮の水ブランド認証商品の店舗などの魅力を生かしながら、観光客を駅前への周遊につなげたいとのお考えを示されました。

そして、令和2年度に地域再生マネージャー事業へ応募され、サントリー山崎蒸溜所の観光客を町内への周遊につなげることができるような取組を行われようとした中、新型コロナウイルス感染症禍となり、より詳細の課題分析を進め、令和5年度には、まちの魅力を創造・発信事業においては、町内の経済循環が乏しいことを主要課題として取り組まれるとのことでした。

まずは、当初想定していたサントリー山崎蒸溜所の観光客を町内への周遊につなげる取組と現状について、お教えてください。

都市創造部長 それでは、福嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を」についてでございます。

地域再生マネージャー事業における当初の課題の1つとして、サントリー山崎蒸溜所から西国街道沿道への周遊を促し、地域活性化につなげることの必要性を挙げておりました。本事業内での検証の結果、課題解決の方向性としては、マーケティング理論を取り入れ、大切な地域資源を守るために、地域価値である自然と文化性に高感度なイノベーター層をターゲットとして、人的資源の発掘と、人的資源から生まれること興しやものづくりの開発から着手することを、戦略として掲げました。

現状としては、その後の地域再生マネージャー事業及び本年度の町の魅力を創造・発信事業において、地域の人たちによる魅力ある様々な地域資源を基に、イベントのみならず日常的な経済活動の中で新たな価値を作り出し、情報発信することで、町内の経済循環を向上させる取組を継続的に行っているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 令和5年度の取組状況について、簡単にお教えてください。

都市創造部長 令和5年度の事業として、まず、人材の発掘事業「島本とこの人。」については、令和4年度に20組の取材を行い、広報しまもとにおいて令和5年5月号から連載開始するとともに、新たな人材の発掘を行っております。

次に、こと興し事業といたしましては、昨年度実施した「島本ジビエ」「後鳥羽上皇関連イベント」「タヴェルネッタシマモト」が開催されるとともに、新たに「島本ダブ

ルダッチフェスタ」と「ウイスキー100年フェスティバル」が開催されました。

また、商品開発支援といたしましては、令和4年度において、大阪成蹊大学の協力の下、応募のあった事業者の商品等が新たにデザインされたことから、現在、随時販売が開始されており、本年度は、万博関連のイベントや高槻市政80周年イベントでも出展いただきました。

最後に、タウンプロモーション戦略といたしましては、先日完成した「フォトブック」などを活用し、メディアリリースをするなど、積極的に地域の魅力発信に努めているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 令和5年度は、インバウンドの再開で訪日外国人観光客数も回復しつつあるとともに、海外の富裕層では滞在日数を伸ばし、そこでしかできない経験を求める質重視に転換する動きがあるとのこと。そして、観光産業や商品の高付加価値化が進められており、サントリー山崎蒸溜所におかれても、高付加価値の抽選制のものづくりツアーを毎日4回、プレステージを火曜日・木曜日の14時から設定されるなどを行っておられます。

このことから、サントリー山崎蒸溜所工場見学について、無料であった令和元年当時と現在とは、訪問される方のニーズや人数などが大きく変わっていると思いますが、どのような分析を行っているか、お教えてください。

都市創造部長 山崎蒸溜所の来館者予想人員の人数は、コロナ禍前と同様の年間13万人から14万人を見込まれていると聞き及んでおります。しかしながら、予約が非常に困難となっている現在の状況や近年の外国人を中心とした観光客が求めるニーズに合わせ、見学の再開を契機に、提供されるサービスを高付加価値化されているのではないかと推察しております。

以上でございます。

福嶋議員 年間13万から14万人ということは、日々300人から400人が、毎日実施される見学も含めると、10時から5時までの時間当たりそれぞれ数十人の方がコンスタントに来られるということになります。

全国、全世界から、サントリー山崎蒸溜所でしかできない経験をしようとして来られる方たちに、ウイスキーの製造、熟成することのできる島本町の自然の環境、水をきっかけとして認知してもらおう。抽選予約で訪問される時間帯が固定された前後の時間で、島本町でしかできない体験を1つでもしてもらえよう仕掛けづくりが必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

都市創造部長 蒸溜所の来訪者の訪問時間に合わせた体験プログラムの開発については、現時点では単発のイベントとして開催しているのみであり、本格的な事業としては実施

できておりません。しかしながら、本町にとっても継続的な体験プログラムの事業化や飲食店への誘導は、町内の経済効果がより期待できることから、今後の展開といたしましては望ましいものであると考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今後、どのように取り組んでいこうとしているのか、お考えを改めてお聞かせください。

都市創造部長 現在、実施している体験プログラムの取組を継続し、改善していくことや、魅力ある飲食店のPRやお土産開発の磨きあげにより、将来的には蒸溜所に来館される方々に、様々なまちの魅力を、年間を通じて楽しんでいただける機会を提供できるような事業展開を目指しているところでございます。そのためには、島本駅、水無瀬駅まで、来訪者が訪れたいくなるような付加価値の高いコンテンツの磨きあげや事業化を実現することができる事業者の発掘、育成、周知などが課題であることから、そのような仕組みの実現の視点も踏まえながら、まちの魅力の創造・発信事業を総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 蒸溜所に来所される方々に、様々なまちの魅力を年間を通じて楽しんでいただける機会を提供できるような事業展開を目指しておられる、まちの魅力の創造・発信事業を総合的に取り組んでまいりたいとのことですが、どのようなイメージで、そのステップを踏まれようとしているのか、お教えてください。

都市創造部長 来訪者に本町の魅力を、年間を通じて楽しんでいただくためには、まずは、それぞれの民間事業者が事業を通して御活躍いただくことが必要であり、町としては、魅力ある店舗や商品をPRイベントや広報などを通して、地域全体の認知度を上げることが必要であると考えております。

また、本町のにぎわいづくりに関する地域課題を解決する意欲のある起業家などに対して、創業や事業拡大に関する伴走支援制度の構築を行う取組や、島本駅周辺のにぎわい拠点整備として島本町立歴史文化資料館の活用策、さらには来訪者の案内などについても、検討を行っているところでございます。

なお、これらの取組を進める上で、島本町の魅力をインターネットで事前周知することや蒸溜所周辺で知っていただくための仕掛けづくり、さらには、蒸溜所と各施設とのアクセスの向上などが課題であると考えております。これらの課題については様々な要因が関係することから、今後、長期的な視点に立ち、旅行会社や公共交通機関をはじめ、様々な民間事業者と連携しながら、インバウンド観光客への対応についても適宜取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 インターネットでの事前周知や旅行会社との連携など、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

そこで、少し視点を変えてお尋ねいたしますが、滅多に行けない都市の観光をしようとしたとき、どのように予定を立てるでしょうか。インターネットで行きたいところの施設名や地域名と名所、おいしいもの、お勧めなどのキーワードを入れて検索するのではないのでしょうか。その辺りの対応として、それで島本町が引っかかってくるのかというところに疑問があります。その辺りの対応等はどのようにお考えでしょうか。

都市創造部長 今の時代、多くの旅行者が目的地に関する情報をインターネットを通じて入手する状況の中、キーワード検索でまちのコンテンツを認知いただくことは非常に効果的な手法であると考えております。検索サイトで上位候補に挙がるためには、一般的に各自業者が広報費などをかけて行う場合などもございますが、本町のホームページや各事業所が積極的に鮮度の高い情報を、検索サイトの仕組みを把握しながら、適宜提供し続けることも重要であると考えており、これまで以上にホームページやSNSを活用したPR手法を充実させる必要があると認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町は京阪神にあり、周りには電車ですぐ京都、大阪、神戸、そして奈良などに移動でき、そこには観光したい場所が多くありますので、島本町の魅力づくりを行いながら、その成果を蒸溜所に来た方に知っていただく、広めていただくことが大変重要であるのではないかと思います。

アクセス向上を図られることも大切ですが、逆に、開発された様々なお土産物やお店を、蒸溜所への来訪者に案内することが必要ではないでしょうか。また、できることならば、実際に購買してもらえ、知ってもらえよう、アンテナショップ的な施設などを蒸溜所の近くに誘致するのも1つの方策かと考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 蒸溜所来訪者への町のお土産やお店に関する情報提供の手法として、お一人一人に周知する場合は、事前のインターネットでの周知をはじめ、来訪時の駅から蒸溜所までの間などにおける直接的な情報提供の充実が必要であると考えております。

なお、蒸溜所内に来られた方全体に周知できる方法については、どのような方法が取れるかを、サントリー蒸溜所と協議をさせていただく必要があるものと考えております。

次に、アンテナショップの誘致により、町内の商品を購入いただく場所づくりは各自治体でも行われておりますが、日常的に店舗を構え、商品の確保を行える事業として成立するかどうかは不透明であり、本町の現状としては、まだまだ課題が多いものと考えております。そのため、現在は地域再生ビジョンで掲げた「ひと・こと・もの」のサイクルにより、各コンテンツを充実させながら、周遊したくなるような場所を増やし、磨きをかけることを行いつつ、にぎわいの拠点づくりについても、長期的な視点で取り組

んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございました。

1つ目の質問として、「島本町のにぎわいをどのように創造していけばいいのか」の観点から質疑をさせていただきました。島本町は、コンテンツを充実させたい、周遊場所を増やしたい、磨きをかけたいと考えられていること、理解いたしました。

確かに、それらのことをやっていかなければ、中身の薄いものになってしまいます。しかしながら、カスタマーとの接触、PRを同時並行で進めないで、先延ばしにしているのでしょうか。例えば、島本町のふるさと納税は、サントリーウイスキーというキラーコンテンツがあるにもかかわらず、当初は苦勞されたと聞いております。そして、徐々に周知され、今ではよりよく知ってもらうために多くのサイトを活用することで、ふるさと納税いただける方を増やすのが1つの方法と伺っております。それと同様な考え方で、島本町に来ていただいているお客様、観光客との接触機会、言い換えると旅行のプランを立てられるときに、種々のコンテンツがより検索にヒットするように、ウイスキーとのコラボ商品の開発、来られた方への周知方法の検討、アンテナショップなど、直接接も必要ではないでしょうか。

ぜひとも、観光客自らの広報力の活用などを含め、高い購買能力を有する観光客へのアクションなどを積極的に御検討、実施していただくことをお願いし、1つ目の質問「インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を」を終わります。

続きまして、2つ目、「島本町の内部統制課題改善に向けて」と題して問います。

本年9月議会の総務建設水道常任委員会にて、業務計画から大きく遅延している事業があることを指摘し、翌日、町長答弁で、即日、町長、副町長、総合政策部長で打合せを行い、是正及び再発防止について検討を開始されたとのことでした。

本日は、島本町全体として同様な課題の再発防止になっているのか、また、重大な課題の再発防止がしっかり行われているのか、質疑を通して確認していきたいと思っております。

まずは、その検討状況について、お教えてください。

総合政策部長 続きまして、「島本町の内部統制課題改善に向けて」についてでございます。

事業の進捗管理は、施策のPDCAを回すに当たっての基本作業であり、9月議会での御指摘を踏まえ、庁議において、各部局長における進捗管理の徹底を確認したところでございます。

また、「再発防止に向けた取組」についてでございますが、本町における各年度の主要施策につきましては、本年度から「主要課題及び行革方針に基づく取組」の一覧表を作成し、町の公式サイトでも公表させていただいております。

本年9月以降、この一覧表が掲げる施策の上半期における進捗状況について、各所管部局から副町長及び総合政策部長に報告するとともに、教育こども部を除く部局では、副町長が各部局長と人事評価制度に係る中間面談を行った際、進捗などに課題を有する施策などについて対面で確認を行い、町長にも報告しております。また、教育こども部におきましても、別途、部内で所管施策の進捗確認が行われており、町長部局においても情報共有しております。

なお、来年度以降につきましては、同時期に町長、副町長及び総合政策部長も参画し、主要施策の進捗に関する各部局ヒアリングを行う予定としております。

以上でございます。

福嶋議員 その取組で、今回指摘している事案の再発防止がどのようにできるのか、お教えてください。

総合政策部長 主要課題として掲げた施策の進捗状況を年度の中間で確認することで、年度当初の計画から大きく遅延している事務がある場合、これを庁内で共有するとともに、必要に応じ、部局を超えた支援や計画の見直しを図るなど、事業内容に応じた対応を講ずることができるものと考えております。

福嶋議員 今回の仕組みは、重要な案件に関しては町長まで情報共有を行うとともに、各部所の事業推進ほかにおいて、部署だけでは解決できそうな課題がある場合は、担当や担当責任者等の判断で状況報告にとどめず、適宜、課長、部長、副町長、そして庁議や町長に適宜情報提供が行われ、個々人ではなくチームとして関係者で判断し、タイムリーに是正・対策が行われていく仕組みとなり、半期ごとの確認は抜け漏れの確認の位置づけであるという理解でよろしいでしょうか。

総合政策部長 部局内で解決が困難な課題である場合等については、随時、町長、副町長まで情報共有を行い、組織として対策を講じるとともに、先ほど申し上げました一覧表をマネジメントツールとして活用しながら、半期ごとの確認も行うものでございます。

福嶋議員 迅速な御検討、御対応いただき、ありがとうございました。

その考えというのは、消防本部や消防署、上下水道部、教育委員会など全ての部署、全ての組織に水平展開されるという理解でよろしいでしょうか。

総合政策部長 今後、本町の全ての組織で、同様の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 それでは次に、教育こども部においては別途確認が行われるとのことですので、教育委員会について質問いたします。

教育委員会におかれては、教育長、教育委員会、部長、2名の次長、各課長はどのような指示命令系統になっているのか、お教えてください。

教育子ども部長 「教育委員会における指示命令系統」についてでございます。

まず、教育長につきましては、教育委員会を代表する者であり、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置くものでございます。次に、教育委員会事務局には教育子ども部を置き、部長は、教育長を補佐するとともに、部の分掌事務を総理し、所属職員を指揮監督するものでございます。次に、次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するものであり、2名の次長がそれぞれの所管事務について、これを行っているところでございます。次に、教育子ども部には4つの課を置き、課長は、上司の指揮を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するものでございます。なお、各職場それぞれの分掌事務において、必要に応じて上司の指示を仰ぐものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 教育委員会から学校・園・所への指示命令系統並びに学校・園・所での指示命令系統について、お教えてください。また、学校における生徒指導事案について、指示、指揮命令等、異なる点があるのか、教えてください。

教育子ども部長 まず、学校につきましては、教育総務課長及び教育推進課長がそれぞれの分掌事務に基づき、そのサービスを監督するものでございます。また、幼稚園及び保育所につきましては、子育て支援課長がこれを指揮監督するものでございます。次に、学校長、幼稚園長、保育所所長は、所管施設における担当事務を掌理し、関係職員に指示するものでございます。次に、各職場それぞれの分掌事務において、必要に応じて上司の指示を仰ぐものでございますが、学校における生徒指導事案をはじめとする教育的専門性を有する事案につきましては、各職のうち、教員免許状を有し学校勤務経験を有する者が中心に対応することが通例となっており、本町におきましては、教育長、教育推進課長及び指導主事等が学校の指揮監督を行っているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 次に、大阪府教育委員会との関係について、一例として、平成15年のことになりますが、児童・生徒への迅速で的確な対応とケア等を行うための学校体制の構築、教育委員会と関係機関との連携方策の策定については喫急を要する課題と認識されていたと理解しています。様々な内容があるかと思いますが、学校におけるセクシュアル・ハラスメントや体罰に関し、学校、教職員と教育委員会及び府教育委員会との指示命令や報告、支援・受援等の基本的な関係について、お教えてください。

教育子ども部長 「学校と市町村教育委員会及び大阪府教育委員会との指示命令等に関する基本的な関係」についてでございます。

学校で、教職員によるセクシュアル・ハラスメント等の事案が発生した際には、学校から市町村教育委員会へ報告があり、市町村教育委員会から大阪府教育委員会へ報告す

る流れとなっております。また、その際に、大阪府教育委員会へ指導等を仰ぎ、市町村教育委員会から学校へ指示・指導等を行うこととなります。事案の発生の有無にかかわらず、大阪府教育委員会から市町村教育委員会に様々な通知が日常的に届き、それを受けて、市町村教育委員会から各学校へ通知することとなっております。

指示・指導系統につきましては、大阪府教育委員会から市町村教育委員会、市町村教育委員会から各学校となっており、報告や支援という点では、各学校から市町村教育委員会、市町村教育委員会から大阪府教育委員会という関係となっております。

以上でございます。

福嶋議員 教職員による事案が発生した際は、指示命令系統は府教育委員会、町教育委員会、各学校、報告・支援要請はその逆ルートとのことですね。そして、具体的な各種の調整や対応は、指導監督を行われている教育推進課長及び指導主事等が主体で行われ、次長、部長、教育長へは、適宜、報告・連絡・相談が行われるものと推察いたしますが、それでよろしいでしょうか。

教育こども部長 議員御指摘のとおりでございます。

福嶋議員 町長部局において、業務計画から大きく遅延している事業があることを指摘し、是正・再発防止を求めたわけですが、教育委員会におかれては、組織的に是正が必要な課題の有無について、教育長はどのようにお考えか、お考えをお聞かせください。

中村教育長 「教育委員会における組織的に是正が必要な課題」についてでございます。

先ほども部長から御答弁申し上げましたとおり、教育委員会におきましては、学校における生徒指導事案をはじめとする教育的専門性を有する事案や教職員によるセクシュアル・ハラスメント等の事案など、一部町長部局とは異なる指示・指導系統により対応を行っているところではございますが、これらを含めまして、教育委員会として組織的に是正が必要な課題というものは無いものと認識しております。

以上でございます。

福嶋議員 現在、組織的に是正が必要な課題というものは無いとのこと、多くの課題について手を打たれたことと思いますので、どのように対策され、再発防止が行われているのか、1つ2つ、事例で確認させていただきたいと思います。

まず、1つの事例、本年9月議会の委員会質疑において、教育長から「組織としての生徒指導の在り方に大変不安を覚えた」との御答弁がございました。そのことが再発しないように——これは決算議会ですから、昨年の事例になりますけども——御答弁がありました。そのようなことが発生しないように、組織として再発防止を図られる必要がありますが、それが実施され、その内容を他校を含め学校・園・所に徹底されたかと思うのですが、教育長から、どのようなことが行われたのか、お教えください。

中村教育長 まず、具体的に言いますと、報・連・相の徹底、次に、学校長が、事態を正

確に、そして詳細に把握すること、3点目、その事象を振り返り、課題を洗い出し、検討すること。そして、当該校へは、該当生徒のみならず周囲の生徒への支援・教育も兼ねて、どのような対策が可能か、担当課——教育推進課を交えて協議し、実施しました。

また、「再発防止のために他校・園・所にどのように徹底したのか」という点についてでございます。

まず、マニュアルや防止法等、そういうものを策定するという形も必要なのですが、一番肝心なのは、それ以前の保育士、教職員の子供への人権感覚です。まず、校・園・所長会等においては、再三、生徒指導、人権教育と語る前に、大人が目の子供に敬意を持って接していただきたいということを重ねて申し上げました。ただ、「見えない学力」と同じで、人権感覚、「感覚」なるものは目に見えるものではなく、日々の保育・教育活動においても培われるものと考えます。

みづまるキッズプランの根本理念として、思考力を含め、「見えない学力」の育成を掲げておりますが、子供の成長のみならず、大人、つまり、保育士や教職員の成長にも大きく資するものと期待しております。そして、あのプランに基づいた保育・教育・授業を行うには、根本に子供への尊敬の念が必要になってきますし、保育士・教師主導ではない、子供からの発想、考え、意見を大切にしようという大人の姿勢が求められてきます。今、教師主導の教授型の授業からの変換が時代としても求められておりますし、10年、20年先を見据え、今後、必要になってくるものです。

私だけではなく、部長、次長をはじめ教育推進課を中心に、現場の職員に研修等を通して、その理念の大切さを共有しているところであり、保育士、そして先生方と、研究保育・研究授業として協議を重ねております。保育・授業観の転換を通して、大人の子供に対する人権感覚も育んでいければと考えております。

そして、今後も継続して、小・中学校、町人権等も交えて、町全体で保育士・教職員の大人の子供に対する人権感覚育成について、その具体的方策を協議してまいります。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁がなかなか多岐にわたっておりまして、中身が把握しにくいんですけども、組織として大変不安を覚えられたという中で、現場に対して課題の洗い出しを検討することとか、教育推進課との連携をしっかりと中心にやらせたという御報告をいただいたかと思っております。

そしてまた、教育長のブログによると、令和5年8月24日にハラスメント研修もやられたというようところで、従来からやられていることをしっかりとやられている中で、何も対策をされてないというふうに聞こえておりますし、今また検討を進めているということで、1年以上経った中で、まだ何も進んでないというところで、不思議に思っております。

改めて問います。

学校長が把握されるというところなんですけども、通常、課題が起こって学校長が把握されて書類をまとめられる。それはどれぐらいの期間を要するもの、案件によっても違うと思うんですが、状況把握——多くの方が対応されますと、やっぱりそれなりの面談の時間とか事実確認の時間とか、内容の整合性の確認とかあると思いますけども、教育委員会の中では、どれぐらいの時間スケジュールでその管理をされているのか、お教えてください。

中村教育長 その時々にもございますが、全体的なものに関してはかなりの期間を要すると思いますが、細かいことに関しては、その都度提出を求めています。

以上でございます。

福嶋議員 「その都度」というのが、即日なのか、1週間後なのか、1か月後なのか、半年後なのか、1年先なのか、大体どんなめどでしょうか。お教えてください。

中村教育長 今、具体的なものがございせんが、1週間後のものもあれば、即日のものもあり、半年後のものもございます。

以上でございます。

福嶋議員 今回の「組織としての生徒指導の在り方に大変不安を覚えた」ということで、大変重要な案件だと思っております。

それに関して、どのようなスケジュールで、学校長が把握された書類を入手される予定で、どれぐらいの期間で入手されたのか。それに対して、まだ対策中であるというような状況らしいですが、まずは、学校長の把握された書類に関して、どんな時間スケジュールでやられて、それに課題はなかったのかということをお聞かせください。

中村教育長 まず、保護者対応についての対応については、1週間ほどをめどに提出を求めました。それは録音の内容を聞きますと、大変課題があると判断したので、そのことについて確認をしたかったからです。そして、全体の生徒指導の在り方については、半年後のものもありますし、不適、不十分なものに関しては、3月末をもって最終の報告書を提出していただきました。

以上でございます。

福嶋議員 あまり個別案件には入りたくないんですが、「組織としての生徒指導の在り方に大変不安を覚えた」ということで、その書類が1つ、大きなことかと思えます。1週間程度で求められたというところなんですけども、それは中身を修正して再提出されたものがあるんでしょうか、お教えてください。

中村教育長 中身を修正して再提出されたものはございます。

以上でございます。

福嶋議員 それがどれぐらいかかって作られたのか。今回の書類の提出を求められたとい

うところなんですけども、実際には現場で、再提出まである程度の時間が必要だったのではないかというふうに思うんですが、まずは、どれぐらい時間かけて再提出されたのか。それに対しての1週間後での提出と、再提出の時期の在り方ということに関してどうお考えか、お教えてください。

中村教育長 即日求めましたのは、事実と異なる点が大変あると思ったので、そこはすぐに確認したいと思いましたので、提出を願いました。ただ、そこを学校長に指摘した後、やり直し、修正の部分は1週間後、今、しっかりと日時は覚えてないんですけども、1週間後ぐらいには提出されたというふうに考えております。

ただ、議員もおっしゃるように、具体的な事案になりますとプライバシーにも関わりますことから、詳細については控えたいと思います。

以上でございます。

福嶋議員 現場の状況把握というのは大変難しいものですし、現場がしっかりと状況把握をした後に、そして、いろんな観点から、この人はこう言った、あの人はああ言ったという情報がしっかり揃った後に、それを客観的に見れるということが大変大事になってまいりますので、その辺の、まず求め方自体含めて、組織としての在り方に大変不安を覚えられたんじゃないかなというふうに思っております。

これは1点目でございますので、2点目に進ませていただきたいと思います。

2事例目として、同じ委員会質疑において教育長から、人権問題となるおそれのあることから、教育長自ら現場に行かれたという趣旨の答弁がございました。教育現場で人権問題、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントのおそれがある場合、さきの答弁から、府教育委員会と連携されることになっているのではないかと推察しておりますが、府教育委員会との連携を判断する場合、教育長はどのように関わることが多いのか、教育長より御答弁を求めます。

中村教育長 大阪府教育委員会との連携の件ですけれども、事案が発生した際には、教育長からの指示の下、担当課である教育推進課から大阪府教育委員会に連絡を取った上で、密に連携し、対応することになるものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 学校から事案が上がってくる、そして、それを教育推進課長が受け取る、そして、その話が教育長に上がってくる。教育長が判断をされて、それを基にして府に連絡する、そういう理解でよろしいでしょうか。

中村教育長 そのとおりでございます。

福嶋議員 教育長は、それが府の教育委員会に連絡しなければいけない、しなくていい、そういう最新の判断基準を教育長はお持ちという理解でよろしいでしょうか。

中村教育長 はい。

福嶋議員 先ほどあった「人権問題となるおそれがあるもの」というのは府の教育委員会と連携が必要だと思いますが、いかがだったのでしょうか。お教えてください。

中村教育長 最終については、当然上げてはおりますが、その時々判断については、逐一、府教育委員会には御相談はしていません。私の判断で行いました。

以上でございます。

福嶋議員 これは令和4年度の案件ですので、「令和4年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項」——これは府の教育委員会から市町村の教育委員会に対する指導・助言事項でございますが、〈人権侵害事象等に対する対応〉、教育委員会が「校長を中心とした、人権侵害は許されない学校体制づくりに努めるよう指導すること」「教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること」とされています。これに対して教育長はどうお考えでしょうか。

中村教育長 重要な事案に関しては、府教育委員会と連携して行っていくものだと考えます。

以上でございます。

福嶋議員 教育長が「人権問題となるおそれを有すること」という判断をされた。こういふときには、やはり府の教育委員会の指導・助言に従って、町の教育委員会に対して指導・助言をされているわけですから、まずは連携を図る、そして、迅速かつ組織的に、個人ではなく組織として対応することということを求められておりますが、今回の判断、この指示事項と少し違うように思いますが、いかがお考えでしょうか。

中村教育長 今、個人というふうに言われたんですが、私は個人としては動いておりません。その都度、部内で共有し、協議し、その方策を考えた上での行動、結果です。

以上でございます。

清水議長 時間が。

福嶋議員 分かりました。

教育委員会としては、先ほど教育長の指示で府に連絡するというお話がありましたけども、それは、実は教育委員会の中で複数の人間が組織として協議され、対応を決めるという理解でよろしいでしょうか。

中村教育長 そうでございます。

以上です。

福嶋議員 分かりました。

ただ、判断は組織でされるというところでお聞きしましたけども、組織的に対応するというところで、やはり、私自身理解できていないところございますし、その辺、判断も含め、行動も含め、教育委員会としてしっかりと対応していくというところではない

でしょうかというふうに思っております。

ですので、今、お聞きした案件2つ、まだ終わってない案件もありますし、先ほどの御答弁からしますと、「現在、組織的に是正が必要な課題はない」という御答弁に対して、まだ検討中のものがあるというような御答弁に変わっていられるということは、やっぱり認識が甘いんと違うかというふうに言わざるを得ないかなというふうに思っております。

時間の関係もございますので、これだけで終わりたいと思いますけども、部署だけでは解決できそうもない課題がある場合、担当や担当責任者等の判断で状況報告にとどめず、適宜、課長、部長、副町長、教育長、そして庁議、町長に、適宜、報告・連絡・相談が行える仕組みの定着をしっかりと図ってください。

また、難しい課題への対応ほど、基準のない中での個人を中心とした判断ではなく、様々な知恵と経験を生かしたチームとしての組織判断で行動できる、言い換えると、属人的でない判断、タイムリーに是正・対策が行われていく仕組みを、しっかりと島本町としてつくっていただくことをお願いし、2つ目の質問「島本町の内部統制課題改善に向けて」を終え、福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員（質問者席へ） おはようございます。

令和5年12月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。内容は「子どもたちのために是非とも町営プールを！」です。

今年の夏も全国各地で災害級の暑さが続き、島本町でもうだるような暑さが続きました。真夏になる前には公園などでよく見かけていた子供たちは、昨今の異常気象により室内で過ごさざるを得ない状況となり、屋外で遊んでいる姿を見かけなくなってきました。外で遊びたい盛りの子供たちは、家の中で遊ぶことしかできず、保護者にとっても大きな問題となっています。

来年以降も、夏になれば外で遊ぶことができないくらいの暑い日がやってくるのが想定されます。暑い日は何をしたらよいのか、どこに出かけるべきかと悩んでいる保護者の声をよく聞きます。かく言う私も未就学児を育てている親の一人ではございますが、外で遊びたい盛りの息子をどこに連れて行ってあげればいいのかといったことに、今年の夏は悩まされました。冷房の効いている支援センターや図書館、ショッピングモールのフードコート、料金のかかる民間施設等、様々な場所に出向きましたが、子供の要望にかなう場所は少なく、行き先が限られてきます。夏らしい遊びをさせてあげたいという親の願望とは裏腹に、今年の夏も家の中で過ごす日が多かったと記憶しています。

ただ、そんな中で唯一活路を見いだせた場所がありました。それがプールです。近隣

地域の自治体には他自治体の人でも入れるプールの施設があり、予約制のところもありますが、とても重宝させていただきました。また、広い庭のある知人の家に出向き、家庭用プールに水を張って遊ぶということも、子供たちにとっては楽しい夏の過ごし方になっていたように感じます。

さて、ここ島本町では、御承知のとおり町営プールは廃止され、子供たちの夏の遊び場がなくなっています。また、集合住宅の多い島本町では、家庭用のプールを活用した水遊びもできないのが現状です。何とか子供たちのために、特に未就学児のような、学校の開放プールに行けないような年齢の子供たちが水遊びできるような場所をつくりあげることができないものかといったところから、今回の一般質問を進めさせていただきたいと思います。

そこで、まず、1つ目の質問です。

町営プールが廃止されてからかなりの年数が経ちますが、いまだに町民の方々から町営プールの復活を望む声を聞いています。行政に対しては、町営プールについてどのような意見が出ているか、町民からの声があれば、具体的にお答えをお願いいたします。

教育こども部長 それでは、中嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「子どもたちのために是非とも町営プールを！」のうち、「町民からの意見」についてでございます。

本町では、今年度の施政方針においてお示しいたしましたとおり、積年の課題でありました町立体育館については、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を前提に、プールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について検討しているところでございます。本町から直接、住民の皆様に対し、御意見を伺う機会は設けておりませんが、要望・苦情制度に基づき提出された意見として、令和3年度は町営プールの整備検討を望む声が3件、令和4年度には町営プール及び体育館の建設を求める声が2件ありました。

いずれにいたしましても、今後、整備する方向性がまとまれば、基本計画を作成していくこととなり、その際には住民の皆様からの御意見をお聞きする機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

それでは、一つ一つ課題を整理していくためにも、質問を続けさせていただきたいと思います。

多くの自治体には公営プールがありますが、前述のとおり島本町にはありません。その中で町営プールを復活させることは難しいでしょうか。

教育こども部長 次に、「町営プールの復活」についてでございます。

町立プールの設置につきましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、町立体育館の水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を前提に、プールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について、現在、検討しているところであり、その中で方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 了解いたしました。

町営プールについては、町立体育館の移転に伴い、テニスコートの整備も含めて検討していただきたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

ちなみに、町営プールを廃止した経緯や、その維持費、運営費の予算は、当時、幾ら計上されていたか、御回答をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「町営プールを廃止した経緯と維持費等」についてでございます。

昭和31年に竣工した旧町立プールにつきましては、経年劣化により老朽化の進行が著しい状態となっております。平成23年度には、町立プールの給排水管等の劣化状況の把握調査を行い、施設全体の給排水管の劣化が非常に進んでいることが確認され、埋設配管の総取替えや、それに伴うプールサイドの解体復旧工事などの必要性が明らかになりました。さらに、調査した業者からは、全面建て替えを考慮してもよいとの御意見もいただいております。

また、町立プール開設におきましては、毎年、プール開設時期に保健所による立入調査を受けておりましたが、町立プールは昭和31年に竣工した施設であるため、平成12年に制定された大阪府遊泳場条例の適用施設ではありませんが、保健所からは、老朽化と併せて、大阪府遊泳場条例の基準に適合するよう指導を受けておりました。

これらを踏まえ検討した結果、安全かつ適正な運営を継続することは困難との判断に至り、平成26年度の施政方針において、当該年度の開設を見送るとの方針をお示しいたしました。

その後、今後の在り方を検討する中で、大規模改修に要する費用や、町立プールの用地は大半が借地であり、借地料が発生していることなどを踏まえ、関係者等と検討した結果、現地での改修及び建て替えは困難と判断し、廃止に至ったものでございます。

次に、「町立プール事業に係る費用」についてでございます。

開設の最終年度となりました平成25年度予算では、プール薬品などの消耗品費として104万8千円、水道使用料などの光熱水費として312万4千円、プール設備修理の修繕料として100万円、プール運営監視等業務などの委託料として648万5千円、プール用地などの賃借料として450万3千円の合計1,616万円を計上しておりました。

以上でございます。

中嶋議員 詳しい御説明、ありがとうございます。

プールの老朽化によって維持ができなかったこと、また、維持運営費だけでも1,616万円といった大きな予算がかかっており、廃止せざるを得なかったことがよく分かりました。

今年度の施政方針において示されているとおり、町立体育館の水無瀬川緑地公園敷地内への移転の際には、プールやテニスコートも含めたスポーツ施設の整備を検討している旨、大変評価するとともに、一町民として、とても楽しみにしている次第です。

さて、ここまでは町営プールについて触れてきましたが、一般的にイメージするプールを復活させるというのは、予算的にも施策的にも大変難しいということが分かりました。そこで、もう少し方向転換をして、実現可能ではないかと思われる内容で質問を続けていきたいと思えます。

今回の質問の趣旨は、あくまでもプールに固執しているわけではなく、子供たちに遊び場の提供はできないものかといったものです。真夏の炎天下の中では公園で遊ぶこともできないといったところから、島本町にもプールがあればいいのにといったところから始まっています。

そこで、もっと規模を小さくして、移動式のレンタル簡易プールを活用することで、夏場に小さな子供専用のプールを運営するといったことはできないでしょうか。

都市創造部長 次に、「レンタル簡易プールの活用」についてでございます。

本町におきまして、移動式のレンタル簡易プールを活用し、子供専用のプールを運営することにつきましては、町が管理する公園や町有地などの公共用地を利用して実施することが考えられます。

なお、実施に当たりましては、子供の安全を確保するための監視員の配置が必要になることや、良好な水質を確保するための検査を実施する必要があること、着替えの場の確保、プール本体のレンタル費用、水道料金など、安全面や財政面における課題があるものと認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

もちろん、何事にも新たに始めるには、それ相当の予算や体制の確保が必要であり、お答えいただきました課題を解決していくことは必須です。ただ、様々な課題があるのは当然のことですが、移動式の簡易プールであれば、町が管理する公園や町有地などの公共用地を利用して実施できることが、今の答弁によって分かりました。

さて、夏場になると、名神高速道路の高架下付近では、小学生の子供たちや保護者とともに、小さな子供たちが水無瀬川に入り、泳いだり水遊びをしている姿をよく見かけます。自然を売りにしている島本町にとっては、大変ほほ笑ましい光景が広がっていますが、未就学児のような小さな子供にとっては、自然の川はまだ危険と隣り合わせ

となり、安心して遊べないのが現状です。

そこで、例えば、東大寺公園に子供専用の簡易プールを設置することで、安心して水遊びができる環境を整えてあげたいのですが、高架下の日陰の部分に簡易プールを設置することは難しいでしょうか。

都市創造部長 次に、「東大寺公園に子供専用の簡易プールの設置ができないか」についてでございます。

東大寺公園につきましては、全体的に平坦な地形となっており、簡易プールを設置する程度の広場も確保されていることから、設置場所の選定は可能であると認識いたしております。

なお、先ほど御答弁申し上げた課題に加え、当該公園につきましては、河川法に定められた河川区域内にあることから、治水上、支障にならないよう設置する必要があり、実際に設置を行う際には、河川管理者である大阪府と協議の上、設置が可能であるか判断する必要があるがございます。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

取り外し可能である組立て式の簡易プールや空気を入れるエアース式のプールであれば、2～3時間で撤収することが可能であり、治水上、支障が出ることは想定しにくいと思います。ぜひとも、河川管理者である大阪府と協議を重ねていただきまして、設置できるようにしていただきたいと思います。

ここからは、東大寺公園の簡易プールを設置できることになったらという仮の話にはなりますが、仮に、東大寺公園に簡易プールを設置した場合、プールの水の確保は可能でしょうか。

都市創造部長 次に、「仮に設置した場合の水の確保」についてでございます。

東大寺公園に設置した場合の水の確保につきましては、当該公園内のローラースケート場付近の水飲み場や、町道沿いの植樹帯に設置されている散水栓から水道水を確保することが可能ではございます。

なお、いずれも蛇口の口径が小さく、大きな規模のプールとなれば、満水にさせるためには相当な時間が必要であり、水飲み場におきましては、プールに水を供給している間、他の公園利用者の使用が制限されることや、散水栓から給水となるとホースを車道横断させての作業となり、周辺交通に対する安全対策が必要となることなどが課題となるものと認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員 了解いたしました。

大きな規模のプールとなれば、満水までに相当な時間が必要であることは理解いたし

ますが、組立て式や空気を入れるタイプの簡易プールは数多くの商品があり、小さな子供20人くらいが遊べる比較的小さなものであれば、ホームページを見る限り、1～2時間程度で水を溜めることが可能とのこと。

ちなみに、東大寺公園の名神高架下の橋脚には、湧水がパイプを通過して水無瀬川に流れていますが、あちらの水を活用することはできないのでしょうか。水質に問題がなければ、ポンプを使って簡易プールに水を入れることで大幅に時間短縮できますし、なおかつ水道代を浮かせることが可能と思いますが、お答え、お願いいたします。

都市創造部長 名神高架下付近の橋脚に設置されているパイプからの放流水につきましては、過去に天王山トンネルで工事を行ったことによる水無瀬川の水位への影響を低減する目的で、当該トンネル内の湧水を放流されているものでございます。

本町が当該湧水を活用して、事業として簡易プールを設置することにつきましては、御利用される方の健康面・安全面について、厚生労働省の遊泳プールの衛生基準に基づき管理する必要があると考えており、大腸菌や一般細菌等を除去するなど、一定の浄化工程が必要になること、また、プールに水を溜めた後につきましても、継続的に水質検査を行う必要があるなど、課題が多いものと認識いたしております。

しかしながら、現在、川遊びシーズンには、東大寺公園に遊びに来られたお子様たちが放流水を利用して水無瀬川の河道内で水遊びをされている現状を踏まえ、この延長線上で、家庭用プールを東大寺公園に持ち込まれて放流水で水遊びを楽しまれることについては、他の公園利用者の妨げにならない範囲で、利用者各自において安全面等に配慮していただきながら楽しめることは可能であるものと認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員 お答え、ありがとうございます。

厚生労働省の遊泳プールの衛生基準に基づき管理する必要があるとのことで、湧水を活用することは少し難しいことが分かりましたが、あちらの湧水は相当きれいな水であることを聞き及んでいます。可能であれば、簡易的でも構いませんので、一度、水質検査をしていただけたらと思います。

では、それ以外では、町有地または公園などにプールを設置した場合、問題点や対策などはどういったことが必要になってくるとお考えでしょうか。

都市創造部長 次に、「プールを設置した場合の対策等」についてでございます。

町が管理する施設となることから、プールを利用される方の安全面に配慮いたしますと、常時監視員を配置する必要があると考えております。衛生面におきましては、比較的規模の大きいプールを設置する場合、定期的な水質の確認作業や、適切な水質を確保するためのろ過装置、シャワー、更衣室などの設備が必要であり、これらの設備を設置するためには、電源の確保や排水の処理等が必要となります。また、このような設備を

設けない簡易的なプールであれば、水質の確認作業に加え、日々の水替え作業が必要となるものと認識しております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。御答弁いただきました内容について、触れさせていたいただきたいと思います。

まず、安全面に配慮した上で常時監視員を配置する必要があるとのことですが、これはプールの規模によっては不必要かと考えております。小学生の低学年、またはそれ以下の未就学児が遊べる程度の簡易プールであれば、とても規模の小さいものであり、適切に使用すれば事故の危険性は大幅に減るものと考えられます。また、小さな子供が使用すると考えれば、子供だけで水遊びをすることは考えにくく、保護者同伴、もしくは保護者が監視をすることを前提にすることで、そこに割く人件費は削ることが可能かと考えます。

また、お答えいただいたとおり、規模の小さな簡易プールであれば、水質を確保するためのろ過装置やシャワー、更衣室などの設備も不必要であり、電源の確保や排水の処理も必要ありません。小さな規模の簡易プールでも日々の水替え作業は必要になりますが、東大寺公園では、夏場、水遊びに来られる方に対しての管理人がおられるので、そういった方に水替え作業をお願いすることも可能ではないかと思えます。できないことを前提とした考えではなく、どうすればできるのかと考えることで、柔軟な発想が浮かんだりもします。ぜひとも、前向きに可能性を探っていただけたらと思います。

ただ、季節が夏ということで、1つ、懸念材料として挙げられるのが自然災害です。東大寺公園にプールを設置するとなると、台風や集中豪雨による河川の氾濫といったことを考慮に入れる必要があるかと思われませんが、台風や集中豪雨の際の対応は、どのようなことが考えられるでしょうか。

都市創造部長 次に、「台風や集中豪雨の際の対応」についてでございます。

東大寺公園につきましては、河川法に基づく河川区域となっていることから、台風や集中豪雨の際など、水無瀬川の水位の上昇が想定される場合には、プール施設を河川区域から撤去する必要があります。なお、設置するプールの規模によっては、職員ではなく事業者による対応が必要になってくるものと考えております。

また、事前に大雨が予想されるときや突発的な大雨になった際には、監視員により避難の誘導などを行い、利用者の安全確保を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

設置する簡易プールの規模にもよりますが、小さいものであれば、比較的簡単に撤収作業は可能との記載がホームページ上に載っています。ただ、自然相手のことですので、

河川の氾濫等が予想される際には、撤収したプールの保管先も含めて、事前に対策を練っていただければと思います。

これまで、東大寺公園の高架下付近に小さな子供向けの簡易プールを設置したらどうかといった内容で質問を進めさせていただきましたが、例えば、ほかの候補地として緑地公園等も考えられますが、緑地公園内に簡易プールを設置するようなことは可能でしょうか。

都市創造部長 次に、「緑地公園内に簡易プールを設置することは可能か」についてでございます。

水無瀬川緑地公園内への簡易プールの設置については、公園内に、はらっぱ広場など平坦で遊具の設置がないエリアがあり、簡易プールの設置場所の選定は可能であると認識いたしております。しかしながら、東大寺公園と同様に、御利用される方々の安全面やプールへの注水設備、水質確保に関する課題、周辺の集合住宅への配慮などの課題があることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 お答え、ありがとうございます。どこに設置するにしても、同じような課題があるということが分かりました。

ここまでやりとりをさせていただいた中で、何となく、どういったものを提供するべきなのかといったイメージができたと思いますが、行政として、仮にそういった簡易プールを設置した場合、どのくらいの予算が必要になると考えているか、お答えできる範囲内でお示してください。

都市創造部長 次に、「簡易プールを設置した場合の予算」についてでございます。

公共施設における独自の事業として実施された自治体の夏季イベントの事例でございますが、プール本体やろ過装置などの設備の耐用年数から、3か年単位で算出しており、設備の初期投資と3年間の運営費用として約3,000万円の予算に加え、テントや更衣室などの備品や使用する電気料金、水道料金、開催日に配置する安全監視員の費用が必要となる旨、聞き及んでおります。

以上でございます。

中嶋議員 お答え、ありがとうございます。

質問の最初に、「町営プールの復活を！」といった、少し規模の大きいことを言ってしまったということもあり、予算規模が私の予想を大きく上回る内容の御答弁になってしまったような気がしますが、再度、私が求めている内容について、お伝えさせていただけたらと思います。

前述したとおり、真夏の炎天下は熱中症や熱射病、また、厳しい紫外線に対する対策など、小さな子供たちにとっては厳しい環境となっており、多くの保護者にとって、ど

ここで子供を遊ばせたらいいのかが課題になっています。ほかの地域のように、大小にかかわらず公営プールがあればいいのですが、本町には今のところ、そういった施設はありません。大それたことを言っているのではなく、そういった子供たちのために、真夏の遊び場の提供ができないものかといったところから、この質問をさせていただいております。

行政がサービスを提供する以上、答弁でもいただいたとおり、一定規模以上の安全対策や施設のレベルを提供しなくてはならないということも重々理解しているつもりではあります。ただ、難しく考えれば考えるほど、新しい事業には手を出しにくいものです。私が調べた限りでは、小さな子供が水遊びができるぐらいの簡易的な組立て式、もしくは空気を入れて遊ぶ程度のエア式のプールであれば、数十万円で購入することが可能です。また、少しデコレーションを伴った、子供が喜びそうなそれっぽい簡易プールでも、同じように高くない値段で購入できます。水道料金や水の張り替えといった作業に伴う人件費、また、設置する場所の簡単な整地等、必要な経費はかかってくることは想像できますが、最初は、夏休み中の期間のみといった期間を設けることで、予算規模を大幅に下げることが可能です。

特に、東大寺公園の高架下では、例年、多くの方が水遊びをしており、水遊びをする環境は既に整っています。まだ、川遊びをするには年齢が伴わない小さな子供向けの簡易プールをぜひ設置していただくことで、町内の子育て世代にとっては、夏の遊び場の選択肢が1つ増え、大変助かると思います。

財政難、また、人員確保が難しい中、新しい試みをするのには大変難しいことだと思いますが、できる範囲内で物事を考え、町長が掲げる「小さな町の豊かな暮らし」につながるような行政サービスを提供していただけたらと思います。

来年の夏からは、東大寺公園高架下で、小さな子供を連れた家族連れが簡易プールに入って楽しそうに遊んでいる姿が見られることを願いつつ、最後に町長の意見を求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

山田町長 本町の公共施設におきまして、夏場におけるお子様の遊び場の確保の必要性というものは、私も認識しているところでございます。一方で、公共施設としてのサービスを提供するには、御利用される方々の安全面や衛生面を最優先に取り組む必要があるものと考えております。

今後におきましては、多くの課題はございますが、様々な視点から、可能な対策について、財政状況も勘案しながら検討を重ね、夏場におけるお子様の遊び場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

それでは、以上で私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

清水議長 以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時14分～午前11時30分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) それでは、通告どおりに質問に入ります。

1点目、「島本町の高齢者移送サービスについて」。

外国人観光客が増えている観光地や交通の便が良くない過疎地でタクシー不足が深刻になる中、一部国会議員からも、自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」の解禁を求める声が出ております。これについて、規制改革を担当する河野デジタル大臣は、「『ライドシェア』をやる人の運行管理、健康管理をどうするのかもあわせて、どういう形でサービスを地域に提供するかという議論を積極的にやっていきたい」と述べ、政府内で本格的に議論をしていくという考えを示しました。

私たちの住む島本町も、「移送サービス助成事業」として、介護保険で要介護2から要介護5に認定されている高齢者が、病院への通院や役場などの官公署への手続きのためなどの際に利用したタクシーなどの料金を助成する制度があります。また、「福祉ふれあいバス」が、利用対象者の外出（買い物、通院、公共施設の利用など）を支援する福祉巡回バスとして運行しています。

「ライドシェア」の議論は、今後進展していくと推察いたしますが、インバウンド需要がコロナ前のような活況を取り戻しつつあり、これにより、タクシードライバーやバス運転手の不足など、深刻な問題となりつつあります。

本町におきましても、超少子高齢化が進む中、現状の高齢者移送サービスで課題がないのか、質問をしてみたいです。

まず、現在、移送サービス助成事業を御利用の方は何人おられますか。また、予算の根拠をお示ししてください。

健康福祉部長 それでは、大久保議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「島本町の高齢者移送サービスについて」のうち、「移送サービス助成事業の利用状況、予算」についてでございます。

令和5年度の高齢者の移送サービス助成の利用者数は、11月処理分までで、延べ利用者数では278人、実人数にいたしますと162人の方から申請をいただいております。予算の算出方法につきましては、過去3年間の毎月の延べ人数から1か月当たりの平均利用人員を出し、それに月3回で1回当たり3,000円の上限を乗じて算出をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 昨年の実績が334万780円とお聞きしております。

現状の移送サービス助成事業の課題をどのように考えておられますか。また、介護タクシーを含めたタクシー不足などの影響はないのでしょうか。

健康福祉部長 次に、「移送サービス助成事業の課題、タクシー不足の影響」についてでございます。

移送サービス助成事業は、高齢者の通院等の移動支援としてタクシー利用にかかる費用を助成しておりますが、近年、高齢者や関係団体等から、タクシーが少ない、なかなかつかまらない等のお声をいただいております。本年2月に、高齢者を対象に実施した次期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査においても、「外出に際する困りごと」の設問において、「配車時間がかかる」「台数が少ない等によりタクシーが利用しにくい」の選択肢を約2割の方が選択されており、回答数としては、設問中で3番目に多くなっております。

これらのことからタクシーの不足や利用しにくさ等については、当該事業の運用に当たっての大きな課題であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 やはり、島本町におきましても、タクシーの不足や利用しにくさというところが大きな課題になるということでもあります。

このことを置いておきまして、次の質問ですけれども、福祉ふれあいバスの利用状況と予算の根拠をお示してください。

健康福祉部長 次に、「福祉ふれあいバスの利用状況と予算」についてでございます。

福祉ふれあいバスの令和5年度の利用状況につきましては、4月から10月末までで、選挙や新型コロナワクチン接種に係る土曜日臨時運行日を除いて延べ1万4,576人、1日平均で101人の方に御利用いただいております。令和5年度予算では、運行委託料456万2,000円、車両リース費用171万4,000円、燃料費や事務費73万8,000円、合計で701万4,000円を、福祉ふれあいバスの運行に必要な経費として計上をしております。

以上でございます。

大久保議員 令和5年度予算では合計701万4,000円の計上ということですが、今後の動向を注視したいと思っております。

現状の福祉ふれあいバスを運営継続していく上の課題をどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長 次に、「福祉ふれあいバスの運営を継続していく上での課題」についてでございます。

福祉ふれあいバスは、多くの高齢者の方に御利用いただいております。町内の高齢者の移動手段の確保として必要な施策であり、今後も運営を継続していく必要があると考えて

おります。一方で、現在、運行スケジュールにはほとんど余裕がないことから、ルートや停留箇所の拡充などの需要に対応する場合は、現行の停留箇所を減らさないと対応できない状況であること、車椅子乗車時に対応できないことや、事業実施に当たって民間交通会社に対する影響を常に意識する必要があるほか、今後、運転手の確保や燃料費高騰が懸念される点が、運営に当たっての課題であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 大きく分けまして、3つの課題があったかと思えます。

1つは、このライドシェアの議論で解決できる内容かと思えます。車椅子の乗車等については、乗降可能なバスに代えますと、現行の乗員できる人数が減るなどの課題があるということで、非常に難しい問題があることと、また、介護タクシーの利用で対応できるんじゃないかなということだと思えます。

もう1つの課題ですけれども、運行スケジュールにはほとんど余裕がないということなんですが、地域の皆様が安全に集まれる場所に停留箇所を集約するという方法は難しいんじゃないでしょうか。

健康福祉部長 「福祉ふれあいバスの停留箇所の集約」についての御質問でございます。

福祉ふれあいバスの乗降場所は、現在31か所ございますが、地域別に見ますと、おおむね各丁目別で1か所から2か所程度で、町内をまんべんなくカバーする形での設定となっております。このことから、乗降場所を集約いたしますことで、自宅から乗降場所までの距離が格段に遠くなるような地域も出てくることが予測されますことから、集約は難しいと考えております。

大久保議員 結論から言いますと、集約は難しいということであります。毎回、高齢介護課のほうで、このような運行ルート作成していただいて、かなりできあがったものになっているということからも、難しいものであると理解ができます。

次に、町民の方からの御要望なんですけれども、福祉ふれあいバスの停留所に簡易な表示や時刻表などを設置することは可能でしょうか。

健康福祉部長 次に、「停留所に簡易な表示や時刻表などを設置できるか」についてでございます。

標識や屋根などがある、いわゆるバス停を設置する場合は、道路運送法上の届出が必要となります。福祉ふれあいバスは、道路運送法上の規制対象外の無償での運行であることから、バス停を設置することはできません。そのことから、道路交通法の駐停車禁止区域に該当せず、かつ安全に乗降が可能なところをバスの停留箇所とし、そこで一時的に停車し、乗り降りをしている運用となっておりますことから、そこに表示などの構造物や掲示物、時刻表などを置くなどの対応をすることは困難でございます。

以上でございます。

大久保議員 福祉ふれあいバスが道路運送法の規制対象で有償になり、コミュニティバスの運用になれば、停留箇所の表示や時刻表の設置が可能となるということでしょうか。

健康福祉部長 再度の御質問でございます。

コミュニティバスにつきましては、一般的には有償での旅客運送に該当するものでございますことから、事業を実施するに当たりましては、事業計画などを提出し、道路運送法上の許可を受ける必要がございます。その事業計画の中で、例えば、バス停の停留所に関する届出も含まれておりますので、事前に道路使用許可や道路占有許可を受けた上で、バス停として事業計画において届出することで、はじめてバス停として使用できることになると思います。

以上でございます。

大久保議員 コミュニティバスの運用については、過去にも他の議員からも議論されたと思いますけども、現状、コミュニティバスの導入は課題が多いということだと思います。

しかしながら、冒頭にも述べましたが、タクシードライバーやバス運転手の不足などが深刻な問題となりつつあります。このような中、早期に地域における移動手段を確保するために、市町村が自ら主体となって自家用有償旅客運送を実施する、既存のバス、タクシーを見直し、公共交通機関、バス、タクシーでは対応できない場合は、市町村が自ら道路運送法上の登録を受けて自家用有償旅客運送による運送サービスを提供することが、今後の検討課題になると考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「自家用有償旅客運送による輸送サービスの提供」についてでございます。

自家用有償旅客運送につきましては、バスやタクシーなどによる交通手段が確保されていない交通空白地域の方々や、単独ではタクシーなどの公共交通機関を利用できない身体障害者等の外出など、交通弱者の移動手段を確保するための制度であり、本町におきましては、本制度の導入には至っておりませんが、大沢地区乗合タクシーサービス事業や福祉ふれあいバスの運行、要介護の高齢者等を対象とした移送サービスにより、対応しているところでございます。また、公共交通機関であるバス会社に対しましては、コロナ禍における運行継続支援を目的に補助金を交付するなど、地域公共交通の維持に努めてきたところでございます。

今後、公共交通機関で対応できない状況となった場合において、市町村が自ら道路運送法上の登録を受けて、自家用有償旅客運送による輸送サービスを提供することにつきましては、国におきましても、ライドシェアについて超党派で勉強会が立ち上げられるなど、今後、国レベルでも検討が進められていると認識しておりますことから、本町におきましても、国の動向や先進自治体の取組を注視し、様々な視点から検討することになるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 今、御答弁にありました大沢地区乗合タクシーサービス事業ですけれども、これは福祉ふれあいバスの代替というふうにお聞きをしております。また、大沢地区の令和5年12月1日付の人口は6世帯（10人）ということで、今後、高齢化していく中で、このサービスの在り方を見直す必要が生じてくるものだと思います。

こういったことも併せまして、ライドシェアの議論とともに、タクシードライバーやバス運転手の不足などに対応していただくように、早期の検討を強く要望しまして、次の質問に入ります。

2問目、「島本町マスコットキャラクター『みづまろくん』について」。

島本町マスコットキャラクター「みづまろくん」は、平成29年8月5日に誕生し、名前の「みづ」は古語で「水」を表し、「三津」で三つの川が集まる場所であり、「まろ」は平安時代の男性、まろいという意味であるということです。また、「みづまろくん」はいろいろなイベントや行事に参加し、島本町のイメージキャラクターとしても活躍をしている本町の顔でもあります。

この「みづまろくん」には、活躍の場や使用方法など、その運用方法等課題がないのか、町民の方からの御要望も踏まえまして、質問してまいります。

現在の「みづまろくん」の貸出要請状況や、「みづまろくん」サポーター養成の状況をお伺いします。

都市創造部長 続きまして、2点目の「島本町マスコットキャラクター『みづまろくん』について」のうち、「みづまろくん」の「貸出要請状況やサポーター養成の状況」についてでございます。

令和5年11月末時点で、令和5年度の貸出件数は17件でございます。令和5年度のサポーターの新規登録者は1名であり、サポーターの登録者総数は12名でございます。

以上でございます。

大久保議員 令和5年11月末時点で、貸出件数は17件、サポーターの登録者総数は12名ということですが、貸出要請は町内のイベント関係だけでしょうか。町外のイベントにも参加されておられますか。また、サポーターの登録者は、半分はJ C関係の方だとお聞きをしておりますけれども、現状で課題はありませんか。

都市創造部長 町内が中心になっておりますが、町外のイベントの主催者からの申請もあり、サポーターと日程調整を行った上で、対応が可能な場合は、主催者に対して貸出を行っております。あくまでもサポーターはボランティアであることから、調整の結果、サポーターの意向により対応が難しい場合は、イベント主催者に対して着ぐるみの貸出をお断りする可能性もございます。

なお、サポーターからは、人数を増やしてほしいという御要望をいただきましたので、

適宜、追加募集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 やはりサポーターの数が足りないのではないかなということだと思います。

次の質問ですが、「みづまろくん」の着ぐるみは、現在1体と聞いておりますが、現状、問題はないのでしょうか。また、着ぐるみを増やす場合の予算は幾らかかりますか。

都市創造部長 次に、「着ぐるみの問題点や増やす場合の予算」についてでございます。

現在の着ぐるみに関しましては、一般社団法人高槻青年会議所が製作され、寄贈いただいたものでございますが、現状の稼働状況等を踏まえると、直ちに、もう1体の着ぐるみを増やす必要はないと認識しております。

なお、今後、仮に着ぐるみをもう1体増やす場合には、およそ100万円程度の予算確保が必要であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 1体のみで、特段問題なく貸出ができていた旨の御答弁がありましたが、着ぐるみの劣化、傷みはないのでしょうか。いずれにしましても、1体では、何かしら破損やトラブルがあったときの対応は困りませんか。将来的には、新たな着ぐるみが必要となるというお考えはないのでしょうか。

都市創造部長 着ぐるみの製作から数年が経過し、多少の劣化はございます。これまで、突発的な修理が必要な場合は、修理を行うための予算措置も行いながら対応しつつ、軽微な修理は職員が適宜対応しているところでございます。

なお、破損やトラブルにより、急遽、イベント主催者に対して貸出を行うことができなくなる可能性はあるものの、現時点では、イベントそのものに大きな影響を与えることはないものと判断しておりますが、今後、新たな着ぐるみの製作については、劣化の状況等を踏まえながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 いずれにしましても、着ぐるみが劣化してきましたら、交換する時期が必ず来ると思います。その時期が来ましたとき、一番の問題点は予算となると思うんです。

この「みづまろくん」の着ぐるみの予算のために、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの利用はお考え、ないのでしょうか。

都市創造部長 次に、「ふるさと納税やクラウドファンディングなどの利用」についてでございます。

クラウドファンディングで寄附額が目標金額に到達するのを待って着ぐるみを製作するという方法は、不確定要素が多く、ふるさと納税の制度上は対応が困難ではありますが、あらかじめ着ぐるみの2体目の製作が必要となり、予算が可決されて事業化した際には、ふるさと納税寄附金の一部を費用に充てることは可能であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 着ぐるみの2体目の製作が必要となるときは、ふるさと納税寄附金の一部を費用に充てることは可能ということですが、一部しか充当できないのでしょうか。

都市創造部長 寄附金については、寄附者が用途を指定して寄附することができることから、全ての寄附金のうち、用途目的が合致する寄附金であれば、全て当該事業費に充当することは可能でございます。

以上でございます。

大久保議員 用途目的が合致する寄附金であれば、全て該当事業費に充当することが可能であるということですので、ぜひとも、予算のほうを確保できるように工夫をお願いします。

次の質問です。

「みづまろくん」着ぐるみは、どのように保管されているのでしょうか。また、新庁舎が完成した場合、新たに保管場所はお考えでしょうか。

都市創造部長 次に、「着ぐるみの保管」についてでございます。

現在は、都市創造部の執務室で、プラスチックのダンボールに鍵を付けて保管しております。新庁舎での保管については、新庁舎移転に関する調査の際に、着ぐるみの保管場所を確保できるよう調整をしたところでございます。

以上でございます。

大久保議員 プラスチックのダンボールに鍵を付けて保管されているということですが、大変大きな箱になっているということです。現状、土日・祝日などのイベントに「みづまろくん」の着ぐるみを借りる場合、借りる方が保管場所に大変困るケースがあるとお聞きをしています。新庁舎に保管場所を設定される場合に、平日に着ぐるみを借りずに、土日・祝日にでも、部外者が鍵を借りるだけで着ぐるみが借りられるよう工夫はできないのでしょうか。

都市創造部長 鍵を貸与する場合においても、閉庁日に不特定多数の方が倉庫などに入ったりできたり、他の備品もある中で物品の出し入れができたりすることは、防犯上、望ましくないものと考えておりますが、着ぐるみを借りられる皆様の利便性の向上に向け、新庁舎での対応も含め、運用面での改善について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 新庁舎も現実のものとなっておりますので、ぜひとも検討のほうをお願いします。

次の質問です。

「みづまろくんおうえんたい」などの活動団体について、島本町はどのような認識で関わっておられますか。また、今後、何かしらの支援など、お考えはありませんか。

都市創造部長 次に、「みづまろくんおうえんたいとの関わりや支援」についてでございます。

「みづまろくんおうえんたい」については、有志の方々の取組として、町のマスコットキャラクターの普及に尽力いただいております。町は事業への後援という形で支援を行っております。なお、店舗でのグッズ販売などの活動内容などについては、特段、町は関与しておりません。

今後、本団体も含め、町のにぎわいづくりに貢献いただける団体については、その事業内容等を踏まえた上で、支援の方法については、都度、適宜検討まいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 支援の方法については、適宜検討されるということですが、どのような支援方法が考えられるのでしょうか。

都市創造部長 団体が行うにぎわいづくりに関する事業への支援方法につきましては、先ほど御説明いたしました事業への後援や、広報をはじめ、地域性のある商品をふるさと納税の返礼品として本町のポータルサイトに掲載するなどが挙げられるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 今、御答弁がありましたのは、現在も実行されている内容かと思っております。また新たに何か実行できることがありましたら、ぜひとも御検討のほうをよろしく願います。

次に、今後の「みづまろくん」の活動における本町の展望をお聞かせください。

都市創造部長 次に、「今後の展望」についてでございます。

マスコットキャラクター誕生から約6年が経過し、町のマスコットキャラクターとしての認知という観点では、所期の目的は一定達成しているのではないかと考えております。今後についても、町内外のイベントなどでの着ぐるみ活用や、マスコットキャラクターのイラストの活用を進め、継続的に町のPRに活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 今までの議論、御答弁を通じまして、まちのマスコットキャラクターとしての活用が極めて限定的で、もう少し町外や高槻市との活動の場が必要ではないかと考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 本町のマスコットキャラクターの活用につきましては、着ぐるみの積極的なイベント参加を促進するため、研修を受けていただいた方はどなたでもサポーターとなり、イベントに参加をいただける制度になっており、既に主催者の皆様がイベント時

に着ぐるみを活用いただいているケースもございます。また、商業利用が行いやすいように、キャラクターデザインの申請を行っていただき、許可した商品については、積極的に活用いただけるような環境が整っている状況となっております。

限られた人員の中で、本町の職員がこれまで以上に積極的に参加することは課題が多いことから、サポーターの充実と併せて、情報発信などの活動がしやすいような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 本町の現状も鑑みますと、なかなか、いろんな課題があるんだなということで理解をします。

サポーターの充実は、随時養成をされているということなので実現可能かと思えますし、私も可能であればサポーターになりたいなと思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時03分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 2023年(令和5年)12月定例会議、一般質問をいたします。

1点目、「学童保育室指導員の働き方改革」。

学童保育室は、指導員の欠員をはじめ多くの課題を抱えつつ、たくさんの児童の放課後の居場所となっています。欠員を補うには処遇改善が必要不可欠であり、給料面の改善と日常の働き方改革双方からのアプローチが必要と考えます。扶養所得制限の撤廃が避けて通れないという考え方があることも承知していますが、町としてできることについて考えていきたいと思えます。

1)欠員と恒常的な人員不足について。

令和5年度は当初から欠員が生じていました。その後、どういう経過を経て、現在、どのようになっていますか。

教育こども部長 それでは、戸田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「学童保育室指導員の働き方改革」のうち、「欠員と恒常的な人員不足」についてでございます。

学童保育室の運営につきましては、現在、第一学童保育室が4室、第二学童保育室が4室、第三学童保育室が3室、第四学童保育室が4室の計15室で運営しており、年度当初からの増減はございません。この室数に対しまして、必要となる基本配置指導員数に

つきましては、室長を含め34人ではありますが、年度当初の実配置人数は30人であり、欠員といたしましては4人ございまして、また、年度途中には7人にまで拡大することもございました。

欠員解消に向けては、従前から取り組んでいる広報、町ホームページ、ハローワーク及び民間求人広告などでの募集に加え、今年度から新たに、特に指導員の負担が大きくなる夏休み期間に向けて、同時期に業務予定のない町立小・中学校の校務員や支援講師等を対象に、学校を通じて募集チラシを配布したところです。その結果、ここ数年、確保できていなかった夏休み要員としての学童保育室指導員1名と支援員1名を確保することができ、学童保育室指導員の負担軽減につながったところでございます。また、勤務日数や勤務時間数についても応募者の需要等考慮した弾力的な働き方を容認したことにより、支援員1名を年度中に確保することができました。これらの新たな確保策の結果、年度途中の退職もございましたが、令和5年12月1日時点の欠員数は指導員4名となっており、年度当初と同数でございます。

いずれにいたしましても、学童保育室の運営には指導員確保が大前提でございますことから、安定的な運営に必要となる指導員確保に向け、様々な確保策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 年度途中には7人まで拡大したというような御答弁もありまして、御苦労だなどということを改めて思います。弾力的な働き方を容認するにつれ、室長が担う労務管理は、今後、より複雑になっていくと思われ、これについての改善・改革が避けて通れない今後の課題になると感じているところです。

さて、実は学童保育室間で応援に入ることが恒常的に行われているようです。人員不足が招いている具体の事例として、町教委としてどのようにお考えか、やむにやまれぬ現場の事情があるかとは思いますが、以下、問題点を指摘しつつ問うていきます。

1点目、どのような判断でもって応援に入ることになっているのですか。現場の判断で指導員が動かされ、特に基準や指針はないということなのでしょうか。町教委は応援状況、すなわち、指導員の移動をその都度把握していますか。責任の所在が明確でなくなるということにならないか、懸念しております。

教育こども部長 「学童保育室間での応援」についてでございます。

学童保育室間での応援・連携体制につきましては、その学童保育室において欠員や指導員の休暇などの状況により、学童保育室内または学童保育室間で応援派遣を行っているところでございます。具体的な運用方法については、島本町立学童保育室指導員職務マニュアルに基づき、まず、学童保育室内でシフトに入っていない者に対し勤務の調整を行い、状況に応じて室長が保育に入り、欠員を埋めるなどの対応を行っております。

それでもなお、応援が必要な場合には、各室長から他の学童保育室に対して応援の調整を行っております。

なお、これら調整の内容については、事前の電話連絡やシフト表の提出により教育総務課に報告を受けることで把握しておりますことから、業務において責任の所在が不明確になるというようなことはございません。

以上でございます。

戸田議員 指導員職務マニュアルがあること、また、調整の内容については事前の電話連絡やシフト表の提出により教育委員会に報告があり、把握できているというような御答弁でした。

しかしながら、各学童保育室の方針や子供の様子は、必ずしも同じではありません。複数の学童保育室で働くことになる指導員にとっては、心理的にも物理的にも負担になり、日々の生活の中で、子供たちとの関係性を築いていくという点でも、本来適切ではありません。この辺り、どのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 議員御指摘のとおり、学童保育室間で児童や周りの指導員等の環境は一律ではなく、応援として他の学童保育室で勤務する場合の指導員の心理的負担はあるものと認識をいたしております。しかしながら、欠員が発生する場合、指導員の応援対応がなければ、適切な学童保育室の運営ができない状況であり、取り得る最善の手段として、応援の手配により対応しているものでございます。

なお、応援のための指導員の調整に当たりましては、1人の者に集中しないように配慮して調整することといたしております。

いずれにいたしましても、応援運用により、応援に行っていただく指導員の方につきましては御負担をおかけすることになりますが、児童の安全・安心確保のためにはやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 応援を出したほうの学童保育室にとっても欠員状態を生むことになり、問題の解決にはならないと思いますが、どういう認識でおられますか。

教育こども部長 他の学童保育室への応援につきましては一時的な対応でございまして、当然のことながら、本町の学童保育室全体での欠員の根本的な解決手段ではないと認識をいたしております。しかしながら、先ほど御答弁させていただきましたとおり、欠員解消に向けて様々な指導員の確保策を講じてはいるものの、依然として欠員が解消しておらず、開室のためにやむを得ず応援による保育体制を取っているものでございます。

いずれにいたしましても、適切な学童保育環境の充実に向け、引き続き指導員確保に尽力してまいりたいと考えておりますが、現在の学童保育室の指導員確保の状況には苦慮しているところでございまして、議員も同じ認識でいただけるのであれば、周囲の方

方にもお声がけしていただくなどのお力添えをいただければ幸いです。

以上でございます。

戸田議員 お役に立てると良いのですが、既に働いておられる方がほとんどで、思い当たる方はなく、子供たちの命を預かる責任の重い仕事で、今の条件ではなかなか厳しいというのが正直なところ。主に女性が担ってきたケアの仕事を軽視してきた、日本の問題点の縮図と言えるのではないかと私は思っております。

視点を改めて質問してまいります。

2)点目、「会計年度任用職員の勤勉手当について」です。

正規職員や国の非正規職員と同じく勤勉手当を支給し、公務員として働く人々の格差を是正することが喫緊の課題です。会計年度任用職員の業務は、福祉・教育分野を中心に自治体運営に欠かせない存在であり、新型コロナウイルス対応を含めて多岐にわたっています。

質問します。

職員のボーナスは期末手当と勤勉手当で構成されていますが、期末手当しか支給できなかった会計年度任用職員にも、正規職員や国の非正規職員と同じく、どちらも支給できるようにしていくというのが国の方針で、格差是正を目的にしたものであると認識します。まず、この辺りの説明を求めます。

総合政策部長 次に、「会計年度任用職員の勤勉手当及び期末手当の支給に対する国の方針」についてでございます。

国におきましては、平成29年に地方自治法等が改正されたことにより、非常勤職員は、令和2年4月から新たに創設された会計年度任用職員制度に移行し、その任用と処遇の適正化が図られました。その際、会計年度任用職員に、在職期間に応じて期末手当を支給することが制度上可能となりましたが、勤務成績に応じて支給する勤勉手当については、法改正時点で国の非常勤職員において勤勉手当の支給が十分に広まっていなかったことなどを踏まえ、国において検討課題とされておりました。

その後、国において、令和3年度までに対象となる非常勤職員全てに勤勉手当が支給される状況になり、地方公共団体においても会計年度任用職員に対する期末手当の支給の定着化が見られてきたこと、また、令和4年の地方分権改革に関する地方からの国への提案事項として、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立に関する要望がなされたこと、これらの状況の変化等を踏まえ、令和5年5月に地方自治法が改正され、会計年度任用職員についても、令和6年度から勤勉手当を支給できるようになったものでございます。

戸田議員 それでは、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給するお考えはありますか。支給月数や影響額につき試算しておられるのでしょうか。例えば、再任用の職

員と同等の月数を支給するとなると、全体的な影響額はどれぐらいになりますか。処遇の改善が行われていることによって、人材不足解消における一定の効果が期待できるのではないかと考え、問うものです。

総合政策部長 次に、「勤勉手当を支給する考えはあるか」についてでございます。

本町におきましても、このたびの地方自治法の改正の趣旨を踏まえまして、会計年度任用職員のうち、期末手当の支給対象とする、任期が6か月以上で、かつ、週当たりの所定労働時間が20時間以上である職員に対し、令和6年度から勤勉手当が支給できるよう事務を進めているところでございます。

お尋ねの勤勉手当の支給開始に伴う全体的な影響額につきましては、仮に暫定再任用職員における勤勉手当の支給月数である0.975月とした場合、概算ではありますが、年間約3,000万円となると見込んでおります。また、勤勉手当の支給月数につきましては、職員団体とも協議を重ねてきており、正規職員と同じ2.05月とする予定で、この場合の影響額は年間約6,300万円になる見込みでございます。

なお、勤勉手当の支給に要する財源の一部には、地方交付税措置が講じられる予定と聞き及んでおります。

また、処遇改善による効果につきましては、まず、待遇を理由とする離職が低減することが見込まれるという点や、新たな人材確保の面においても、府内自治体で同様に勤勉手当が支給される見込みであるものの、全体的には大幅な年収増になることを考慮しますと、人材確保策としての効果も大きく期待できるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 月数等、お答えいただきました。府内自治体で同様に勤勉手当が支給される見込みであることから、島本町だけが新たな人材確保の面において優位性に立てるとは思えないんですけども、これについては大きな前進であると思います。地方交付税措置が講じられる予定との御答弁もございました。

会計年度任用職員の多くを女性が占めています。約4分の3と言われていると思います。女性の経済的自立、将来的な課題である女性の単身世帯の高齢化を考える上でも、格差是正は喫緊の課題なのです。こういう認識がとおりでしょうか。

総合政策部長 本町におきましても、男女共同参画や女性の活躍推進を目指す観点から、引き続き、会計年度任用職員の処遇改善及び正職員との格差是正に努めていく必要があると認識しております。また、将来的には単身世帯の女性が経済的にも自立し、個々人の能力や専門的な知識技能を業務に生かしていただくことは、本町にとっても有意義なことでありますことから、財政状況を勘案しつつ、今後も国や近隣自治体の動向等に留意しながら、処遇改善に努めてまいります。

以上でございます。

戸田議員 引き続き、よろしくお願いいたします。

学童保育に戻ります。3)点目になります。「島本町教育環境保全対策区域の指定について」です。

JR島本駅西の大規模開発により、第三小学校学童保育室に待機児童が生じるのではないかと懸念するお声をいただきます。急速な児童数の増加は、指導員にとっても不安材料となっているようです。

今後の見通しと対策について、入学予定児童数を把握することができる6年間の推計値と学校施設の現状から、令和5年度の時点と言えることは、概してどのようなことでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「島本町教育環境保全対策区域の指定」についてでございます。

町域内において住宅開発により児童生徒が急増した場合に、学校の教室や学童保育室の適正規模の確保が困難と見込まれる通学区域が少なからず出てくる可能性があります。よって、一定規模以上の住宅開発について、土地取引等の段階で開発事業者に届け出ていただき、開発時期や規模の見直しの協力を求め、児童生徒の一時的な急増に対応し、本町の良好な教育環境を保全することを目的に、令和5年6月1日に島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱を制定したところです。

当該指導要綱に基づき、5月29日時点で、開発状況等を踏まえ、当該年度以降の入学予定児童数が把握できる6年間の推計値及び学校施設の状況から、令和5年度においては、第一小学校区及び第二小学校区を対象区域として指定することが妥当であるとの判断の下、6月1日にそれらを公表しております。また、その際、第三小学校につきましても、児童数が増加傾向にあるものの、現時点で転用可能教室数に余裕がありますことから、直ちに施設の不足による学童保育室の待機児童が生じることはないとの判断に至っておりますが、将来的に対象区域に指定する可能性が高い地域として特に注視していく必要がある旨、併せて公表しているところでございます。なお、第三小学校区内においては、令和7年度からの民間学童の開設に向け、準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、開発等を行う事業主に教育環境の保全に係る趣旨に御理解と御協力いただけるよう、必要に応じて、適切に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 第三小学校に関しては、現在、1学年1クラスの学年もあると認識していますし、また、転用可能教室、いわゆる空き教室等があるということから、直ちに施設の不足による学童保育室の待機児童が生じることはないという御答弁でした。

教師の不足とか、様々な課題があるかと思えます。引き続き、注視していただくとい

うことになるかと思えます。これについては、また改めて様々に意見交換していきたいと思えます。

Ⅱ点目のテーマになります。「島本町立歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用」。

文化施策の充実には、島本町の歴史文化的な史料・古文書、絵図等の収集が欠かせません。これらなくして、島本町の文化施策のさらなる充実は望めないと考えます。

1) 図書等の購入について。

一般的に、教育委員会は古文書や絵図などの史料を、こういったところから、どのように購入されるのでしょうか。本町の史料・古文書・絵図等の購入のための年間予算額は、近年、どのように推移していますか。こういったものを、どのように、幾らで購入されたのかについて、お示してください。

教育こども部長 続きまして、Ⅱ点目の「島本町歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用」のうち、「図書等の購入」についてでございます。

一般的に、地域ゆかりの古文書や絵図などの史料につきましては、史料を収集・保管・展示する博物館などの施設に、古書店や古美術店から送られてまいります古書目録及び販売カタログの情報を基に購入することが多いと聞き及んでおります。

近年の本町における古文書及び史料等購入のための年間予算額につきましては、令和3年度から令和5年度では予算計上はなく、歴史文化資料館として古文書及び史料等の購入はいたしておりません。本町ゆかりの古文書や絵図などで購入すべき史料が出品された場合には、速やかに予算措置を行い、購入してまいりたいと考えております。

次に、「古書店などから購入打診の連絡」につきましては、確認できる範囲では、これまで受けたことはないと聞き及んでおります。

また、予算措置をしていないと、購入の必要性が生じたときに購入できないのではないかとのお尋ねでございますが、一般的には地域ゆかりの古文書等の文化財を購入する層は限定されているため、本町ゆかりの文化財を購入することができなくなる可能性は極めて低いものと考えております。

いずれにいたしましても、本町ゆかりの古文書等を確認した際には、本物であるか、本町にとって重要なものか、そして、購入すべきものであるかなどをしっかりと検討した上で、その都度、予算措置を行い、購入に向けて速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 それでは、古書店などから、島本町ゆかりの古文書や絵図が発見されていますが、購入されませんかというような問合せを受けたことはありませんか。入手したいもの、購入しておくべきものと出会ったときに、予算が計上されていなければ購入できな

いという事態が生じるのではないのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時23分～午後1時24分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育子ども部長 先ほど御答弁させていただきましたが、古書店などからの購入打診については、現在、確認できる範囲では受けたことはないということでございまして、予算を計上していない場合は対応できないのではということにつきましては、古文書等の文化財を購入する層は限定されていることから、本町ゆかりの文化財を購入することができなくなる可能性は極めて低いと考えておりますので、いずれにいたしましても、本町ゆかりの古文書等を確認した際には、本物であるか、本町にとって重要なものか、そして、購入すべきものであるかなどをしっかりと検討した上で、その都度、予算措置を行い、購入に向けて速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 私がまとめて問わなかったことで、ちょっと流れが悪くなりまして、改めて御答弁をいただいたところです。どうか、これからは古書店等との関係性も築いていっていただきたいなと思っております。

今回のことで、学芸員の方と意見交換させていただき、大変勉強になりました。学芸員は、送られてくる古書目録や販売カタログに常に目を通しておられるとのこと。財政的視点からも、歴史文化研究への理解をお示ししていただきたいと考えています。古文書や絵図、あるいは美術品など、本町ゆかりの文化的史料の収集を可能にする予算編成をお願いしたい、総務部長の御答弁をお願いいたします。

総務部長 歴史文化に係る史料等の充実につきましては、本町の文化施策を推進する上で非常に重要であると理解いたしております。資料館史料につきましては、先ほど担当部長からも説明がございましたように、出品される時期が明確でないことや、史料によって価格が大きく異なることから、予算措置以上のものであれば、改めての予算措置が必要になるなどの多くの不確定要素があることも事実でございます。その上で、担当部局から予算要求がございましたら、財源は限られておりますことから、必要性を十分精査し、必要と判断した予算については適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 年間予算額がないってなんたることかと思っていたんですが、今回の質問を通じて、状況というか、どういうものか、よく理解できました。

近年、学芸員の配置に予算措置がなされ、今日がでございます。どうか、これからはこの学芸員にしかできない、こういった美術品、古書等の購入・収集に関しても、力を注いでいただきたいと思っております。

山崎は、都に近い自治の町として注目すべき歴史的価値を有していると思います。私が住んでいるエリアでもあります。行政的には大阪府でありながら、歴史的に京都文化圏と深く関わってきた島本町が文化施策を進めていく上で、こういった視点からの史料の収集と活用、学芸員の知識と経験の継承が求められています。

そこで、企画展について問います。2)点目です。

近年、島本町は松田家文書、藤井家文書など、大山崎町の離宮八幡宮の社家文書を寄贈いただいています。この秋、企画展「近世の離宮八幡宮社家と山崎―藤井家文書―」を開催されました。どのようなことを、どういった方々に伝えるべく企画・開催されましたでしょうか。

教育こども部長 次に、「企画展 『近世の離宮八幡宮社家と山崎―藤井家文書―』で伝えたいこと」についてでございます。

今回の企画展は、平成30年度に寄贈され、令和元年度に報告書を刊行した「江戸期の藤井家文書」を中心に紹介したものでございます。御寄贈いただいた史料につきましては、目録や翻刻、解題の作成などの調査を実施したところ、本町山崎地域の歴史、離宮八幡宮とその組織、社家の暮らしの様子などが明らかになったことから、その成果を広く住民の皆さんに公開するとともに、文化財保護の普及啓発を目的に開催したものでございます。

以上でございます。

戸田議員 私は、多く大山崎町の方にも来ていただきたかったなと思っているのですが、期間中、開催された講演会のタイトル、講師、内容の概要について御説明ください。

教育こども部長 この秋の企画展で開催いたしました「講演会のタイトル、講師、内容の概要」についてでございます。

講演会につきましては、企画展開催中に2回開催いたしております。第1回目といたしましては、大山崎町歴史資料館の福島克彦館長をお招きし、「近世大山崎の自治と社家」という演題で、主に江戸期の離宮八幡宮社家の役割について御講演いただきました。第2回目といたしましては、大阪府立大学名誉教授で本町文化財保護審議会委員の山中浩之先生をお招きし、「江戸時代における離宮八幡宮と社家の生活」という演題で、主に企画展で展示している藤井家文書から読み取れる幕末期の社家の生活について、御講演いただいたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 この2つが素晴らしかったんです、大変興味深く学ばせていただきました。

企画展の充実を実感できる2つの講演会だったのですが、大山崎町の福島館長がおっしゃっていたように、島本町との広域連携を進めていけたら、島本町だけではなくて大山崎町の方にもたくさん来ていただけたらよかったのかなという思いを持ちました。広

報や演題の出題には課題がありましたが、どうか引き続き、魅力ある企画をお願いしたいと思います。

お隣の大山崎町では、この秋、歴史資料館の開館30周年記念企画展の「記憶のなかの西観音寺一建立から廃仏毀釈まで」を開催されました。西観音寺は神仏分離令、廃仏毀釈という流れの中で、寺院としては消滅し、椎尾神社として残っていること。かつてサントリー山崎蒸溜所の入口周辺に位置していた閻魔堂の閻魔様が宝積寺に他の仏像とともに移されたこと。禁門の変で罹災した大念寺は旧西観音寺の閻魔堂の材木を使って本堂を再建されていることなど、改めて興味深く学ばせていただきました。山崎は、歴史的に摂津、山城の国境をまたがって、1つの町を形成していました。したがって、島本町にあった文化財が大山崎町の文化財になったのではなく、廃仏毀釈の渦の中、何とかして地元「山崎」に残そうと先人が努力された結果、今の姿があると言えること。また、国家神道に組み込まれることなく地域の神社、即ち椎尾神社として今に残されているという理解が要るのではないかという視点も、興味深いことでした。何より、谷筋に清らかな水が集まるところで大規模な山岳寺院が建てられていたこと、廃仏毀釈を経て、後にジャパニーズウイスキー発祥の地となっていくというような歴史の文脈に注目していく必要があることに気づくことができました。

もとより、自治体規模の大小にかかわらず、郷土資料の収集と活用は教育委員会の責務です。後鳥羽院、水無瀬殿はもとより、日本のウイスキー発祥の地である山崎の今昔、近代産業文化史を含めた郷土資料の積極的な収集と活用、継承に努めていただきたいと申し上げ、Ⅲつ目のテーマに移ります。

「幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資源化」です。

学校・教育施設におけるごみの分別・削減・資源化は、環境教育の重要課題であるだけでなく、島本町という事業体にとって、ごみ削減効果が得られる取組になると見込んでいます。令和4年度より、事業系一般ごみとして処理しておられる幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資源化の推進を目指して、現状と課題について質問します。

1点目、「給食の残渣」です。給食室から出るごみや食べ残しです。

令和元年10月に食品ロス削減の推進に関する法律が施行されています。SDGsの目標の1つにも取り上げられている食品ロスを減らすことを目的に、学校給食の残渣について問います。

①点目、小・中学校で週4回の米飯給食が実施されています。小学校の米飯給食を週3回から4回にしたことで、残渣に変化は見られましたか。一般的に、米飯主体の給食は食べ残しが減ると言われています。本町においては、どのような変化が見られたでしょうか。そもそも残食量の調査は行われていますか。

教育こども部長 続きまして、Ⅲ点目の「幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資

源化」のうち、「米飯給食の増加による残渣の変化など」についてでございます。

令和4年度から、小学校では米飯給食を週3回から週4回にしておりますが、小麦・乳及び卵等のアレルギーを持つ児童が喫食できる回数が増えること、パンと比較し保管可能期間が長く、急な休校等により給食停止した際の食材保管の対応がしやすいことなどのメリットが挙げられます。

本町における食べ残しの変化について、日々の残食量の把握は行っておりますが、おかず等の献立メニューによって残食量が増減する場合もあり、米飯給食の回数によって特段の変化はないものと認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 献立のメニューが重要であることを理解しました。

現在、給食残渣はどのように処理されていますか。給食残渣の有効利用は行われているのでしょうか。

教育こども部長 次に、「給食残渣の処理」についてでございます。

学校給食は、学校給食衛生管理基準にて、調理後2時間以内に喫食できるよう努めることと定められておりますことから、各校における当日欠席者分の余りなどの給食残渣につきましても、衛生面に配慮して廃棄物として処理しております。しかしながら、特定の食材において残渣が多かった場合には、味付け等の調理方法を見直すことや、献立のメニューの見直し、また、野菜等の調理方法等についても、廃棄する箇所が少なくなる切り方や調理方法等について工夫するなど、可能な限り給食残渣が少なくなるように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 調理方法を工夫していただいているようです。

堆肥などへのリサイクルもさることながら、まずは食品ロスの削減に努めていただきたい。折しも12月1日、北摂7市3町で「食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を結ばれました。学校教育の現場においては、食べ残し廃棄の現状をビジュアルに示し、世界では飢餓が発生している地域が少なくないこと、日本の農業の現状などを伝え、児童生徒が自ら考え、語り合う機会が必要ではないかと考えています。ぜひとも課題として認識していただきますようお願いしておきます。

本質問では、給食残渣について、現状と課題について大まかに問いましたが、これを機に、教育総務課・教育推進課双方において、具体的な取組について検討していただけたらありがたいと思います。

2)点目、「日常様々なごみについて」です。

教育現場では、給食残渣のほかにも日々多くのものがごみとして捨てられていると思

いますが、どのように廃棄処理されているのでしょうか。どのようなごみがどれくらいあるのか、把握されていますか。また、売却すれば歳入になる資源ごみが捨ててしまわれているということはありませんか。これらは皆削減を目指す取組に欠かせない視点となります。御答弁をお願いします。

教育こども部長 次に、「日常様々なごみについて」でございます。

各学校における日常のごみにつきましては給食残渣の外にも紙くずなどがあり、日々のごみの種類や量まで把握しておりませんが、ペットボトルや缶などを適切に分別した上で、事業系ごみとして廃棄をいたしております。

また、資源ごみの歳入についてでございますが、教育現場で発生する空き缶などの資源ごみにつきましては、清掃工場に運ばれ、売却できる資源ごみについては、仕分けを行い売却しておりますことから、町全体の歳入として、財源の確保につながっているものと聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議長 時間、ちょっと少ないです。

戸田議員 分かりました。

幼・保・小・中学校から出るごみは、本来、事業系ごみになると思いますが、ある時期まで家庭系のごみと同じ扱いになっていたとのことでした。これを見直し、事業系ごみと位置づけるに当たり、収集・処理費にかかる許可業者への委託契約をどのように変更されましたか。収集・運搬・処理委託費の積算方法について、御説明ください。

都市創造部長 幼稚園・保育所・小学校をはじめ、公共施設のごみにつきましては、これまでも定期収集業務の中で収集いたしておりましたが、より適切かつ的確にごみ排出量を把握するために、集計方法を家庭系一般廃棄物から事業系一般廃棄物へ変更したものでございます。

なお、この取扱いについては、収集日の変更のみの対応であったことから、収集に伴う費用の増額について変更はいたしておりません。

以上でございます。

戸田議員 分かりました。

公共施設から出るごみは、島本町という事業体が出す事業系ごみであり、その減量化と資源化については、ごみの質と量を把握し、目指すべき方向性を定め、それに向けての課題を抽出して具体的に取り組む必要があると思っております。

教育委員会が所管する各施設において、施設の総量で見ていくことになるのか、各施設で見ていくことになるのか、その辺りはどうなのでしょう。学校教育現場が担うべき業務ではあっても、町としての課題として、環境課が削減への支援を行っていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

都市創造部長 ごみ収集量の把握につきましては、各公共施設ごとのごみ収集量を計測することは困難であることから、個別には把握しておらず、公共施設全体の総量のみを把握いたしております。

なお、ごみ減量化に向けた対策につきましては、本町といたしまして、一般廃棄物処理基本計画や地球温暖化対策実行計画などの各種計画にも掲げているところであり、各部局がそれぞれ主体となり全庁一丸で取り組むものですが、計画の所管課としても当然に、非常に重要であるものと認識しているところでございます。そのため、環境課といたしましては、助言のほか、各部局共通の取組に必要な予算の一括計上など、関係各課とより連携し、全庁的なごみ減量化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 もとよりデータの収集のための仕事を求めているものではありません。一般廃棄物処理基本計画や地球温暖化対策実行計画の所管課として、環境課が中心となって関係各課と連携し、全庁的なごみ削減化に努めてまいりたいとお考えをお示しいただきました。期待しております。

来年度は、島本町環境基本計画の最終年度です。私としては、今回の質問では特に給食における食品ロスの削減に力を注いでいただきたく、環境課が主体性を持って、実効のある取組を模索していただけたら素晴らしいと思っております。

以上、大きく3つのテーマで、令和5年12月定例会議の一般質問を行いました。教育委員会に3つのテーマを投げかけた、これについては大変御苦勞をかけてしまいました。ありがとうございます。意見調整等、たくさんさせていただきました。これらの質問については、今後も継続して所管の常任委員会等で質疑、質問してまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

清水議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ） 2023年12月定例会議、一般質問を行います。

「有機フッ素化合物（P F A S）汚染について」です。

P F A Sは、1940年代頃から普及していた化学物質である有機フッ素化合物の総称です。その数は1万種以上あるとされ、水や油をはじく、熱に強い、分解されにくいという特性から、身近なものに幅広い用途で使用されています。例えば、防水スプレーをはじめとした撥水剤、包装紙の表面処理剤、消火剤、フライパンのフッ素加工に代表されるコーティング剤などです。

その中で、特に有名なのがP F O SやP F O Aです。これらは発がん性など、健康への影響が指摘されています。つい先日には、WHO関連の機関が、この2種の発がん性

の評価を引き上げました。これにより、PFOAは4段階ある分類のうち、最も高い「発がん性がある」のグループになりました。同じグループには、アスベストやカドミウム、ヒ素、たばこの喫煙等が含まれています。

日本では、PFOSとPFOAは既に製造・輸入が原則禁止されていますが、永遠の化学物質とも言われ、分解されにくく、環境中に長くとどまるため、これまで使用されてきた施設の近隣、例えば米軍施設や工場の周辺等で、全国的に相次いで検出されています。また、国の暫定目標値というのがあるのですが、その値を大幅に超えて検出されている地域はどの辺りかという視点で見ると、関東、東京周辺と関西の大阪周辺の検出量が断トツで多いです。

本町は、その地域の中にあります。本町においては、これらが令和3年度に水道水の水源である町内7つの深井戸で、10~20ナノグラム、平均すると14ナノグラム／リットルが、PFOSとPFOA合わせた値が検出されています。国の暫定目標値50ナノグラム／リットル以下とは言え、一部報道によると、本町は近畿2府4件の水道水の中でPFAS汚染度が最も高いランクにある10の自治体の1つとなっていました。離宮の水、地下水9割の水道水、山崎ウイスキーなど、水を誇る町であり、私自身もそれが大きな魅力の1つと思って、この町に移り住み、生活してただけに、大変ショックな報道でした。

質問していきます。「PFAS汚染の実態について」です。

今年度、町が実施した調査等の結果について、PFOSとPFOA、それぞれの値を伺います。

都市創造部長 それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「有機フッ素化合物（PFAS）の汚染について」のうち、今年度、都市創造部が実施いたしました「調査の結果と値」についてでございます。

河川水や事業所排水、井戸水の水質汚濁を把握することを目的として、今年度から水質分析業務におきまして、河川水で、2地点でPFOS・PFOAの水質分析を実施いたしております。なお、結果につきましては、現在、分析中でございます。

以上でございます。

上下水道部長 上下水道部が実施いたしました「水質検査の結果」についてでございます。

大藪浄水場の浄水では、PFOSが3ナノグラム／リットル、PFOAが11ナノグラム／リットル検出しており、合算値で14ナノグラム／リットルでございます。大沢特設浄水場の浄水では、PFOAのみ3ナノグラム／リットルでございます。

以上です。

中田議員 水無瀬川のPFOSとPFOAの調査は、今年度初めて行なったということですが、まだ結果は出ていないということですね。水道については、以前は原水の井戸水

だったんですが、今年度は浄水のみを調べた結果、合算値で14ナノグラム／リットル、内訳で見るとPFOSが3、PFOAが11、大沢ではPFOAだけが3ナノグラム／リットル検出されているということですね。こちらの大藪浄水場では14のうち11がPFOAと、こちらのほうが多く出ているということが分かりました。

質問です。本町の水道水の1割を占める大阪広域水道企業団水の同様の値についても伺います。

以前、委員会の答弁では、原水・浄水の平均値は、企業団水は9ナノグラム／リットルだと言われていました。原水・浄水の企業団水のPFAS、PFOAとPFOSの合算値、それぞれの近年の値を伺います。

上下水道部長 大阪広域水道企業団水の近年における原水・浄水のPFOSの水質検査結果についてでございます。

大阪広域水道企業団では、令和元年度からPFASの水質検査を実施されており、令和元年度は原水・浄水が同じ検出値で9ナノグラム／リットル、令和2年度は原水が11ナノグラム／リットル、浄水が12ナノグラム／リットル、令和3年度は原水・浄水が同じ検出値で9ナノグラム／リットル、令和4年度も原水・浄水が同じ検出値で8ナノグラム／リットルとなっております。

以上でございます。

中田議員 企業団水のほうは、ここ数年の値で見ると8～12ナノグラム／リットル、検出されているということかと思えます。また、今、お答えいただきましたが、原水と浄水、これを比較しても同じか、浄水後のほうが高い値が出ているということもあることが分かりました。

次の質問です。

本町の水道水については、国の暫定目標値であるPFOSとPFOAの合算の50ナノグラム／リットル以下の値ではあるものの、浄水で14ナノグラム／リットル検出されています。この値の評価については、国の暫定目標値以下の値であれば高くないという方もいれば、いや、全国の自治体と比したら高いほうだという方もおられるでしょう。

また、国際的に見ても、基準値にはばらつきがあるのが現状です。例えば、WHOは合算で100ナノグラム／リットル以下という基準を示している一方で、アメリカのように、近年、その目標値を70だったものを見直して、大幅に引き下げて、合算で8ナノグラム／リットルにしている例もあります。本町の14ナノグラム／リットルという値は、WHOや国の基準からすれば下回るものの、アメリカの基準で見ると、これを超えています。

このように、何ををもって高いとするかは見解が分かれるところかと思いますが、1つ、確認しておきたいです。PFOS及びPFOAの値は低ければ低いほどいい、そこに異

論はないか、伺います。

上下水道部長 水道法に定められた水質基準につきましては、水道水に含まれる様々な物質などを、人の健康に関連する項目や、生活利用上または施設管理上、障害の生じるおそれがある項目を水質基準項目としており、全国一律に守るべき最低の基準となっております。また、PFOS及びPFOAにつきましては、令和2年度に水質管理目標設定項目となり、水質管理上留意すべき項目となっております。

本町といたしましても、全ての検査項目におきまして、基準値や目標値よりさらに低い数値であることが望ましいものと認識をいたしております。

以上でございます。

中田議員 全ての検査項目で、さらに低い数値であることが望ましいとのことですが、冒頭にも述べましたように、少なくともPFOAについては「発がん性の疑い」ではなく、「発がん性がある物質」となったのですから、その値を下げる努力は必須だと思います。そこで、浄水過程でその値を下げるができるのかどうか、伺っていきます。

今年度、浄水で14ナノグラム／リットルが検出されましたが、令和3年度に水道の原水に当たる井戸7か所の検査をしたときの平均値も同じ14ナノグラム／リットルでした。本町の浄水処理では、PFASを除去、低減できていないということかと思いますが、この認識でよいですか。

上下水道部長 令和5年度の大藪浄水場の浄水では14ナノグラム／リットル検出しており、令和3年度に実施いたしました原水である7井分の平均値も14ナノグラム／リットルが検出していることから、本町の浄水処理ではPFASの除去、低減をすることができないもの認識をいたしております。

以上でございます。

中田議員 本町の浄水処理方法では除去ができていない。では、どうしたらいいかというところです。PFAS汚染の低減策について、伺っていきます。

他の自治体では、浄水場の活性炭の交換頻度を増やすことで、水道水のPFASの値を低減させているところがあります。また、本年3月の総務建設水道常任委員会でPFAS対策について質問した際には、この除去について、本町としてできる対策等について引き続き検討してまいりたいとも答弁されています。

検討状況はどうなっていますか。本町でもできるだけ数値を抑えるべく、何らかの対策を取るべきと考えますが、どうですか。

上下水道部長 議員から御紹介がございました浄水場における活性炭の交換頻度を増やすことでのPFAS値の低減効果につきましては、認識をいたしております。大阪府内で活性炭処理設備などが備わっている浄水場につきましては、大阪市水道局や大阪広域水道企業団など、大規模な高度浄水処理施設を有する事業者でございます。

なお、PFOS及びPFOAにつきましては、現在、水質管理目標設定項目となっており、今後、水道法に定められた水質基準項目への見直しも国において検討をされております。このことから国の動向に注視するとともに、PFASが検出されている大阪府内の水道事業者のうち、大半の浄水場には活性処理設備などが備わっていないことから、PFAS対策につきまして、引き続き、他の水道事業者への調査研究に努めてまいりたいと考えております。

数値を抑えるべき何らかの対策についてでございますが、現在の大森浄水場の浄水処理施設では、浄水処理工程による低減効果が見込めないことから、抑制への対策については困難な状況でございます。

以上でございます。

中田議員 現状、大森浄水場には活性炭処理設備が備わっていない、そのことで浄水処理工程での低減効果が見込めない、抑制対策が困難ということでしたが、であれば、単純に考えて、その施設を導入すればいいのではと思うのですが、この点、どのようにお考えですか。課題があるのであれば何か、伺います。

上下水道部長 活性炭処理の設備につきましては、概算ではございますけども、粉末活性炭で約2億円、粒状活性炭で約3億円が必要となります。また、混和池内での活性炭と接触に要する時間や、急速ろ過池内での浄水処理後の洗浄水の処分も含めると、大森浄水場内の浄水処理工程を全面的に見直す必要があり、施設改修に必要な費用といたしましては、こちらも概算ではございますが、数十億円の設備投資が必要となり、活性炭の交換等も含めると、莫大な費用が必要となります。費用面以外では、大森浄水場の敷地内での改修が可能なのか、日常の運転管理に支障を来すことがない改修工事が実施可能なのかなど、課題があると考えております。

以上です。

中田議員 PFAS低減効果が見込める活性炭処理設備を現状の施設に導入するには、かなりの費用面も含めて、多くの課題があるということは分かりました。

では、水道水の1割分受水している企業団水については、どうなっているのでしょうか。先ほど、企業団水には活性炭処理設備があると答弁されておりました。であれば、そちらについては活性炭の交換頻度を増やすことでPFASの低減を見込めるのではないのでしょうか。企業団水の活性炭の交換頻度はどのようになっているのか、交換頻度を上げてPFASの低減対策をするように町として申入れするということはいかがでしょうか、伺います。

上下水道部長 大阪広域水道企業団の高度浄水処理につきましては、主にカビ臭、トリハロメタン対策として導入されており、現在、3年に1回の頻度で活性炭を交換されており、仮にPFAS対策となれば、1年に2回程度の交換が必要になるものと聞き及んで

おります。

町からの申入れについてでございますが、大阪広域水道企業団から受水している水道事業体全体に関わることであり、交換頻度の見直しによるコスト面での費用増により受水費などへの影響も考慮いたしますと、町単独での申入れは差し控えるべきではないかと考えております。

以上でございます。

中田議員 企業団水がP F A S除去効果のある活性炭処理施設は保有しているものの、活性炭の交換頻度を上げればコスト増となり、全体に影響するので、単独の申入れは控えたいということだったと思います。であれば、単独ではなく合同での申入れができるよう、自治体間で連携することは考えていただきたいです。

また、企業団水についてはせっかく活性炭処理を行っているのに、原水と浄水の濃度が検出値がほぼ同じ、もしくは、浄水のほうが高いこともあるということが先ほどからも分かりましたので、こういう点も、交換頻度の見直しを求める大きな理由になると考えます。

次です。自己水源について、活性炭による浄水処理ではなく、低減策として、7つの井戸の水源の調整で低減できないか、伺います。

本町は、自己水源として7つの井戸で取水をしており、P F A Sの検出値は10～20ナノグラム／リットルと、井戸ごとに差がありました、以前の調査で。例えば、値が高い井戸からの取水を減らすことで、水道水全体の値の低減ができるのではないかと思います。この点、どのようにお考えでしょうか。

上下水道部長 令和3年度に実施いたしました本町が保有する7井での原水の水質検査結果では、平均値が14ナノグラム／リットルとなっております。

議員お尋ねの、数値の高い井戸からの取水を減らすことでの効果についてでございますが、当時の検査結果におきましては、最小値が10ナノグラム／リットルから最大値で20ナノグラム／リットルとなっており、現時点では数値の高い井戸の取水を減らすことによる低減効果についての判断は困難であるとの認識でございます。

なお、今後実施する水質検査結果におきまして、特定の井戸での原水の数値の上昇が見受けられた場合や数値の高い井戸につきましては、取水量などを勘案し、必要に応じて井戸の休止も含めた対策も講じながら、適正な維持管理による取水計画に努めてまいりたいと考えております。

中田議員 現時点においては、数値の高い井戸の取水を減らすことによる低減効果についての判断が困難とのことですが、今後の水質検査結果次第では、取水量を勘案し、必要に応じて井戸の休止などの対策を講じるとのことと理解しました。

「数値の高い井戸の取水を減らすことによる低減効果の判断が困難」とされています

が、それは、現状においては令和3年の値しかないというデータの蓄積がないことが影響しているのかどうか、伺います。

上下水道部長 議員おっしゃるとおりでございます。

中田議員 であれば、令和3年度は原水7か所、1年空いて今年度は浄水のみとなっておりますが、低減策のためにも、浄水のみならず原水7か所の継続検査が必要と考えますが、いかがでしょうか。

上下水道部長 令和5年度に実施いたしました浄水の水質検査におきまして、PFASが14ナノグラム／リットルを検出し、令和3年度に実施した原水の平均値が14ナノグラム／リットルと同様の数値となっていることから、今後の低減策も踏まえまして、令和6年度からは、原水7か所及び浄水の水質検査におきましてPFASの検査を実施する予定でございます。

中田議員 来年度以降は、浄水、原水、ともに検査していくということです。よろしくお願ひします。

こうした検査や調査においては、同一の測定点で継続的に見るということが重要です。そこから増減傾向などを見ることで、対策につなげることができます。低減策を講じるためにはデータの集積が必要なのはよく分かりますが、でき得る限り早急に、水道水のPFOS及びPFOAの値を良くするよう取り組んでいただきたいと思ひます。

次の質問です。

自然界には存在しないPFOSとPFOAが島本町で検出されることについて、原因は何だと考えているかについて、3月の委員会でお尋ねした際、PFOSについてはお答えがありましたが、今回、浄水14のうち、PFOSが3、PFOAが11と、PFOAの値が高く、大沢についてはPFOAのみが検出されています。PFOAについて、島本町で検出される原因は何であると考えているか、伺ひます。

上下水道部長 PFOA等の有機フッ素化合物は、水や油をはじく、熱に強いなどの性質から、主に撥水剤や表面処理剤、消火剤等に使用されておりましたが、国内におきましては、令和3年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づきまして、原則として製造・輸入・使用が禁止をされております。

検出された原因についてでございますが、一般的な河川など公共用水域、または地下水における水質汚濁の主な原因といたしましては、工場や事業所及び下水処理場などからの排出による影響が大きいとされておりますが、排出源となる施設が本町の井戸周辺及び善峰川上流にも存在しないことから、原因につきましては、特定することが困難な状況でございます。

中田議員 特定は困難な状況と言われました。

PFOAについては、排出源となる施設が上流周辺に存在しないためということ、原

因の特定が困難ということですが、しかし、これはPFOAが水を通してのみ排出されること——近くから——を前提とされたお答えかと思いますが、実際にはPFOAは大気中にも排出され、風に乗って拡散することが京都大学の専門家チームによる論文で明らかになっています。過去に、工場等から大気中に排出されたPFOAが土壌に沈着し、地下水を汚染しているとしたら、この汚染源は上流や周辺に限らず、下流や遠い場所にも位置し得ます。

ここまで、浄水過程でのPFASの低減策について質問してきましたが、それには答弁から、多額の予算がかかるということも分かりました。何にせよ、何らかの対策は取っていただきたいと思います。

一方で、汚染源を特定し、流出を止めることが、安全な水の確保という点では一番確実な方法です。今後の検査データの分析においては、低減だけでなく、汚染源を特定するという視点も持っていただきたいです。その際には、大気を通して拡散していたという点も踏まえておいてください。

次です。「PFAS汚染の今後の調査」についてです。

環境省は、7月の専門家会議において、「PFASに関する今後の対応の方向性」を取りまとめました。その中で、PFOS・PFOAへのさらなる対応の強化のためには、存在状況に関する調査の継続・充実を図ることが必要としています。

本町で確認されている値は、暫定指針値（目標値）以下ではあるものの、それを超える値でPFASが検出されている地域の近隣に位置していること、離宮の水や地下水9割の水道水などで、町として「水」を誇っていることを考え合わせれば、その安心・安全については並み以上の対応が迫られるのではないのでしょうか。水道のみならず、今後の本町全体のPFAS汚染調査の「継続・充実」をどのようにしていく予定か、伺います。

都市創造部長 次に、「本町全体のPFAS汚染調査の継続・充実」についてでございます。

本町におきましても、国の動向を踏まえ、PFOS及びPFOAを今年度から水質検査項目に追加し、新水無瀬橋、新川の2地点において測定を実施したところでございます。今後も引き続き、国の方針及び分析結果を踏まえつつ、測定場所について拡充も視野に入れた精査を行うとともに、継続的な水質分析を行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 測定場所の拡充を視野に入れて継続していくとのこと、よろしく申し上げます。

現状は、新水無瀬橋——水無瀬川が淀川と合流する地点——と新川の2地点のみで調査を行ったとのことですが、事務事業成果報告書の水質汚濁という項目の水質測定を見

れば、水無瀬川では5地点、それ以外で13地点の計18地点で調査が行われています。今回、なぜ、この2地点のみを選んだのでしょうか、伺います。

都市創造部長 採水箇所の選定理由といたしまして、当該2地点は各河川の下流域に位置しており、山間部からの合流した河川水が流れ込む地点となっております。このことから、まず、この2地点でPFOS・PFOAの水質分析を行い、その結果を把握することで、今後の対応につなげてまいりたいと考えております。

なお、今後も分析結果によっては、当該2地点から上流域についても測定地点を検討し、PFAS・PFOAの測定値の変化についても把握できるよう、継続的な水質分析を行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。今後につなげるために、最下流のところでは採って見た2地点ということですね。ここは、測定値の変化についても把握できるようにとも言われていました。そのためには、同一の測定点での継続調査が重要です。年度ごとにバラバラの地点の調査をするのでは、見えてくるものが限定されます。今後の調査地点の選定においては、この点、注意してください。

質問です。

水道水以外でも、農作物を育てるために町内に張り巡らされた水路の水を多くの方が利用しています。一番利用者が多いのは、二中の上流当たりにある水無瀬川の大出手頭首口から取り込んでいる水路だと思われそうですが、拡充も視野に入れるのであれば、その大元である大井手付近でも調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 水無瀬川に設置いたしております大井手頭首口につきましては、町域内の主要な水路に流れ込む河川水の起点であり、東大寺四丁目・三丁目をはじめ、広瀬の大半の農地に農業用水を供給する重要な取り込み口となっております。

つきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、継続的な水質分析の必要性は認識しておりますことから、今年度の分析結果を基に、来年度以降、安全かつ安心して農業に携わることができる環境整備の視点も踏まえ、分析効果が見込める測定地点については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 町民が安心して農作物を育て、収穫し、口にできるよう対策を取るために、まずは実態把握を進めていただきたいと思います。

東大寺・広瀬以外では、高浜にも農地がまとまって残っております。こちらは主に、雨水と淀川の水を利用されていると思います。こちらの水路についても調査の検討をしていただきたいと思います。

さて、島本町で「水」と言えば、一番に思い浮かぶのが「離宮の水」です。府下唯一

の名水百選に選ばれていることから、多くの方が毎日水を汲みに来ておられます。この調査もすべきと考えますが、どのようになっていますか。

(午後2時10分 東田議員退席)

都市創造部長 離宮の水におきましても、離宮の水保存会において、今年度、PFOS及びPFOAの水質検査を行う予定といたしております。

以上でございます。

中田議員 保存会の方が調査をするということ、今のお答えですと。行政としてするとうか、ちょっと分からなかったので、再度、お尋ねしていいですか。

都市創造部長 具体的な事務の流れといたしましては、保存会の事務局である行政のほう、手続のほうは取ってまいる形になろうかと思えます。

以上でございます。

中田議員 分かりました。結果が大変気になるところです。こちら、今年度だけではない継続的な調査をしてください。

質問です。

どこをどう調査すると、今後、有効な調査を行い、対策を取るためには、部横断的な連携が必要と考えます。連携はできていますでしょうか。

(午後2時11分 東田議員出席)

都市創造部長 次に、「部横断的な連携」についてでございます。

井戸水をはじめ、河川水、事業所排水、さらには離宮の水など、各関係課が所管する様々な水源がありますが、今後、情報共有や連携を行うことで、より効果的な事業が実施できることが想定されます。現状におきましては、各部局において各々で対応しておりますが、今後につきましては、各課における実務の状況を踏まえながら、関係課と情報共有を図り、可能な限り横断的な連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 これまではできていなかったけれども、今後はしていくということだったかと思えます。よろしくをお願いします。

次です。「PFAS汚染の情報発信について」です。

水道水については、既に町ホームページでPFASの調査結果について、以前よりは分かりやすい形で発信がされています。今後、離宮の水、水無瀬川の調査結果についても、これらと併せた形で分かりやすい発信が必要と考えます。その公表はどのようにするおつもりか、伺います。

都市創造部長 次に、「離宮の水、水無瀬川の調査結果の公表」についてでございます。

PFASにおける水質分析結果の公表につきましては、本町といたしましても必要であるものと認識いたしております。環境省の考え方といたしましても、行政だけが把握

しておくものではなく、地域の方々、あるいは、町内事業所とも共有し、化学物質による環境リスクを低減できるよう取り組むことが重要であると示されております。このことから、P F A Sの水質分析結果の公表については、水質分析の必要性や本町の現状なども踏まえ、地域の皆様にとって分かりやすい情報発信を検討するとともに、今後も継続的な水質分析に努めてまいりたいと考えております。

また、離宮の水につきましても、事務局である本町としては、安心して御利用いただくために調査及び公表は望ましいと考えており、現在、離宮の水保存会において水質検査を行っておりますことから、当会と協議を行い、適宜対応しているところでございます。

以上でございます。

中田議員 よろしく申し上げます。

今は水道の検査結果のみ、町のウェブサイトに載っていますが、今後、情報が増えるにつれ、各課で分断された公表の仕方にならないよう、水道と環境、にぎわいなど、各課の情報をまとめたページを作るとか、相互リンクをはるとか、新たなページを立ち上げるなど、情報を知りたいと思った皆さんがあちこち探し回らずに、1か所でまとめて見られるような対応、工夫をお願いします。

次の質問です。最後に、幾つか町長に伺います。

これまで分かっている島本町の地下水のP F O AとP F A Sの合算値は、暫定目標値よりは低いものの、全国的に見れば、ほとんど検出されていない自治体が大半の中、かなり高い値が出ている地域にあると思います。この点、どのようにお考えでしょうか。

山田町長 私自身も、P F A Sが全国的に検出している状況、特に関東地域や関西地域での検出が多く見受けられていることにつきましては、認識をいたしておるところでございます。また、北大阪地域では、大阪府内でも比較的高い数値の検出が確認をされております。

本町におきましても、大薮浄水場での浄水が14ナノグラム／リットル検出しており、今後、この数値が上昇することが見受けられた場合につきましては、水質の監視体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 よろしく申し上げます。

次です。町長に伺います。

この秋、医師や科学者、市民からなる団体の主導で、全国最大規模である1,000人を対象にしたP F A Sの疫学調査が大阪で行われています。こういったことが起こるほどに市民が不安を感じる重大なことだということは、認識しておられますか。町長に伺います。

山田町長 PFOS・PFOAにつきましては、人体においてコレステロール値の上昇や発がん、免疫系等との関連が報告をされており、健康への影響を心配されるお気持ちは十分に理解をしております。現時点におきましては、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては確定的な知見はございませんので、国におきましては、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進められております。

本町といたしましては、先ほどからも御答弁をさせていただきましたとおり、継続的に浄水並びに原水のPFASに関する水質検査を実施して、全町的な状況把握や対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 よろしくお願ひします。

私も、この疫学調査に協力して血液検査を受ける予定です。今回の疫学調査は、PFASによる健康影響を把握の上、高濃度曝露した市民を適切な処置につなげることも狙いの1つにあるとのこと。これまでに、こういった調査により、例えば、近隣では摂津市民の血液からも高濃度のPFOAが検出されています。町としても、こういった疫学調査の結果にもアンテナを張って、情報収集をしていっていただきたいと思ひます。

最後の質問です。

PFAS汚染、特にPFOS・PFOAは、有害化学物質として各地で検出が相次ぎ、全国的に大きな問題となっています。「水」の町である島本とその住民の安全を守るために、町長がイニシアチブを取って進めていただきたいです。

最後に、町長の見解を伺ひます。

山田町長 このPFAS・PFOA等への対応につきましては、本町といたしましても大変重要であると考えておひまして、これまでも水道事業のみならず、河川における水質検査や離宮の水保存会との調整など、適宜対応を行ってきたところでございます。

今後も、本町での調査結果を踏まえつつ、近隣自治体の動向なども注視をしながら、全町的な状況把握や対応も含めて、継続的に取り組んでまいりたいと考えておひます。

以上でございます。

清水議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時18分～午後2時35分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員 (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、「子育て支援事業のさらなる充実について」。

島本町では、平成27年3月に「島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども

も・子育てに関する取組を総合的に推進してこられました。新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援するまちの実現を目指し、現在、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な事業を進めておられるところです。

全国的に少子高齢化が進む昨今、また、コロナや物価高騰などの影響もあり、子育てを巡る環境も目まぐるしく変化を続けております。そのような中で、子育て支援を取り巻く状況は、日々、改善も必要ではないかと考えることから、以下の主な点について伺います。

①子ども医療費助成制度について、②学校給食の無償化について、③ヤングケアラーについて、それぞれの現状と取組について伺います。

健康福祉部長 それでは、川嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「子育て支援事業のさらなる充実について」のうち、「子ども医療費助成制度」についてでございます。

子供の健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子ども医療費助成制度は、全国の各地方自治体で実施しておりますが、団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスの格差が生じております。

本町といたしましては、国や大阪府に対し、財政的支援の拡充や必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、国の責務で医療費助成制度を創設するよう要望してまいりました。国においては、地方単独で実施している子ども医療費助成制度について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する方向性が示されたのみで、現時点において、統一的な医療費助成制度の構築や財政的措置の拡充等の情報はございません。

今後につきましては、現在、府内の多くの市町村が18歳到達年度末まで助成対象を拡充していることは承知しておりますが、町財政における18歳到達年度末までの拡充は、財政負担も考慮しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 次に、「学校給食の無償化」についてでございます。

食料品価格等の物価高騰の状況の中で、子育て世帯の経済的負担も継続して厳しい状況にあるものと認識いたしております。そのため、本町におきましては、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年11月から令和5年3月まで5か月間分の給食費を無償化いたしました。また、本年度におきましては、昨年度から続く食料品等の価格高騰を受け、やむを得ず令和5年6月から学校給食費を1食当たり一律25円増額したところですが、令和5年6月から令和6年3月までの10か月に係る増額分につきましては、同交付金を活用し、保護者の皆さんに負担を求めず、公費負担とする措置を講じているところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、隣の高槻市では、小・中学校とも恒久的に無償化するなど、近隣自治体においても対応が分かれており、自治体間格差による影響を抑えるためにも、可能であれば同様の対応ができればとの思いはございますが、本町が単独で給食費の無償化に取り組むこととなりますと、財源の確保が大きな課題であり、本町の財政規模を踏まえますと、その財源を単独で確保することは極めて困難であると言わざるを得ません。

憲法第26条に規定する義務教育における無償化の範囲については、現在は授業料と教科書でございますが、今後は学校給食費も対象にするということであれば、その費用は当然のことながら国において負担すべきであると認識をいたしております。本町といたしましては、一時的な無償化でなく、継続して無償化に取り組んでいきたいとの思いから、前年度に引き続き、今年度においても、学校給食の無償化について国政要望を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、今後の学校給食費の無償化の実施の有無や内容につきましては、交付金等に係る国の動向や町の財政状況などを踏まえて総合的に判断する必要があると考えておりますことから、政策部局や財政部局とともに引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、「ヤングケアラーについて」でございます。

ヤングケアラーには、法令上の定義はございませんが、こども家庭庁によりますと、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこととされており、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるものでございます。国におきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間を集中取組期間として、ポスターやリーフレット、テレビCM、インターネット広告等、様々な広告媒体を活用した幅広い広報啓発を展開するとともに、特設サイトを開設することで、当事者や周囲の大人の気づき、社会的認知度の向上を推進しているところでございます。

本町におきましては、ヤングケアラーに特化した事業はございませんが、児童相談及び児童虐待対応を通じて把握するに至った要保護児童等の中にはヤングケアラーに該当する事例があり、子育て支援課の家庭児童相談員や当該児童が所属する学校、福祉推進課など、関係機関が連携して、必要に応じて福祉分野などの制度の活用提案や行政手続の同行など、相談支援を行っているところでございます。

また、小学校において児童を対象に実施している「生活アンケート」及び中学校において生徒を対象に実施している「いごこちアンケート」におきまして、家での手伝いの程度や、それにより自分の時間が取れないことがあるのかについての項目を設けており、アンケート結果を踏まえて改めて本人と面談を行うなど、状況の把握に努めているとこ

ろでございます。

今後につきましても、アンケートの実施時に限らず、日常の学校生活における児童生徒の変化に注目するよう心がけるとともに、自分のことや家のことを話しやすい環境づくりに努め、心配な児童生徒がいる場合には、校内で情報共有を図り、必要に応じて関係機関と連携して支援につなげていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 今、3点について御答弁をいただきましたが、まずは、子ども医療費助成制度について、種々お伺いをさせていただきます。

18歳までに拡充した場合、新たに対象となる人数はどれぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

健康福祉部長 新たに対象となる人数につきましては、約950人でございます。

川嶋議員 18歳までに拡充した場合、必要となる財政措置についてはどれぐらいかかるのか、お聞かせください。

健康福祉部長 必要となる経費につきましては、医療助成費の拡充分のほか、システム改修や郵便料などの事務費を含めると、初年度は約1,600万円程度を想定しております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、現在、大阪府内の10町村、また、三島ブロック3市（高槻、茨木、摂津）、この子ども医療費助成の状況はどのような実施状況か、お伺いいたします。

健康福祉部長 他の市町村、また、三島ブロック3市の状況でございますが、本町以外は全て18歳年齢到達年度末までを助成対象としておられます。

以上でございます。

川嶋議員 大阪府内町村も、三島ブロック3市においても、全ての自治体で18歳年齢到達年度末まで医療費助成を実施されており、本町のみが実施できていないということが分かりました。

本町が実施できていない理由と課題は何か、お聞かせください。

健康福祉部長 本町が実施できていない理由及び課題でございます。

現行の中学卒業年度末までを対象とした制度でありましても、子ども医療費助成に係る事業費は年々増加をしております。しかしながら、大阪府の特定財源は事業費の約2割程度であり、拡充に係る予算は全て町の単独の財源となりますことから、財政的な負担を勘案しつつ検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

川嶋議員 財政的な課題が大きくあるとのことですが、それが前にはだかっているという理解といたしますが、特に、高槻市と医師会も同じであります。本町のみが実施できていない状況については、町長はどのように感じておられるのか。これまでも何度か議会で

訴えさせていただいておりますが、優先度についてはどのように考えておられるのか、見解を伺います。

山田町長 先ほど健康福祉部長も御答弁を申し上げましたけれども、子ども医療費助成につきましては、現在、府内の多くの市町村が18歳到達年度末まで助成対象を拡充していることは承知しております。お子様の健康に関わる事業でございますので、優先度は高いものと考えておりますが、財政負担等を勘案しつつ、判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 子ども医療費助成制度に何点かお聞かせいただきましたが、最後にまとめて、また、要望等させていただきますので、次、「学校給食の無償化」について、お伺いたします。

国の地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度は11月から令和5年3月までの給食費を無償化に、令和5年度は1食当たり25円の増額分を公費負担とされたことは、公明党としても要望させていただいていたことから、大変評価いたします。

ほかの要望項目としてあげておりました、給食費等の銀行引き落とし手数料の見直しについての検討はどのようになっているのか、伺います。

教育子ども部長 学校給食につきましては、令和4年度から公会計へと移行いたしました。給食費の徴収については、学校教材費と併せて学校において徴収しており、口座振替手数料として、保護者の方に1回当たり136円の御負担が生じていたところでございます。令和6年度からは、給食費については、本町が直接保護者から徴収することとして事務を進めており、口座振替手数料につきましては、町の公金である他の税や保険料と同様に公費負担とする予定であることから、保護者の皆様の負担はなくなります。

また、学校給食費以外の私費である学校教材費等に係る口座振替手数料につきましては、令和6年度からゆうちょ銀行に一本化することにより、現行、保護者に御負担いただいている口座振替手数料136円が10円に減額になる予定でございます。

以上でございます。

川嶋議員 ゆうちょ銀行に変更され、今までかかっていた136円が10円に減額するということでございます。これになりますと、全ての保護者の皆様にゆうちょ銀行への契約をしてもらわないといけないという状況になると思っておりますが、そういう点では少し変化が来ますので、しっかりと保護者への周知徹底のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、令和5年度の三島地域4市と府内町村の取組状況をお聞かせください。

教育子ども部長 令和5年度における現時点の「学校給食費無償化の取組状況」でございます。

まず、三島地域でございますが、高槻市では小・中学校とも恒久的な無償化、茨木市

及び吹田市では中学校給食が選択制であります。茨木市においては小学校が無償化、吹田市においては小学校無償化、中学校が半額公費負担、摂津市においては本町と同様値上げ分のみ公費負担とされております。

府内の町村におきましては、豊能町は中学校において無償化、小学校においては本町と同様で学校給食費の増額分のみ公費負担とされております。その他の府内町村におかれましては、令和5年度においては全ての町村において給食費が無償化されている状況でございます。

以上でございます。

川嶋議員 現在、令和6年度に向けまして、それぞれの自治体の取組状況は把握をされていたら、お聞かせください。また、本町はどのような取組を予定されているのか、伺います。

教育こども部長 令和6年度における三島地域及び府内町村の学校給食の無償化の予定につきましては、高槻市は恒久的に無償化を公表されていることから無償化対応されると思われませんが、他自治体については把握はできておりません。

本町では、現在、令和5年6月から給食費を一律25円増額しておりますが、その増額分については地方創生臨時交付金を活用して公費負担とし、保護者の経済的負担を軽減する取組を行っているところでございます。その対応も、今年度末までの時限的措置でございますので、あくまでも現時点での制度上では、令和6年4月からは25円増額する予定となります。

以上でございます。

川嶋議員 令和6年度からは実質値上げということになるかと思いますが、昨今の様々な社会情勢の変動による物価高騰が止まらない中、特に子育て世帯への影響は大きいものと考えます。また、給食に必要な食材費も上がっていることから、令和5年度においては値上げ分を保護者には求めず公費負担にされておりますけれども、それは令和5年度のみとのことです。

小・中学校に通う児童生徒の保護者が負担する費用は給食費だけではなく、教材費や林間学校・修学旅行の積立もあり、また、学校生活に必要な制服や体操着、上靴、学用品などを買い揃えなければなりません。経済的に大変な家庭には救済措置として、自治体が給食費や学用品などを援助する就学援助制度がありますが、その制度対象外の世帯でも、負担が重い家庭も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

子供一人一人に視点を置き、格差解消を目的とした支援をすべきと考えます。どのような見解をお持ちか、町長にお伺いいたします。

山田町長 御質問にありまして、経済的な理由によりまして、子供の就学にお困りの保護者に対しましては、学校給食費を含め学用品等に係る費用の援助を就学援助制度

として行っております。しかしながら、保護者の所得状況を用いて認定基準により判定をしているため、認定基準額の間際で非認定となる方がおられることも事実でございます。

いずれにいたしましても、義務教育期の児童生徒が、経済的な理由によって教育を受けることに影響が出ることがないように、教育委員会ともしっかりと意見交換をして、可能な限りの必要な措置を行ってまいりたいと考えておりますが、学校給食の無償化につきましては、本町にとっては財政への影響度が大きい取組であり、慎重な検討が必要であるとも認識をしております。

以上でございます。

川嶋議員 財政の確保が大きな課題との御答弁もありました。基本的には一般財源で賄うものと考えられますけれども、賄いきれないとすれば、財政調整基金やふるさと納税等を活用し、財源確保に努めておられる自治体もあります。ふるさと納税は、ふるさと納税の使い道を納税いただいた方に指定していただけたかと思いますが、令和4年度におけるふるさと納税の総額と、使い道区分ごとの内訳を伺います。また、令和4年度においてふるさと納税をどのようなことに使用されたのか、その用途についてもお聞かせください。

総務部長 ふるさと納税における令和4年度の本町の使い道内訳といたしましては、にぎわいづくり・産業振興、自然環境の保全・活用、福祉、教育・文化・芸術、消防・防災・防犯、庁舎整備及び指定なしの7つの区分に分かれております。それぞれの納付額といたしましては、にぎわいづくり・産業振興といたしまして1,244万5,500円、自然環境の保全・活用としまして3,458万330円、福祉といたしまして2,599万円、教育・文化・芸術で5,049万8,737円、消防・防災・防犯で1,320万1,000円、庁舎整備で2,088万円、指定なしで9,234万8,000円でございます。総額といたしましては2億4,994万3,567円でございます。

用途につきましては、令和4年度の実績となりますが、新型コロナウイルス対応・対策に対して寄附されたものから2,300万円、自然環境の保全・活用から地球温暖化対策実行計画策定や境界確定業務及び環境保全対策に988万8,852円、福祉から子ども医療費助成に2,500万円、教育・文化・芸術から桜井駅跡パークス碑の補修及び就学援助に1,654万5,089円、消防・防災・防犯から防犯灯修繕に674万7,070円、庁舎整備から新庁舎建設基本・実施設計等業務に2,000万円、指定なしから子ども医療費助成へ2,381万8,989円、以上を基金から取り崩して、各事業へ充当したところでございます。

以上でございます。

川嶋議員 ふるさと納税に対しまして、種々御答弁を詳しくいただきました。

その中の1点だけ、伺わせていただきます。

「指定なし」というところがあるんですけども、これは、どこでも幅広く使えるという項目の認識でよろしいですか。

総務部長 そのとおりでございます。

川嶋議員 となりますと、いろいろと、今、課題になっている本町での子育て支援とか、そういうところにも賄っていけるという、そういう工夫ができるという認識でよろしいでしょうか、再度伺います。

総務部長 本町におきます財政需要とか、また、特定財源の確保等、全てあらゆるものを勘案いたしまして、最終的には、この「指定なし」というところからの充当は一定可能とは考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、教育委員会としては給食費無償化について、どのようにお考えか、見解を伺います。

教育こども部長 「教育委員会としての給食費無償化についての見解」でございますが、大前提として憲法第26条第2項において義務教育については無償とする旨が定められており、その趣旨を踏まえ、現行法においては授業料及び教科書が無償とされておるところでございますが、学校給食費について、その対象となっておりません。もし、憲法第26条に規定する義務教育の無償化の範囲として学校給食費を対象とするのであれば、その費用は、当然のことながら国において全国一律に整備されるものであると認識をいたしております。

教育委員会といたしましては、一時的な無償化ではなく、継続して無償化に取り組んでいきたいとの思いから、令和6年度の国家予算に対する要望として、学校給食費の無償化を強く求めたことにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたところでございます。

教育委員会といたしまして、近隣自治体、また、同規模の府内町村が給食費を無償化されている現状、また、同じ義務教育期の就学に要する保護者の負担が自治体間によって大きく異なることは望ましいことではないとの考えでございますので、可能であれば無償化の対応が実現できればと考えておりますが、財源は限られておりますので、引き続き政策部局、財政部局とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、その他にも学校給食の事務において、無償化になれば担当職員の事務の軽減にもつながるのではないかと考えますが、見解を伺います。

教育こども部長 令和4年度から学校給食費を公会計化し、学校給食費の徴収は従前どおり学校で行ってございましたが、先ほども申しましたように令和6年度からは、御答弁いたしましたとおり、本町にて直接徴収することとなります。現在、導入を進めておりま

す統合型校務支援システム内の1つである徴収金管理の機能を活用して、学校給食費のシステム管理をする予定ですが、教育委員会においては、保護者からの口座情報の収集、毎月の児童生徒等の喫食回数の管理、振込データの作成及び各金融機関との連携等の新たな事務が発生いたします。

学校給食費の無償化となった際には、これら新たな事務に加えて、徴収金額である歳入金額及び食材調達費である歳出金額の調整、滞納者への対応等の事務負担の軽減にはつながるものと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 いろいろと御事情は把握をさせていただいておりますけれども、様々な観点から検討のほど、よろしく願いをしておきます。

最後にまとめさせていただきますので、続きまして、「ヤングケアラー」について、伺います。

現在、本町でも様々な取組をいただいているところでもありますけれども、これは3か年について実施するという状況で、国からも示されていると思います。その中で、年齢的に18歳未満までのお子様ということになっておりますけれども、本町については、そういう子供たちに対しては、どのような取組をされているのか、伺います。

教育こども部長 「中学校卒業後から18歳未満までの取組」についてでございます。

中学卒業後の皆様への対応に当たりましては、卒業以前から相談・支援を継続している場合を除きますと、本町としてその状況を認知し、把握することが困難となることから、卒業するまでの間に認知と把握を進めるためにも、学校の教職員の役割はとりわけ重要であるものと認識をいたしております。また、中学校卒業後にヤングケアラーに該当することとなる事例も想定されますことから、今後、そのような皆様に向けた相談窓口を設けるなど、当事者との接点となる取組について検討する必要があるものと考えております。

三島地域各市における相談体制といたしましては、茨木市がヤングケアラー相談窓口を開設しており、高槻市、吹田市、摂津市は、本町と同様に従来の児童相談等の中で対応を行っているところでございます。国におきましては、特設サイトを開設し、その中で当事者が情報交換や交流を行う団体及びオンラインコミュニティについて、広く周知を図られております。

このような団体やオンラインコミュニティにつきましては、とりわけ議員御指摘の年齢層の皆様にとって、悩み事等を共有する貴重な居場所として大きな役割を果たしているものと認識をいたしており、本町といたしましても、その周知を図っていく必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 続きまして、現在、島本町では、小学校では「生活アンケート」、中学校では「いごこちアンケート」の実施をされております。その中で、学校に通っている子供たちにとっては、このアンケートについては触れることができるんですけども、不登校の子供たちに関しましてのそういう状況把握については、どのような取組をされているのか、伺います。

教育こども部長 「不登校の児童生徒におけるヤングケアラーの把握」についてでございます。

不登校の児童生徒を取り巻く環境は様々であり、不登校の原因は一人一人異なります。そのため各学校においては、一人一人に対して丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を行っております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内の会議において、当該児童生徒の家庭環境に関する情報共有も行っており、それにより、ヤングケアラーの可能性について把握する場合がございます。確認できた情報につきましては、学校やスクールソーシャルワーカーを通じて、教育こども部内の教育推進課及び子育て支援課をはじめ、関係機関等と共有し、必要な支援につなげているところでございます。

なお、三島地域における不登校児童生徒に対するヤングケアラーの状況把握につきましては、各市とも特段の取組等は実施されていないと聞き及んでおりますが、今後も各市の動向を注視し、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、国におきまして、この3年間の取組強化月間といたしまして、国においては実態調査をされております。その中で、中学校2年生の代表と小学校6年生の代表なんですけれども、本町におきましての、このような国が行われました実態調査については、これからもされないのか、その状況についてお伺いをいたします。

教育こども部長 「実態調査」についてでございます。

現時点におきましては、本町として実態調査は実施いたしておりませんが、小・中学校で実施している児童生徒に対するアンケートにつきましては、以前は半数の3校にとどまっていたヤングケアラーに係る質問項目を、現在、全ての学校で設けるよう改めており、児童生徒の実態把握の徹底に努めているところでございます。

アンケート結果は、管理職を含めて校内で共有され、それぞれの児童生徒に対して、回答内容について教職員が聞き取りを行っております。この聞き取りでは、家庭での手伝いについて肯定的に捉えている児童生徒が多いことが確認されており、これらの児童生徒のうち、学校生活に支障が出ているなど校内ケース会議において検討に至った事例は現在ではございません。各学校におきましては、アンケート以外にも、普段から児童生徒の気になる言動や宿題などの提出物の内容、遅刻、早退及び欠席日数の増加など、

学校生活での児童生徒の様子に変化があった場合は、定期的を開催している校長を中心とする関係教職員との会議で情報を共有するとともに、関係機関へつなぐなどの支援を行っております。

近隣他市における実態調査の実施状況につきましては、高槻市におきまして、令和4年度に「日常生活実態に関するアンケート調査」を市立学校に在籍する小学校5年生及び中学2年生を対象に、各学校を通じて実施されております。また、茨木市におきましては、令和4年度に「茨木市ヤングケアラー実態調査」を市内の学校・保育所・幼稚園、世帯等支援者及び地域関係者930人を対象に実施されていると聞き及んでおります。

本町といたしましても、今後、ヤングケアラーに係る実態調査の必要性について、学校をはじめ関係機関とも調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

また、令和6年度の取組についてでございますが、ヤングケアラーの実態を把握しやすい立場にあるのは、本人が通っている学校の教職員でございます。教職員の理解を深めるための取組を学校と協力して行うとともに、引き続き、児童生徒の日常の様子や発言等を注意深く観察し、関係教員間での情報共有を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるメンタル面へのサポートや支援を、組織として多層的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 このヤングケアラーにつきましては、本人や地域の皆様方もともに、認知度の向上が大変大切と言われております。本町のそれらに対する取組についてはどのようにされているか、伺います。

教育こども部長 国におきましても、当事者や周囲の大人の気づき、社会的認知度の向上が重要であるとの認識に立ち、様々な広告媒体を活用した幅広い広報・啓発を展開されているところでございます。

本町といたしましても、国から送付されるポスターを学校に掲示するとともに、先ほども御答弁させていただきましたとおり、アンケートにおいて家での手伝いの程度や、それにより自分の時間が取れないことがあるのかについての項目を設け、また、日常の学校生活における児童生徒の変化に注目するよう心がけることで、早期発見に努めているところでございます。

今後につきましても、引き続き適切な相談支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川嶋議員 種々、子育て支援事業のさらなる充実について伺ってまいりました。

特に、子ども医療費助成制度、学校給食費の無償化につきましては自治体間の格差が生じていること、また、本町はその中でも遅れを取っていることが分かりました。

現在、マンションや住宅の建設が進む中、今後も子育て世代の流入も増加するとの想

定や、また、昨今の物価高騰がとまらない中、子ども医療費助成制度や学校給食費の無償化については、本町の重点課題と考えます。

令和6年度については、今年度実施している給食の食材費値上げ分の公費負担がなくなるなどのこと。実質値上げになるわけですが、これは支援の後退ではないでしょうか。学校給食費の無償化を実施されている自治体においては、財源確保等、工夫して実施されていると考えます。本町の子育て世代の方々への支援事業のさらなる充実を図るためにも、また、自治体間の格差解消のためにも、令和6年度に向けての事業実施について検討をしていただけるよう強く要望をいたします。

また、ヤングケアラーにつきましては、小・中・高と、子供にとっては大事な成長の時期であります。引き続き、子供たちの状況把握に努めていただき、きめ細かな対応、そしてまた支援を要望しておきます。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。「健康管理と病気の早期発見のための検診について」。

コロナ禍の中、健診控えが問題視されてきました。本町の特定健診、各種がん検診、人間ドックの受診率と進捗状況を伺います。

健康福祉部長 続きまして、「健康管理と病気の早期発見のための検診」につきまして、御答弁申し上げます。

まず、特定健診についてですが、本町の国保加入者に係る特定健康診査の受診率は、新型コロナウイルス流行前の令和元年度は37.7%で、流行後の初年度となる令和2年度とは7%程度低い30.3%となっております。しかしながら、令和3年度は35.2%、令和4年度は38.4%と順次回復し、コロナ以前と同程度の水準となっております。

次に、人間ドックに関しましては、町国保加入者には1万3,000円を上限に人間ドック費用の助成を行っており、助成件数は令和元年度は89件、令和2年度は68件、令和3年度は74件、令和4年度は86件となっております。なお、令和5年度からは初回助成者には3万円を上限に助成額を増額しており、11月末までの32件の申請のうち、12件が新規の申請となっております。

次に、各種がん検診の状況でございます。がん検診の受診率につきましては、母数を対象年齢の全人口で算出をしておりますが、肺がん検診は令和元年度14.4%、令和2年度12.8%、令和3年度14.0%、令和4年度14.6%。胃がん検診は令和元年度4%、令和2年度3.3%、令和3年度3.3%、令和4年度4.1%。大腸がん検診は令和元年度11.1%、令和2年度9.6%、令和3年度10.3%、令和4年度10.6%。子宮頸がん検診は令和元年度17.6%、令和2年度17.4%、令和3年度17.6%、令和4年度17.7%。乳がん検診は令和元年度10.5%、令和2年度9.8%、令和3年度9.7%、令和4年度10.1%となっております。

子宮頸がん検診を除く各種がん検診につきましては、コロナ禍の影響を受け、令和2年度から令和3年度にかけて受診率が減少しておりますが、令和4年度にはコロナ以前の受診状況に戻っております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、無料クーポン券を配付されています。クーポン券の利用状況について伺います。

健康福祉部長 子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン券の配付につきましては、国の実施要領に基づき、検診の新規対象者年齢である一定年齢の方——子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳でございますが——その方に対しましてクーポン券を配付することで、検診受診の動機づけを行うことを目的としております。

「クーポン券の利用率」でございますが、子宮頸がん検診——20歳を対象として送付をしておりますが、令和元年度23.1%、令和2年度28.5%、令和3年度27.9%、令和4年度14.0%。乳がん検診——40歳を対象にしておりますが、令和元年度は26.6%、令和2年度33.5%、令和3年度33.6%、令和4年度24.8%となっており、子宮頸がん検診、乳がん検診ともに、年度によって利用率の増減はございますが、コロナ禍の影響は受けておらず、無料クーポン券の配付により、検診受診の動機づけになっているものと認識をしております。

以上でございます。

川嶋議員 では、無料クーポン券の配付以外に実施しているがん検診の受診率向上のための取組について、現状及び今後の方向性について伺います。

健康福祉部長 「受診率向上策」といたしましては、広報誌やホームページに掲載するほか、特定健診、20歳・30歳代検診、がん検診の御案内として、検診の年間日程や受診方法、委託医療機関等を記載したチラシを作成し、窓口での配架に加え、乳幼児健診において保護者の方に配付するなど、若い世代の方にも関心を持っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

今年度からは、検診の申込みについて、電話や窓口での受付に加え、ウェブホームでのオンライン申し込みの受付を開始するなど、働いている世代の方等が申し込みやすい体制としております。また、受診行動に影響を与える要因の1つとして、個別勧奨が有効であると言われており、受診者に分かりやすいよう通知内容を工夫しながら、個別検診による受診勧奨に取り組んでおります。主には、特定健診の受診勧奨通知と併せ、がん検診の受診勧奨を年2回実施するとともに、今年度から節目年齢において重点的に受診勧奨を行うため、50歳の方に対して全てのがん検診の受診勧奨通知を行い、25歳の女性に対しては子宮頸がん検診の受診勧奨通知などを行っているところでございます。

今後も引き続き、無料クーポン券の配付や乳幼児健診でのチラシの配布など、現状の

取組を継続するとともに、本年度から開始いたしました50歳の方及び25歳の女性の方への受診勧奨通知による効果を検証し、必要な受診勧奨を行い、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 受診率向上策として、高槻市では、全てのがん検診の自己負担額を無料化されております。これまでに医師会からの要望があったのかどうか、また、そのことに対する町のお考えについて伺います。少し時間が迫ってまいりましたので、御協力をお願いします。

健康福祉部長 高槻市におかれましては、平成27年9月から全てのがん検診を無料化されるとともに、個別通知による受診勧奨も併せて実施されており、無料化することが一定の受診率向上につながっていると聞き及んでおります。高槻市が無料化したことに伴い、高槻市医師会からは、毎年、がん検診の無料化に関する要望をいただいております。

町では、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に御加入の方、生活保護受給者、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券対象者の方につきましては、現状、無料でがん検診を受けていただくことができますが、それ以外の方については400円から2,000円までの一定額を負担していただいているところでございます。高槻市のように全てのがん検診を無料化した場合、自己負担分の歳入がなくなるだけでなく、無料化により受診者数が増加し、検診委託料も大幅に増加することが見込まれることから、現状では、実施には財源確保の課題が大きいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、全てのがん検診を無料化することが難しいのであれば、特定年齢の方、例えば、40歳、50歳、60歳の方などに対象を絞って無料化することができないか、伺います。

健康福祉部長 特定の年齢の方に対象を絞って無料化することにつきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、現状、実施しております子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン券の配付により、一定の効果があると認識しております。がん検診の受診率向上策といたしましては、無料化することによる効果があるものとは認識しておりますが、一定の財源の確保が必要となることから、現状、実施しております個別の受診勧奨通知等と併せて、効果的な受診勧奨方法について、引き続き検討してまいります。その中で、議員お示しの特定の年齢の方に対する無料化等につきましては、同様に財源の確保のほか、翌年度以降の継続的な受診につながるかどうかの見極めも必要と認識しており、調査を進めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 がん検診については、お伺いいたしました。

続きまして、高槻市等他自治体では、脳ドックの助成制度もございますけれども、島本町にも導入についてのお考えはないか、伺います。

健康福祉部長 脳ドックにつきましては、主に脳血管疾患の早期発見と予防を目的に行われます。脳血管疾患は生活習慣病の1つであり、その発症には、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状況が重複した場合に発症のリスクが高くなります。そのため、脳血管疾患のリスク低下には、定期的な特定健診の受診と生活習慣の改善が最も有効な手段であると認識しております。

令和5年度から、町国保加入者に対する人間ドック助成の初回申請者に対し、助成上限を3万円としているところですが、特定健診及び人間ドックの受診による脳血管疾患等の生活習慣病のリスク管理に、できる限り多くの被保険者が取り組んでいただくために行っているものでございます。

大阪府内で脳ドック費用の一部助成制度を行っておられる他団体があることは承知をしておりますが、本町といたしましては、特定健診の検診項目を包含している人間ドック助成を優先的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、がん検診でも要望いたしました。脳ドックについても、特定の年齢の方を対象にした助成についてのお考えはないか、伺います。

健康福祉部長 現時点において、特定の年齢の方を対象に脳ドックの受診費用を助成する予定はございません。先ほども御答弁いたしました。脳ドックの主な目的である脳血管疾患のリスク低下には、定期的な特定健診の受診と生活習慣の改善が最も有効な手段であると認識しておりますので、特定健診の受診勧奨並びに特定健診の健診項目を包含している人間ドック助成を優先的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 種々、御答弁いただきましたが、適切な健康管理については、疾患のリスク低下には、特定健診や人間ドックが重要で、受診と生活習慣の改善が最も有効な手段であるとのことでした。検診率向上に努めていただき、また、病気を未然に防ぐことにより、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることから、取組の充実強化をお願いいたします。

その一方で、がんについては国内では病気のトップともなっており、2人に1人が罹り、3人に1人が亡くなるとも言われております。定期的な検診が重要となり、早期発見・早期治療で治る確率が高くなりますが、国内の受診率は低い現状の中、公明党は50%を目指しております。本町の受診率向上に向け、がん検診無料化の検討を要望いたします。

脳ドック助成については、これも早期発見・早期治療が大事ではないかとの住民の声

を伺っております。本町のお考えは理解するものの、調査・研究は継続していただいで
の検討を要望しておきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

清水議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時25分～午後 4 時05分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員 (質問者席へ) 「補助金交付団体について」です。

自治体補助金改革に関する論文によりますと、自治体が補助金を交付する際には、補助金の目的や根拠・基準が不明確である、補助事業の効果・成果が曖昧であるなど、その実態が不透明な点が指摘されてきました。

1 番目の質問です。

補助金交付団体には、福祉、教育、文化、スポーツ、環境、産業振興など様々な分野の団体がありますが、補助金を交付する基準についてお尋ねします。

総務部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「補助金交付団体について」のうち、「補助金を交付する基準」についてでございます。

補助金交付団体につきましては、それぞれの団体の設置目的に照らし合わせ、本町の公益上必要がある場合に、補助金交付規則等に基づき、補助金を交付しているものでございます。

補助金を交付する基準につきましては、それぞれの団体の設置目的が異なることから、一律に御答弁することは困難でございますが、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、補助対象者が自助努力をもってしてもなお不足する経費を補うことが原則であり、公益性・必要性等の判断が必要であるものと認識いたしております。

具体的に申し上げますと、「補助の趣旨・目的が適正か」「重要性や緊急性があるか」「適切かつ有効な効果を期待できるか」「補助対象者の性格、活動状況が適正か」「他の用途に流用される危険性がないか」などを審査し、補助金の交付決定を行っているところでございます。

以上でございます。

山口議員 2 番目の質問です。

島本町第 7 次行財政改革の 3 の「行財政改革の基本的な方針」の中の主な取組で、補助金などの事業見直しについて記載されていますが、目的と見直しの内容について、お尋ねします。

総合政策部長 次に、「第7次行財政改革における補助金の見直し内容」についてでございます。

補助金事業の見直しにつきましては、社会経済情勢や行政課題の変化等に柔軟に対応しながら、それぞれの補助金にかかる公益上の必要性等について、定期的に検証・見直しを行い、住民福祉の向上はもとより、限られた財源を適正かつ有効に活用し、持続可能な財政運営を堅持することを目的として取り組んでまいりました。具体的取組内容につきましては、補助金額の一律削減、補助金交付要綱における対象経費の明確化のほか、平成30年8月には「補助金の適正運用に関する指針」を策定し、各種補助金の評価及び評価結果の公表に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

山口議員 平成30年8月に「補助金の適正運用に関する指針」が策定されていますが、当初、指針を策定した理由は何でしょうか。また、9月の決算委員会で他の議員から質疑があったと思いますが、今回、改正された経緯について、お尋ねします。

総合政策部長 「指針を策定した理由」についてでございます。

本町では、行財政改革の一環として、これまで補助金額の一律削減、補助金交付要綱における対象経費の明確化などに取り組んでまいりましたが、引き続き、社会経済情勢や行政課題の変化等に柔軟に対応しながら、限られた財源を適正かつ有効に活用していくため、それぞれの補助金にかかる公益上の必要性について、定期的に検証し、見直しを行う必要があります。こうしたことから、第六次島本町行財政改革プランと併せ、補助金の適正運用に関する指針を策定したものでございます。

次に、令和5年2月に改正した内容でございますが、補助金の適正運用に関する指針の見直しにつきましては、コロナ禍において、各団体が思うように事業を実施できなかったことにより、各種団体等への補助金が次年度へ繰越しされる事例が多く散見されたということが、監査委員からその在り方についての質疑がなされ、当該指針の見直しを行い、具体的には繰越し・積立が認められない主な事例を明記したものでございます。

以上でございます。

山口議員 3番目の質問です。

条例による補助金交付団体と要綱に規定している補助金交付団体がありますが、違いについて、お尋ねします。

総務部長 次に、「条例を制定している補助金交付団体と要綱で規定している補助金交付団体との違い」についてでございます。

現在、本町におきましては、原則として補助金交付団体に対する補助の根拠といたしまして、補助金交付規則を基本に、それを補完するものとして、それぞれの補助金交付団体に対する補助金交付要綱の規定に基づき、平成19年度から統一的に施行していると

ころでございます。

一方で、島本町森林等の保全及び活用に関する条例や島本町生活環境美化に関する条例では、活動団体への助成を講ずることができる旨の規定を設けております。制定時期が相当以前のものであることから、詳細は不明ではございますが、これらの規定は団体に対しての助成の根拠として、全庁的に補助金交付規則及び補助金交付要綱により統一対応するという方針を定める以前に設けられたものであり、本方針を定める時点において、条例で助成の根拠を既に定めていたものについては、これらの規定を踏襲したものであるとの認識でございます。

以上でございます。

山口議員 要綱がない補助金交付団体の要綱を作成することはありますか。

総務部長 「要綱がない補助金交付団体の要綱作成」についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、要綱がない補助金交付団体につきましては、条例や規則におきまして、補助金交付団体への助成を講ずることができる旨の規定を設けており、補助金を交付するための根拠づけがなされていることから、要綱を作成する予定はございません。

以上でございます。

山口議員 補助金の適正運用に関する指針の中で、(2)補助金の有効性、「②具体的な対応」の「ウ 実施手法の転換が可能な補助金」で、「目的・対象・内容等が類似する補助事業が複数ある場合は、整理・統合を検討します。」とありますが、そのような団体はあると認識されていますか。

総合政策部長 補助金の見直しにつきましては、指針を策定した平成30年度から令和3年度にかけて、補助金評価を行っております。最終評価で見直ししたもののうち、目的・内容等が類似する補助事業が複数あり、補助金自体の整理・統合とした団体のうち、統合したものの事例といたしましては、地域人権協会と人権啓発推進協議会が発展的に改組・統合され、平成31年度から新団体として「島本町人権まちづくり協会」が発足したことから、島本地域人権協会補助金と島本町人権啓発推進協議会運営補助金を統合し、人権まちづくり協会運営補助金としております。現在、検討・見直しを進めているものとしていたしましては、自治会、年長者クラブ連合会及び障害者団体がございます。

以上でございます。

山口議員 4番目の質問です。

自治会や年長者クラブのように、世帯数や人数によって補助金が出る団体は、どのように世帯数や人数を把握していますか。

総務部長 次に、「世帯数や人数の把握」についてでございます。

自治会につきましては、当該年度の6月1日時点で、各自治会から提出のあった加入

世帯数を補助金の算定基礎といたしております。同様に、年長者クラブにつきましても、当該年度の4月1日時点で、各年長者単位クラブから提出のあった名簿に基づき会員数を把握の上、補助金の算定基礎といたしております。

以上でございます。

山口議員 世帯数や人数の正確な数は把握できていますか。

総合政策部長 自治会の世帯数につきましては、毎年、6月1日現在の加入世帯数を各自治会から提出していただき、補助金の算定基礎といたしております。前年度に比べ、世帯数に大きな変動がある場合は、自治会長にその理由を確認するなど、自治会の加入率の動向なども含め把握に努めているところですが、町が全数を確認することは現実的に困難であるため、各自治会からの申請に委ねているところであり、これまで虚偽の申請が確認されたことはございません。

以上でございます。

健康福祉部長 各単位年長者クラブの会員数につきましては、先ほども総務部長から御答弁いたしましたとおり、申請時に提出いただきました名簿により確認いたしているところでございます。

以上でございます。

山口議員 「世帯数や人数の正確な数」を、どのようにしてチェックしていますか。

総合政策部長 繰り返しになりますけれども、自治会の世帯数につきましては、現実的に正確に個々の世帯の加入の有無を確認することは困難でありますことから、自治会からの報告をもって補助金の交付基礎としており、これまで不正に世帯数を報告された事実は確認しておりません。

以上でございます。

健康福祉部長 各単位年長者クラブの会員数につきましては、補助金交付申請時に御提出いただきました名簿及び予算書等により会員数を突合いたしまして、確認しております。

以上でございます。

山口議員 5番目の質問に移ります。

補助金は団体の運営に使用すると思いますが、資金使途で使用できないことはありますか。

総務部長 次に、「補助金を充当できない使途」についてでございます。

補助金につきましては、財源の多くが住民の方々からの貴重な税金で賄われていることから、交付対象となる事業の内容に公益性が確保されていることはもとより、その必要性につきまして、住民の方々の理解が十分に得られるものでなければなりません。このため、補助金の適正運用に関する指針では、人件費、交際費、慶弔費、食糧費、研修費、寄附金、補助金、その他社会通念上、公金を支出することが適当でない経費につき

まして、補助対象外と定めております。

以上でございます。

山口議員 補助金交付団体の中で、補助金対象外の食糧費の支出はありませんか。

総務部長 「食糧費の支出」についてでございます。

食糧費の支出につきましては、補助金の適正運用に関する指針に基づき、原則として団体の構成員及び事業参加者等への飲料費や懇親会の経費を補助対象外といたしております。しかしながら、ただし書きといたしまして、「講師へのお茶代等及び事業活動に直接必要なものは除く」と規定されていることから、各部局におきまして、事業内容等を勘案し、補助対象経費としての適否を判断いたしております。

以上でございます。

山口議員 今月2日に開催されました島本町農林業祭で、お手伝いをしたスタッフに弁当、サンドイッチが支給されましたが、この資金は補助金ではなく、別途資金で支給されているのでしょうか。

都市創造部長 農林業祭実行委員会が参加スタッフへ賄いを支給された費用は、補助対象経費として位置づけておりません。なお、別途諸団体からの補助金や寄附金、野菜の即売によって収入した財源を活用し、支出されております。

以上でございます。

山口議員 補助金の適正運用に関する指針では、講師へのお茶代等、事業活動に直接必要なもの以外は補助金からの食糧費の支出は認められていません。森林整備をしている団体や緑と花いっぱい会の会のような、町の仕事で汗をかくような仕事をしているボランティアに、ペットボトルの1本を補助金から支給することはできませんか。

総合政策部長 当該指針において、団体の構成員及び事業参加者等への飲料費や懇親会の経費など食糧費につきましては、原則として補助対象外としておりますが、「講師へのお茶代等、事業活動に直接必要なものは除く」としており、全面的に対象外としているわけではございません。

御質問のボランティア活動等で汗をかくような場合に水分補給を目的としてお茶を支給することにつきましては、事業活動に直接必要なものとして許容されるものと認識をしております。

以上でございます。

山口議員 緑と花いっぱい会の会員の方から、ペットボトルの補助金からの支出はできないと担当から言われたと聞きましたので、支出できるということですので、担当課への調整をお願いします。

次の質問です。

6番目、事業の中止や縮小等で補助金が余った場合、補助金はどうなりますか。

総務部長 次に、「補助金が余った場合の措置」についてでございます。

直近で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症により、多く事業で中止や縮小がございましたが、当然のことながら、交付した補助金につきましては、精算を行っております。しかしながら、事業の中止や縮小等を判断するまでの間に支出した事務費及びキャンセル料等につきましては、補助対象経費として認めているものもございます。

また、令和5年度分からはございますが、補助金交付規則の一部を改正し、翌年度の補助金交付までの必要経費を当該年度に精算することなく翌年度に繰越しを行う際には、補助金精算報告書におきまして、補助金交付団体から次年度に繰り越すことに関する承認理由を記載いただいた上で、所管部長がその適否を判断することといたしております。

以上でございます。

山口議員 7番目の質問です。

補助金以外に会費や別途収入がある場合、運営で使った後、残金があれば、補助金の返還はされていますか。

総務部長 次に、「補助金以外の収入がある場合、補助金の残金は返済されているか」についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、補助金以外の収入の有無に関わらず、補助金として交付いたしました費用につきましては補助対象経費に充当し、残額がある場合は精算していただいております。

以上でございます。

山口議員 例えば、補助金が20万円、会費や別途収入が20万円あった場合、経費として補助金を全て使用したときに、残金を返還する必要がありますか。同じ補助金額で会費や別途収入が15万円のとき、補助金額以上に経費として使った場合、残金を返還する必要がありますか。

総務部長 「補助金の残金返還」についてでございます。

補助金につきましては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、補助対象者が自助努力をもってしてもなお不足する経費を補うことが原則となっていることから、補助対象経費に充当した後、残金がある場合には精算していただくこととなります。

なお、多額の余剰金や繰越金が生じた場合につきましては、施設維持のための積立金及び目的を持った積立金等を除き、繰越しの内容やそれぞれの事情を確認した上で、返還を求めるものといたしております。

以上でございます。

山口議員 自主財源と補助金がある場合、具体的には、順序としてどのように充当し、残金があればどうするのですか。

総務部長 原則としての対応でございますが、まず、自主財源を充当していただき、次に補助金を充当、残額を返還いただくものと考えております。

以上でございます。

山口議員 補助金の適正運用に関する指針の「策定の趣旨」の中で、「補助金には、一旦創設されると検証が十分行われなまま継続して長期化・固定化する傾向や、公的補助に依存することで団体等の自立や自主的な活動展開を妨げる傾向も指摘されています。」と記載されています。

過去に、補助金額の一律削減に取り組みましたが、この方法では削減効果はあるものの、本当に必要な補助金団体とそうでない補助金団体をひっくめて補助金の削減につながったと思っていました。この補助金の適正運用に関する指針に基づいて、定期的に見直しを行い、限られた財源の中で補助事業の効果や成果があるように、補助金の有効な運用に努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

清水議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

引き続き、野口議員の発言を許します。

野口議員（質問者席へ） それでは、12月議会一般質問を行います。

「不登校児童とフリースクールについて」。

現在、全国的に不登校児童数が増え、過去最高になったと伺いました。島本町においての不登校の現状はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

教育こども部長 それでは、野口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「不登校児童とフリースクールについて」のうち、「本町における不登校児童の状況」についてでございます。

不登校児童生徒数は、令和4年度においては全国で約30万人となっており、令和3年度に比べ約5万人増加し、また、大阪府内の小・中学校においても、全ての学年で増加していると言われております。

本町の不登校の状況といたしましては、令和4年度末で年間30日以上欠席している児童生徒数は98人となっており、本町の児童生徒数の約3.5%となっております。今年度につきましては、1学期終了時点の30日以上の欠席者数は、小学校で21人、中学校で33人の合計54人となっており、主たる原因といたしましては、無気力・不安が最も多くなっております。各校におきましては、不登校児童生徒が抱える背景は様々であるということを共有した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等々も連携した「チーム学校」として、フリースクール等の外部機関とも連携し、一人一人に寄り添った対応を行っております。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。チーム学校として、しっかりと関わっていただいていると思います。

不登校の方が年々増えている中、島本町にもフリースクールが開設されたと伺いました。分かる範囲で、詳しく教えていただきたいと思います。

教育こども部長 次に、「町内のフリースクール」についてでございます。

文部科学省の見解によりますと、フリースクールとは、「不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」を指します。本町におきましては、本年10月に、本定義に該当する施設が開設したものと認識をいたしております。

平成28年4月に作成いたしました「島本町における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に基づき、学校及び教育委員会において、フリースクールの実施主体、事業運営の在り方と透明性、相談・指導の在り方、相談・指導スタッフ、施設・設備、家庭との関係、学校・教育委員会との関係について確認を行い、総合的に判断した結果、フリースクールで過ごす時間を在籍学校の出席扱いとして認定することを可能としているところでございます。今年度におきましても、既に複数の児童生徒が町内の当該フリースクールを利用しており、出席扱いとして認定しているケースもございます。

児童生徒の多様で適切な学習活動の重要性を十分に理解し、学校以外の居場所や選択肢を用いて、個々の児童生徒の状況に応じた学習活動等が実施できるよう、今後も様々な機関との連携に務めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野口議員 島本町でのフリースクールは現在1か所ということで、他市のフリースクールに通うことは可能なんですか。その場合、通う日数によると思うんですけども、交通費などがかかってくると思います。その交通費に対して、学割などを利用することはできるんでしょうか。その場合も、出席扱いとなるんでしょうか。あと、学校や教育委員会との連携は、どういうふうに取っていらっしゃるんでしょうか。お願いします。

教育こども部長 「他市のフリースクール」についてでございます。

本町におきましては、現在、他市のフリースクールを利用している児童生徒は5名おります。いずれも学校及び教育委員会が当該フリースクールを見学した上で、基準に基づく協議の結果、出席認定を行っているところであり、当該認定により、交通費の学割を利用することが可能となっております。また、フリースクールを利用している児童生徒につきましては、フリースクールから学校に出席状況や学習状況が送付され、学校において、これを把握いたしております。

いずれにいたしましても、児童生徒のフリースクール利用に当たりましては、今後も

学校、教育委員会と当該施設が適宜連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

野口議員 年々、不登校児童生徒が増えているというふうに考えられているんですけども、今後、島本町でのフリースクールが増えるというふうに考えられますでしょうか。

教育こども部長 「町内のフリースクールが増加するか」についてでございます。

さきの答弁でもお答えいたしましたとおり、本町も含め、全国の不登校児童生徒数は増加傾向であり、その背景には様々な要因が考えられます。また、いわゆる教育機会確保法におきましては、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境を確保すること、特に、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行われるようにすることが求められております。

このような現状を踏まえますと、フリースクールの設置及び活用は、不登校児童生徒が抱える様々な要因に寄り添う多様な学習活動の一例として、今後もニーズが高まることが想定されているところでございます。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

フリースクールに対しての利用料について、お伺いさせていただきたいと思っております。フリースクールを利用する方の負担額があると思うんですけども、そちらのほうをお願いいたします。

教育こども部長 「フリースクールの利用料」についてでございます。

フリースクールは民間の施設であるため、その利用料につきましては、施設やコースにより大きく異なります。平成27年度に行われた文部科学省の調査によりますと、月額授業料は全国平均で3万3,000円となっており、1万円から3万円に設定している団体・施設が約4割と、最も多くなっております。また、現在、本町の児童生徒が利用している6つのフリースクールにおける月額授業料といたしましては、各施設におきまして、利用頻度により様々なコースがございますが、最大で12万円、そして7万3,700円、5万6,100円、5万2,000円、4万6,600円、実費負担のみとなっており、平均すると、約5万8,000円となっております。

以上でございます。

野口議員 ありがとうございます。

この不登校については、原因も多種にわたり、大変デリケートで、いろいろな負担を強いられる問題であると思っております。今後、児童生徒、御家族の気持ちを大切に、小さな声にも耳を傾けていただき、一人一人に寄り添って、心の居場所づくり、学びの居場

所づくりに努めていただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

以上で、「不登校児童とフリースクールについて」の質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、野口議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日12月14日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日12月14日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会とします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後 4 時38分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 福嶋議員 1. インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を
2. 島本町の内部統制課題改善に向けて
- 中嶋議員 子どもたちのために是非とも町営プールを！
- 大久保議員 1. 島本町の高齢者移送サービスについて
2. 島本町マスコットキャラクター「みづまろくん」について
- 戸田議員 1. 学童保育室指導員の働き方改革
2. 島本町立歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用
3. 幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資源化
- 中田議員 有機フッ素化合物（PFAS）汚染について
- 川嶋議員 1. 子育て支援事業のさらなる充実について
2. 健康管理と病気の早期発見のための検診について
- 山口議員 補助金交付団体について
- 野口議員 不登校児童とフリースクールについて

令和5年

島本町議会12月定例会議会議録

第2号

令和5年12月14日(木)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 令和5年12月14日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福島 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	高岸 信之	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和5年12月14日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 永山議員 1. 「島本町手数料使用料見直しの方針」に住民意見の聴取を
2. 尾山遺跡移築復元と文化財の今後
- 平井議員 家庭ごみの戸別収集の検討状況について
- 伊集院議員 1. 就学前児童に対する幼児教育・保育について
2. 翌年度に向け保育関係や「こども誰でも通園制度(仮称)」
3. 配偶者等からの暴力への対策の強化について

日程第2 第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 第98号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について

日程第4 第99号議案 島本町手数料条例の一部改正について

日程第5 第100号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 第101号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

日程第7 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第7号)

第103号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

第104号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第8号)

日程第8 第9号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第9 第105号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、永山議員の発言を許します。

永山議員 (質問者席へ) では、これより通告に基づいて、令和5年12月定例会議の一般質問を行います。

1つ目の質問、「『島本町手数料使用料の見直しの方針』に住民意見の聴取を」について、伺います。

令和5年7月、島本町手数料使用料見直しに関する方針が策定されましたが、これについては、内容の中間報告もなく完成しています。公共施設の使用料やその他の手数料は、住民の金銭的負担に関わるものなのに、その内容が示されないまま、執行部のみで策定されたことに大変驚きましたし、それでよいという執行部の認識にも驚きました。これについては9月定例会議でも質問をしましたが、納得できる答弁ではありませんので、改めて問題点を明らかにしたいと思います。

まず初めに、島本町手数料使用料の見直しに関する方針を策定するに当たっては、有識者、専門家、施設利用者といった外部の意見を聞く場を持たなかったというふうに答弁されました。意見を聞く機会を持たなかった理由、これを不要と判断した理由について伺います。

総合政策部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

まず、1点目、「『島本町手数料使用料見直しの方針』に住民意見の聴取を」のうち、「外部の意見を聞く場を持たなかった理由」についてでございます。

「島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」の策定につきましては、昭和62年の第一次行政改革大綱から第六次行財政改革プランまでの長年にわたる行財政改革の取組を継承しつつ検討を進めてきたものであり、過去の取組を熟知している職員の参画する庁内の会議体である島本町行財政改革推進プロジェクト会議において、第7次島本町行財政改革方針と併せて、策定が可能であると判断したものでございます。

なお、島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針単体で、パブリックコメントなど外部意見の聴取はいたしておりませんが、第7次島本町行財政改革方針につきましては、本年1月から2月にかけてパブリックコメントを募集しており、当該方針案において、手数料使用料の見直しや受益者負担の適正化などについて設問をお示しし、外部

の意見の反映に努めたところでございます。

以上でございます。

永山議員 行政の内部で策定が可能だというふうに言われましたけれども、できるかどうかという能力の問題と、していいかという許容性の問題は、厳格に区別すべきだと考えます。

許容性の問題としては、公権力に携わる者として、住民の金銭的負担に関することを実質的に支払いを求める側だけで決めることに問題意識を持つべきです。「できるからしていい」ではなく、「より民主的に進めるべきだ」という意識が欠けていると思います。また、答弁で、第7次島本町行財政改革方針のパブリックコメントで外部意見は反映できていると言われましたが、これはあまりに雑で、話にならないと思います。

この点を明らかにするために、第7次島本町行財政改革方針のパブリックコメントについて伺います。

何件の御意見があって、そのうち手数料・使用料に関する御意見は何件あったか、その内容はどういうものか、お伺いします。

総合政策部長 パブリックコメントの御意見でございますが、33件の御意見をいただき、手数料・使用料に関する意見は1件でございました。内容につきましては、「手数料・使用料の見直しについては住民への不利益が大きく、具体的項目をあげてほしい」というものでございました。

以上でございます。

永山議員 御答弁では、使用料・手数料に関する御意見はわずか1件、関心のなさが現れます。これは見落とされていると思います。内容についても、住民の不利益が大きいのに具体的に分からないという不安の訴えであると思います。

実際、行財政改革方針の案を見ますと、本体の中に「使用料・手数料」というワードはたった1か所しか出ていません。しかも、何がどう見直されるか、具体的なことは全く書かれていません。不安は当然です。これで「外部意見の反映に努めた」とどうして言えるのか、理解に苦しむところです。

ここから、なぜ、パブリックコメントを行わずに手数料・使用料の見直しの方針作業を進めたか、それでよいとした理由について伺います。

総合政策部長 次に、「パブリックコメントを実施しなかった理由」についてでございます。

さきの議会においても御答弁申し上げましたとおり、島本町パブリックコメント手続実施要綱第3条において、パブリックコメントの対象を定めており、その1事項として、「町政に関する基本指針を定めることを内容とする条例又は住民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に関する案の策定」と定めておりま

す。ここで、「町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」としておりますのは、地方自治法第74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例の制定又は改廃が直接請求の対象外とされていることなどを踏まえ、パブリックコメントの適用除外としているものでございます。

以上でございます。

永山議員 今回、地方自治法第74条の解釈について、私は総務省自治行政局に問合せをいたしました。総務省によれば、この条文はあくまで直接請求について定めたもので、自治体が行うパブリックコメントは適用外であるとのことでした。つまり、島本町パブリックコメント手続実施要綱第3条の根拠に、地方自治法第74条を持ってくる町の説明は的外れで誤りだということです。

さらに、問題の手続実施要綱第3条を読むと、条例の制定などについて一部パブリックコメントしない例外を設けているものの、今、問題として取り上げている方針については何の制限も設けていません。町の説明は、解釈を条例と方針、都合よく文言を読み替えて、パブリックコメントをしなくていい方向に平気で解釈を広げている拡大解釈です。これは大問題と捉えなければなりません。

関連する問題として伺います。「地方自治法第74条第1項を踏まえて」というふうに言われましたけれども、なぜ、第74条を根拠に手数料・使用料の徴収に関する事項をパブリックコメントの対象外にすることができると考えたか。その理論的な背景を教えてください。伺います。

総合政策部長 先ほども御答弁させていただきましたとおり、金銭賦課徴収に関する事項につきましても、多くの自治体でもパブリックコメントの対象としておりませんが、金銭賦課徴収に関するものについては、負担軽減を求める意見が多く提出され、容易に修正すると、自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあるとした地方自治法第74条第1項の直接請求の対象外事項の趣旨から、本町も同様にパブリックコメントの対象外としているものでございます。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁いただいた内容については、それはある種の危惧感に過ぎません。本質的な理由ではありません。

地方自治法第74条が直接請求の適用の例外を許している理由は、条例は議会の議決を経て成立するもので、間接的に民意を反映していると見ることができる、この点にあります。この点、島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針を見ると執行部によって作られており、議会の議決は経ておらず、間接的な民意の反映というのは存在していません。つまり、第74条を論拠とする前提が欠けています。町の主張は理屈が通りません。

ちなみに、今回の質問に際して、複数の自治体に聞き取りをしました。同じような方針策定に当たって、パブリックコメントを実施しているかどうか、パブリックコメントの対象外とするような規定を置いている自治体もありますが、例えば、岸和田市は「そのような規定はありますが、個人に負担を強いるもので、行政だけで決めるべきものではないのでパブリックコメントの対象と判断しました。」という回答です。豊中市も「広く市民に影響することであり、また、個別の条例ではない方針・指針の部分なので実施をしました。」、また、滋賀県甲賀市は「市民参画、公正で開かれた市政の推進に寄与するという法の目的に照らして、パブコメをするのが望ましいと判断をしました。」という回答でした。

この点、島本町も、八尾市をはじめ多数の自治体を参考にしたというふうに言われました。ほかの自治体の何を、どのように参考にされたのか。八尾市を挙げられたので、これを例えに御答弁をお願いします。

総合政策部長 「多数の自治体の何をどう参考にしたか」についてでございます。

八尾市を参考としたものの例といたしましては、算定した料金と現行の料金の乖離幅がプラスマイナス10%の範囲内については、現行の料金に据え置くこととしたことや、激変緩和措置として、見直し額が現行額の1.5倍を超えるときは、他市の同様のサービスの均衡を図る場合等を除き、当面現行額の1.5倍としたこと。また、算定された料金について、住民の利便性及び窓口での料金徴収事務の効率性等を勘案し、10円、50円、100円単位等に調整できるものとしたことなどでございます。その他、使用料や手数料の算定方法、受益者負担の割合、また、年齢割や団体割など、算定に係る調整項目の考え方などについて、他の事例を参考に検討を行ったものでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、調べたのは値上げ幅、算定方法といった部分のみで、住民参加についてどうだったかということは、そもそも調査もしていなかったということが分かりました。

ここで話題を変えて、方針の策定に当たって住民に対して中間報告を行わなかった理由について、9月議会の答弁が理解に苦しむ内容でしたので、ここで改めて聞きたいと思えます。

総合政策部長 「中間報告を行わなかった理由」についてでございます。

作成途中の資料を公表することで住民の皆様に誤解を与えるおそれがあることから、中間報告は行っておりません。なお、島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針につきましても、策定後、町ホームページにおいて公表し、周知に努めたところでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁いただきましたが、言われていることが、今一つよく分かりません。

「住民の皆様に誤解を与えるおそれがある」というのは、具体的に、住民が何について、どのような誤解をすると考えておられるのか、改めて伺います。

総合政策部長 具体的に申し上げることはできかねますが、受益者負担の考え方など、町の方針として確定していない事項を公表することを差し控えたものでございます。

永山議員 具体的に言えないということですが、具体的に言えないのは、これは、ただ漠然とした危惧感だからではないでしょうか。また、誤解というのは、最初に説明を避けることで生まれます。丁寧に説明をして、誤解があれば話し合うことで理解が深まります。それが民主主義の目指す在り方です。

あと、確定していないことを公表することを差し控えたと言いますが、確定する過程こそ住民参加が必要なので、ここで差し控えてもらっては困ります。この点、認識を改めてください。

ここまで、町の考え方に多くの問題が認められるということを指摘いたしました。今からでも、町民にこれまでの経緯を報告した上で、パブリックコメントを実施すべきだと思います。この点について、町長のお考えを伺います。

総合政策部長 私のほうから、御答弁をさせていただきます。

「パブリックコメントの実施」についてでございますが、島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針については、既に策定済みであり、これに基づく一部使用料の見直しにつきましても、9月定例会議において御審議いただいておりますことから、パブリックコメントを実施する考えはございません。

以上でございます。

永山議員 山田町長に御答弁をお願いしたいと申し上げましたが、もう1回、聞きます。

策定済みだからパブコメしないというこの答弁について、もう、やった者勝ちと言っているのと同じだと思います。あれこれ答弁されましたが、町の解釈は論理必然ではない。このことは、他の自治体が本町と同じようなパブコメ制限規定があっても、現実にパブリックコメントを実施していることから明らかです。

山田町長に伺います。今のおよそ答弁とは言えませんが、パブリックコメントを実施しないのは、民主的なプロセスを欠いたと思っていないからか、民主的なプロセスを欠いていても問題ないと考えているか、そのどちらか、お答えください。

山田町長 パブリックコメントにつきましては、議会制民主主義を補完する制度の1つであると考えておりますが、本方針に基づき、それぞれの使用料を設定または改定するには、根拠となる条例の制定・改正等の手続が必要であり、住民代表機関であります議会において慎重に御審議をいただくこととなりますことから、民主的なプロセスを欠いているとの認識はございません。

以上でございます。

永山議員 民主的なプロセスを欠いたと思っていないという御見解ですね。

何度も言いますがけれども、そもそも、この手数料・使用料に関する方針というのは、この方針そのものについて議会の議決というのは経っていません。パブリックコメントも行われていない。それで、民主的プロセスは欠いたと思っていないということなので、これが明らかにできただけでよいです。

改めて、次の質問をします。

入手しました使用料・手数料見直しに関する基本方針の検討資料を見ますと、この後、住民票や印鑑証明、罹災証明、史跡桜井駅跡史跡公園の使用料など、この当時でたくさんの事項が検討課題に挙がっています。この基本方針に基づいて、今後も様々な事項が検討されていくということによろしいのでしょうか。

総合政策部長 住民票の写しや印鑑証明などの値上げや新たな徴収について、現時点で具体的な予定はございませんが、引き続き他自治体の動向等を踏まえ、検討を続けていく必要があると認識をしております。

なお、史跡桜井駅跡史跡公園につきましては、本年4月から都市公園として位置づけられておりますことから、島本町都市公園条例を根拠として使用料を徴収することとなっております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、既に徴収が始まったものや、今後も負担増が見込まれることが分かりました。しかし、その基礎となる方針については、住民も議会も何ら関与していない点は放置されたままです。それに問題を感じない山田町長の政治姿勢には、重大な懸念があると思います。

視点を変えて、今度は島本町パブリックコメント手続実施要綱について伺います。こちらにも改定が必要だと思いますが、それについて、お考えを伺います。

総合政策部長 「パブリックコメント手続実施要綱の改定」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、地方自治法第74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていないことを踏まえ、パブリックコメントの対象としていないものでございます。

なお、「地方自治法逐条解説」によると、使用料及び手数料の徴収を直接請求の対象としていない理由について、「地方税等の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、近時におけるその運営の実情を見るに地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められる」との記載があります。

こういった理由から、多くの自治体でもパブリックコメントの対象としておらず、本町におきましても、当該箇所についてパブリックコメント実施要綱の改正の必要はないものと認識しておりますので、現時点で改正は考えておりません。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁で言われました「逐条解説」についてです。

この「逐条解説」というのは、個々の条文の解釈を書いた専門書です。質問に当たって、当然、私も読んでます。今、もっともらしい理由のように読まれましたけれども、文章の一部分を都合よく抜粋するのはやめていただきたいです。今、読み上げられた抜粋箇所、その前は何と書いていたか、この部分もお読みください。

総合政策部長 今、議員のほうから御紹介いただきました「逐条解説」抜粋の前段でございますが、「条例の制定又は改廃の請求は、当該普通公共団体のすべての条例にわたって行い得るものではなく、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例は、直接請求の対象から除外されている。使用料のうちには地方公営企業の料金あるいは学校の授業料も含まれると解されるが、国民健康保険料は、地方税、分担金、使用料及び手数料のいずれにも含まれず、直接請求の対象となり得ると解されている。このような制限は、当初の地方自治法には定められていなかつたものであるが、昭和23年の改正によつて加えられた。その理由として」と記載されております。

以上でございます。

永山議員 分かりにくいので、ここで内容をまとめると、「逐条解説」には、税や使用料や手数料に関わる条例が直接請求の対象から外されたのは昭和23年のこと、今から75年前、戦後の混乱期の世情を考慮して制限したと書いています。

さきの答弁は、この時代に関する部分をごっそり削って、まるで現代でもそのまま通用する理由のように取り上げて、不適切です。今後は、ミスリードになるような抜粋を厳に慎んでいただきたいです。

ここまで述べられた理由は、いずれも説得力を欠いています。行政の姿勢には、不安と憤りを覚えます。町長には、改めてパブリックコメントの実施を求めます。そして加えて、憲法を保障する地方自治の本旨や島本町まちづくり基本条例の理念を学び直す必要があることを指摘して、次の質問に入ります。

2つ目の質問、「尾山遺跡移築復元と文化財の今後」について、伺います。

桜井せせらぎ公園に復元予定であった尾山遺跡について、ようやく令和5年6月の今年度第1回文化財保護審議会を起点に、動きが見られました。審議会では、尾山遺跡の移築復元事業に対し多数の御意見が出ていましたが、教育委員会としてどのような課題意識を受け取られたか、伺います。

教育こども部長 続きまして、2点目の「尾山遺跡の移築復元と文化財の今後」のうち、「尾山遺跡移築復元における課題意識」についてでございます。

令和5年6月に開催した令和5年度第1回文化財保護審議会において、尾山遺跡で見つかった池泉跡をJR島本駅西側のせせらぎ公園内に移築復元する予定であることを報告し、その方法や位置についての事務局案を説明させていただきました。その際に、審

議会委員の皆様からは、例えば、「復元した遺構を見た方には、泉として機能していた当時の状況をイメージできるような復元をした方がよい」や「維持管理をしやすいものにしたほうがよい」などの御意見をいただきました。

本町といたしましては、この復元をよりよいものにするために、専門的知識を有した審議会委員の皆様のご意見を、可能な限りこの復元に生かしていくという視点で、今後の進め方を検討したところでございます。

以上でございます。

永山議員 可能な限り御意見を生かしていくということですが、復元の原案など、基本的な案の作成過程で審議会委員からどのような助言を受けたか、また、いただいた助言のうち、生かされた点や生かし切れなかった点について伺います。

教育こども部長 次に、「審議会委員からの助言」についてでございます。

プロポーザル方式で事業者選定を行う際の要求水準書（案）を作成した段階で、審議会委員の皆様にご説明した上で、意見を伺い、可能な限り反映させて事業者募集を行うこと、また、応募のあった事業者から提案書が提出された時点で、再度、審議会委員の皆様にご説明を行い、疑問点、確認点等について御意見を伺い、事業者へのプレゼンテーションの際に活用することといたしました。結果として、審議会委員の皆様には2回にわたり御意見をいただき、事業者選定の際の参考とさせていただきます。

具体的には、審議会でご意見のあった遺構の理解を助ける工夫や遺構の当時の周辺環境を想起させることができるような提案及び工夫を踏まえ、要求水準書（案）を作成し、案の時点で審議会委員の皆様から御意見を伺い、「復元する石材の量が分かる資料をつけたほうがよい」という御意見や「石材が不足する際には、復元する池泉跡の下層の石材を使用すればよい」「別の時期の石材を使用する際にはマーキングし、別の時期の石材と分かるようにしたほうがよい」という御意見を伺いましたので、要求水準書に反映いたしました。

なお、審議会において、「復元した遺構に水を張ってはどうか」という御意見をいただきましたが、維持管理上、常時水を張ることは難しかったため、今回の要求水準書には反映することはできない旨説明し、御理解をいただいたところでございます。

しかしながら、復元する遺構につきましては、水に濡れると青や緑に発色する石材があり、この池泉跡の魅力の1つであるため、常時水を張ることはできませんが、完成後、説明会などを実施する際には水をかけて、石材の発色具合も観察いただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 復元に際して、石材の扱い方など貴重な御意見がいただけたこと、分かりました。

尾山遺跡は泉の遺跡で、水とは切っても切り離せないものです。実際に水を使って理

解を広めるように取り組まれるということは、望ましいと思います。

では、話題を事業者選定に移します。

今回、プロポーザル方式を採用した理由について、伺いたいです。また、本来、プロポーザルのメリットは、価格だけでなく提案力や企画力など、複数を比較して最適な事業者を選定できることにあります。しかし、今回は手が挙がった事業者は1者のみでした。この点についても、お考えを問います。

教育こども部長 次に、「プロポーザルの手法を採用した理由」についてでございます。

発掘調査で見つかった遺構の復元業務につきましては、非常に専門性が高く、本町で実施した経験が少ないため、本町が作成した復元案により入札を行い、金額面での競争のみで工事発注するよりも、ノウハウを有する事業者から提案をいただいたほうがよりよい復元ができると考え、基本設計、実施設計、施工まで一括でできる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用いたしました。

なお、今回のプロポーザル審査では、応募者が1者のみではございましたが、丁寧に事業者選定を進めており、今回の事業に最も適した業者を選定することができたと認識をいたしております。

以上です。

永山議員 本町に経験がない事業であって、事業者の持つノウハウを活用することが最適というお考えが分かりました。

では、決定した事業者について伺います。

これまで手がけた復元事業の実績、そして、本町で生かされる特色や魅力について伺います。

教育こども部長 次に、「決定された事業者」についてでございます。

今回、事業者として決定いたしました植彌加藤造園株式会社につきましては、嘉永元年（西暦1848年）の創業以来、京都南禅寺界隈で活躍し、多くの実績を有しておられます。植彌加藤造園株式会社の近年の実績といたしましては、円山公園内の庭園や清水寺、平等院鳳凰堂など、多くの史跡・名勝・国宝の修復事例に関わっており、そして、特別史跡・特別名勝の平城京内の庭園跡の復元にも従事されております。また、業務体制といたしましては、十分な実績のある方々が担当者となっており、さらに京都芸術大学の日本庭園・歴史遺産研究センター所長の仲隆裕教授もアドバイザーとして参画される予定と聞いております。

なお、仲教授は、歴史文化資料館内の西浦門前遺跡の移築復元に携わっていただいております。本町の遺構に造詣のある方でございます。

さらに、本町の文化財につきましては、立地上、京都の影響を強く受けておりますので、京都の史跡・名勝・国宝の業務に多く関わっている植彌加藤造園株式会社のノウハウを十分発揮していただけるものと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、植彌加藤造園株式会社という会社が、多くの文化財の復元に携わっている会社であることは分かりました。プロポーザルの提案書でも、本町の特質や尾山遺跡の文化財としての価値についても高く評価いただいていることも分かります。

しかし、復元は教育委員会と事業者のみで完成するものではありません。審議会委員や住民から、復元遺構の高さ、目線の位置についても、見上げるように位置するのか、目線を下に降ろすのかといった意見がありました。現時点の復元の在り方、方向性を伺います。

教育こども部長 次に、「復元の在り方」についてでございます。

先ほども御答弁いたしました。審議会委員の皆様や整備事業者の専門的見地からの御意見、ノウハウを有する事業者から提案等をはじめ、参考となる御意見につきましては、可能な限り反映してまいりたいと考えております。

復元における主な意見といたしましては、遺構の復元のイメージとして、他の事例を用いて、地表面から約80センチ盛り上げた場所にコンクリートやモルタルでの復元と御説明いたしましたが、審議会委員の皆様や事業者からの提案では、発見時に近い高さのほうが、池泉跡という本来の姿を想像しやすく、また、比較的公園の起伏になじむ整備が良いのでは、という御意見をいただきました。また、プロポーザル審査における事業者からの提案では、池泉跡の発掘時に発見されたケヤキをシンボルツリーとして整備を行うとの提案でありましたが、審議会委員の皆様からは、遺構の近くに植栽をすると落ち葉が溜まりやすいので維持管理面において留意することという意見が付されたところでございます。

いずれにいたしましても、これら様々な意見につきましては、これから復元を進める上での参考とさせていただき、耐久性や安全性、維持管理など様々な点を踏まえて、事業者、関係者と慎重に検討・協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、委員の皆様には、今後も施工過程においても、可能な範囲で御意見を伺い、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ここまで、丁寧に進めている点を評価いたします。期待に応える復元事業となるように求めたいと思います。

ここからは、尾山遺跡復元を軸とした今後の文化財振興について伺います。

事業者の提案書を見ると、単なる遺跡の復元というのとどまらない、普及啓発や、地域への愛着や誇りの醸成といった方針が掲げられています。移築復元事業に当たり、町の考え方やビジョンについて伺います。

教育こども部長 次に、「復元後の文化振興について町の考え、ビジョン」についてでございます。

今回のような現地での遺構の本格的な復元というものは、本町では初めての事業でございます。住民の皆様に親しみと誇りの持てる文化財のシンボリックな施設となることを期待しており、JR島本駅を東西に挟んで位置する歴史文化資料館との連携により、さらなる文化財の普及啓発、文化行政への理解を広めていかなければならないと考えております。

この尾山遺跡で言えば、まずは歴史文化資料館での展示や町ホームページへの掲載、また、現地説明会を開催するとともに、本町に住む児童生徒にとって貴重な財産でありますことから、体験学習等も実施したいと考えております。

以上でございます。

永山議員 文化財の普及啓発、文化行政への理解を広めるために、目に見える継続した取組を、町内外の人を巻き込んで行っていただきたいと思っております。

ここからは、この地区で見つかった他の遺跡・遺構について伺います。

この地区では、希少かどうかを問わず、たくさんの遺跡が見つかっています。それら一つ一つが郷土の歴史であり、今の私たちにつながるものです。開発と保存のはざまで姿を消す遺跡は数えきれませんが、これらの足跡を記す取組も、また重要であると考えます。ここで、復元・保存がかなわなかった遺跡の足跡を残す取組として、2点、伺います。

1つは、マンション敷地内の説明板の設置検討です。JR島本駅西側に建設中のマンションの一部が、子育て関連施設として島本町に譲渡されます。島本町文化財調査報告書第48集によると、この施設の予定地とほぼ同位置から、弥生時代の水田遺構が見つかることが分かります。町で管理し得る場所での発見された遺構であり、敷地内に遺構に関する説明板の設置を検討できないでしょうか。

教育こども部長 次に、「マンション敷地内の説明板の設置検討」についてでございます。

マンション敷地内からは、主に弥生時代から古墳時代の水田跡が見つかりましたが、この水田の全容や水田を営んでいた集落の存在については確認ができておりません。この状態で説明板を設置することにつきましては、他の媒体と比べ情報の更新が困難であることや、説明板を読まれた方に誤解を与える可能性があることから、ある程度の情報確定を進めることが必要であろうかと考えております。

いずれにいたしましても、説明板の設置には情報確定など時間を要しますが、遺跡の足跡を残す取組につきましては必要であるとの認識でございますので、歴史文化資料館での速報展同様の紹介について、移管を受ける施設内で掲示するなどの方法を講じるなど、今後のその方策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 施設内の案内板の設置など、速報展と同様の紹介など掲示を御検討いただけるということなので、それを進めていただきたいと思っております。

では、2つ目として、区画整理事業内で見つまっている飛鳥時代末から奈良時代前半の瓦窯跡（御所池瓦窯跡）についてはどうでしょうか。案内板の設置について伺います。
教育こども部長 次に、「御所池瓦窯跡遺跡の説明板の設置検討」についてでございます。

御所池瓦窯跡につきましては燃焼部のみが見つかっており、瓦を焼く本体部分である焼成部の調査は実施できておりませんが、飛鳥寺と同様の瓦が発見されております。よって、御所池瓦窯跡については、池泉跡移築復元の際に設置を予定しております案内板において、その内容を掲載するなど、今後のその方策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 池泉跡の復元の際に、案内板の設置を考えているということなんですけれども、瓦窯跡は御所ヶ池の東側の宅地エリアで見ついているものです。桜井史跡公園の案内板に掲載をするだけでは不十分だと思います。遺跡が発見された、その場所に、そのことが分かる看板なり何か記すものが残せないのか、伺います。

教育こども部長 「現地での看板設置」についてでございます。

今回の御所池瓦窯跡遺跡の発見場所は民間の所有地であり、当該土地に案内看板等遺跡の足跡を残す対応を取ることとなると、その所有者の方の財産に一定の制約を課すこととなりますことから、丁寧な説明の下、まずは御理解いただく必要があろうと考えております。

本町では、これらの文化財の案内板設置に対しての基準というものがございませんので、どのような場合に案内板を設置していくのかなど、一定の方針をまず決めてから対応していくべきであると思いますので、今後、それら基準整備を検討した上で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 これから基準整備を進めて検討されるということなので、これを確実に進めていただきたいと思います。

最後になりますが、町長にお伺いをしたいと思います。

今、話題で取り上げました御所池瓦窯跡、瓦窯跡遺跡は島本町にとって、とっても重要な遺構です。この点について町長の認識はどうか、伺いたいと思います。

山田町長 認識とのお問合せでございますけれども、確かに歴史的な、文化的な遺産であるということでは、重要なものであるという認識はございます。

以上でございます。

永山議員 重要な遺構であるという御答弁、これに間違いはありません。

ここまで、いろいろ御答弁をいただきましたが、文化財の普及・啓発、文化行政への理解を広める、この考えが示されたと思います。今後は、これを着実に実行していただきたい、このように強く求めて、私の一般質問を終わります。

清水議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。テーマについては、「家庭ごみの戸別収集の検討状況について」でございます。

近年の高齢化社会に伴い、ごみの集積場所までごみを持っていくことが困難な高齢者が増加していることから、住民の負担軽減並びに住民サービスの観点から、令和4年9月会議で一般質問を行いました。

そのときの答弁において、「コスト増や収集体制の課題等あることから、『高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き』を参考に、費用対効果も含め、町の状況に応じた個別の支援制度について、検討してまいりたい。」と答弁をされています。今日まで、どのような検討をされたのか、その検討状況について、お伺いをいたします。

都市創造部長 それでは、平井議員の一般質問、「家庭ごみの戸別収集の検討状況」について、御答弁申し上げます。

全国的な高齢化の進展に伴い、ごみ出しが困難となる方の増加が見込まれる中、本町におきましても、家庭ごみの収集の在り方については重要な課題であると認識いたしております。令和4年9月の一般質問におきましては、議員からお尋ねの町域全体の戸別収集について、コスト増加への試算、また、収集体制に課題があるものと御答弁させていただきました。

現在の検討状況といたしましては、環境省が作成した「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を参考とするなど、個別の支援制度について調査・確認を行っております。具体的には、全ての方々を対象とした戸別収集のみならず、対象要件を絞り、介護が必要でごみ出しが困難な独居の高齢者などのみを対象にした場合のコスト比較や収集体制、さらには近隣自治体の取組状況などの調査を行っているところでございます。

以上でございます。

平井議員 次に、健康福祉部に確認をいたしますが、ただいま都市創造部から、「全ての方々を対象とした戸別収集のみならず、対象要件を絞り、介護が必要でごみ出しが困難な独り暮らしの高齢者等のみを対象にした場合のコスト比較や収集体制、さらには近隣自治体の取組状況の調査を行っている」との答弁がございましたが、これまでケアマネジャーや介護ヘルパーの方から、高齢者のごみ出しについて困難であるといった声は聞いていないのか、参考までにお伺いをしたいと思います。

健康福祉部長 「ケアマネジャー等からの声があるか」とのお尋ねでございます。

次期介護保険事業計画策定のため、本年7月に町内事業者のケアマネジャーを対象に、ケアマネジャー・アンケート調査を実施しております。その各設問の自由記載において、ヘルパー不足の中、朝のごみ収集の時間に合わせてヘルパーを調整することが難しい状況であることや、ごみ出しはヘルパー以外での対応も可能なので、介護保険制度外での

対応策を検討することでヘルパー不足の解消にもつながるのではないかといたした御意見をいただいております。

以上でございます。

平井議員 ただいま健康福祉部から答弁があった、ケアマネジャー・アンケート調査結果についても、お互い情報を共有しているというふうに理解していますが、その結果を受けて、都市創造部としてどのような検討をしてきたのか、お伺いをいたします。

都市創造部長 ごみ出しが困難な高齢者の方々に対する「都市創造部としてのごみ出し支援の検討状況」でございます。

ごみ出しが困難な高齢者の方々の中でも、介護サービスを受けられている方で独り暮らしの高齢者の方を対象に支援策を検討している状況でございます。また、高齢者の方のみならず、障害をお持ちの方など、御自身でごみ出しが困難な方についても、高齢者の方々と同様に検討が必要であるものと考えております。加えて、全ての方々を対象とした戸別収集と比較するためのコスト試算をはじめ、ごみ収集車の台数や収集時間、収集員の人員体制、また、御負担いただく料金の在り方などについて、検討している状況となっております。

以上でございます。

平井議員 そしたら、現在、ごみ出しが困難な高齢者の方々から相談があった場合、町としてどのように対応しているのか、今後、ますます高齢化が進む中で、町の見解をお伺いをしたいと思います。

都市創造部長 ごみ出しが困難な高齢者の方々などへの現時点の対応といたしましては、公的サービスであるホームヘルプサービスの利用以外では支援サービスがないことから、地域の支え合い事業である社会福祉協議会の「たのむ和」など、地域の皆様におかれまして御対応いただいている状況となっております。しかしながら、アンケート調査にもございましたヘルパー不足や、有償ボランティアであるサポーターとのコーディネートが必要となる「たのむ和」など、人員の確保に苦慮されている旨、聞き及んでおります。

このような状況を踏まえ、本町といたしましては、今後、高齢者人口の増加に伴い、ごみ出し支援が必要な方々の増加が見込まれることから、ごみ出しが困難な高齢者などの方々への支援制度の検討は一定必要であると考えております。

以上でございます。

平井議員 先ほどの答弁で、対象者を高齢者に絞り込んだ場合の検討を行っているということですが、町域内全体の戸別収集と比べて、どのような違いがあるのか。また、コスト等も踏まえて、具体的に検討できているような内容があれば、お伺いをいたします。

都市創造部長 「町域全体の戸別収集と比較するための具体的な検討状況」でございますが、令和4年9月の一般質問で御答弁させていただいた際、全体の戸別収集を実施することとなった場合の試算については、収集業務委託事業者からの聴取により、狭隘な道

路沿いの住居や集合住宅を除いたとしても、現状と同様の時間で回収すると想定した場合、ごみ収集車1台の追加で計4台、作業員を1台当たり1名増員で計6名増員する必要がある、また、委託料といたしましても、これら1年間の直接経費だけで、概算で、ごみ収集車1台分の約830万円と収集員の人件費として約2,400万円の合計約3,200万円の増額になるものと御答弁させていただきました。

しかしながら、現在、検討しております高齢者等に対象者を絞り込んだ場合には、年間で増加する委託料は、試算中ではございますが、町域全体を対象にした戸別収集に比べ、パッカー車の台数は増加せずに実施が可能となる見込みであり、収集時間や収集体制についても、収集規模が縮小されることから、増額幅は400万円程度と見込んでおります。

なお、金額につきましては、あくまでも試算であり、対象となる方の人数や収集に課題がある箇所への対応等により、大きく変動することも想定されるものと考えております。

以上でございます。

平井議員 高齢者や御自身でごみ出しが困難な方に対象者を絞り込んだ場合の課題については、どのような内容があるのか、お伺いしておきたいと思っております。

都市創造部長 「高齢者等に対象者を絞り込んだ場合の課題」でございますが、ごみ出しが困難な高齢者の方々の中でも、介護サービスにおける要介護状態区分について、どの区分の方を対象とするのか、あるいは、高齢者のみならず御自身でごみを運べない方がおられた場合、障害者の方も含め、どのような方々を対象にするのか、さらには対象者の絞り込みとは関係なく、ごみ集積所のない集合住宅や狭隘な道路沿いに隣接する家屋への収集方法など、様々な課題があるものと考えております。

以上でございます。

平井議員 ごみ出しが困難な方に対象者を絞り込んだ場合の課題等については一定の理解はいたしますが、近隣自治体においては、ごみ出しが困難な高齢者等への支援策について、どのような取組をしているのか、お伺いいたします。

都市創造部長 「ごみ出し支援が必要な高齢者等への近隣自治体の支援状況」といたしましては、大阪府内におきまして、21自治体が戸別収集を実施していると聞き及んでおります。北摂地域では、茨木市や吹田市、摂津市が、要介護度や年齢基準をはじめ、様々な利用要件を設けられ、支援策を実施されておられます。

以上でございます。

平井議員 近隣自治体においても支援策を講じている自治体もある中で、本町においても、ごみ出しが困難な高齢者等に対し、何らかのごみ出しの支援策を講じていく必要があると考えています。課題が多くても、日々の日常生活の中で、ごみ出しが困難な高齢者等にとっては切実な問題であり、行政の支援は必要であると考えますが、町の見解をお伺

いいと思います。

都市創造部長 本町におきましても、今後、高齢化の進展が見込まれる中で、ごみ出しが困難な方々への支援策の検討は一定必要であると考えております。今後、高齢者の方々をはじめ、御自身でごみ出しが困難な方々など、どのような方々を対象者として選定するのか、また、集合住宅や狭隘な道路沿道に隣接する家屋での収集など、収集体制面でも課題が多くあることから、ごみ出し支援策については、様々な視点から慎重に進める必要があるものと考えております。このことから、今後も引き続き課題を整理し、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 ありがとうございます。

今後、ますます高齢化が進む中で、日常生活の中でごみ出しが困難な高齢者等にとっては切実な問題とされていることから、様々な課題を整理していただいて、早急に結論を出していただくよう求めて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

清水議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時55分～午前11時10分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員 (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、「就学前児童に対する幼児教育・保育について」。

平成24年6月、12月議会の一般質問において、幼児教育と居場所づくりの違いに、幼保一元化について質疑、答弁をいただき、認定こども園の設置など、時間を要しながらも改革いただきました。また、平成19年12月や平成20年12月、一般質問や常任委員会において、小中一貫教育に関連し、カリキュラムの見直しなどについても、現場との連携を図りながら、じっくりと改革を進めていただき、みづまるキッズプラン(3か年計画)の最終年度となってまいります。

先般10月には、第一幼稚園・第三小学校での「かがく遊び」の議員団視察も開催いただきました。4つの要素から改革を続投いただいている状況です。

しかしながら、過去の「就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針」の凍結期間の遅れから待機児童問題に発展し、幼児教育や保育指針の観点よりも、待機児童対策がメイン的になってしまったのではないかと、私は、その感じを拭い去れない思いがあります。改めて、お伺いしていきます。

①まず、本町の認定こども園は保育園型が多いと感じておりますが、幼稚園も含め、就学前児童に対する幼児教育・保育を実施する各施設数と施設設置目的・内容等をお伺いいたします。

教育こども部長 それでは、伊集院議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「就学前児童に対する幼児教育・保育」についてでございます。

幼稚園が2施設、保育所が5施設、幼保連携型認定こども園が2施設及び小規模保育事業所が4か所でございます。

「施設設置の目的及び内容等」につきましては、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、各施設において様々な取組が行われていますが、いずれの施設においても、児童一人一人を個人として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう、丁寧な教育・保育を行っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 幼児教育課程である幼稚園について、公立のほうにおいては、現在の社会情勢や経済情勢等においてニーズが減ってきているのは、周知の事実だと思います。そこで、私立においてもニーズは減ってきているのか、ここ数年の状況や現状把握などをお伺いいたします。

教育こども部長 「私立幼稚園のニーズについて」でございます。

本町在住児童の私立幼稚園及び認定こども園教育部門利用者につきましては、各年4月時点において、令和3年度が316人、令和4年度が308人、令和5年度が275人となっており、町立幼稚園と同様に、私立幼稚園についてもニーズは減少傾向にあるものと考えております。

伊集院議員 私立の幼稚園においても減少傾向という答弁であると思っております。

施設ごとの内訳数とか、せめて町内代表だけでも結構ですので、その詳細をお伺いいたします。

教育こども部長 「私立幼稚園に係る施設別利用者数」についてでございます。

私立幼稚園の利用につきましては、原則通園範囲が定められておらず、本町外を含め多くの幼稚園を御利用されている状況であるため、本町在住児童がより多く利用されている山崎幼稚園における在籍児数について、御説明いたします。

本町在住児童の山崎幼稚園在籍者数は、各年4月1日時点で、令和3年度が214人、令和4年度が197人、令和5年度が168人ございました。

なお、本町在住児童が利用している私立幼稚園及び認定こども園教育部分数につきましては、各年4月1日時点で、令和3年度が12施設、令和4年度が11施設、令和5年度が10施設でございます。

伊集院議員 分かりました。やはり減ってきている傾向であります。施設ごとの選択肢がないわけではないと思っております。

その中で、小規模保育について、お伺いします。それぞれ系列の保育園等へとつながっていることなども踏まえ、小規模後の行く場所が見つからないということはない状況

になっていると思っておりますが、現状をお伺いいたします。

教育子ども部長 「小規模保育事業所卒園後の他の保育所等への転園」についてでございます。

議員御指摘のとおり、小規模保育事業所を卒園される児童につきましては、保育所等入所審査基準表において、転園先として、いずれの施設を希望された場合でも加点を行う項目を設定しており、可能な限り希望される施設に転園できるよう配慮をいたしております。また、希望される施設への転園がかなわない場合であっても、当該小規模保育事業所の連携施設に転園していただくものとしており、継続的な施設利用を担保しているところでございます。

以上です。

伊集院議員 では、その中で小規模から幼稚園を選択されるニーズはあるのかどうか、お伺いいたします。

教育子ども部長 小規模保育所卒園時に幼稚園へ転園された児童につきましては、直近3か年度において1名のみとなっております、当該ニーズは大変少ないものと認識をいたしております。

伊集院議員 その要因は、利用ニーズ低減の実態把握のためのアンケート調査をされ、報告書を令和3年度に出していただいております。公立でなく私立を選択する理由も明らかになっております。島本町内に公立1園は何とか守っていきたいところではありますが、現在のニーズ、選ばなかった理由についての1位の「入園年令」、また、2位・3位になります「給食の有無」や「送迎の利便性」で変わってくることも、この1園においては変わってくると思っております。

調査結果を出されてから、どう手を打つのかと検討されている最中と推測しますが、今できること、そして、今後、どう対応していこうと考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

教育子ども部長 「第一幼稚園の今後」についてでございます。

議員御指摘の利用ニーズ低減の実態把握のためのアンケート調査結果において、第一幼稚園を選択されなかった理由として、入園年令や給食の有無等が多く挙げられており、これまでも町議会や総合教育会議、子ども・子育て会議などにおきまして、3年保育や給食の導入を検討すべきとの御意見がある一方、第一幼稚園を選んだ理由として、駅前であるという立地と送迎バスを運行しているということから送迎の利便性が高く評価されたことや、教育理念・方針を高く評価して選んでいただいたことも一定理解するところでございますが、入園年令が適当であるとして、2年保育を高く評価いただいている方も一定数おられたところでございます。

今後の第一幼稚園の在り方につきましては、第三小学校における学童保育室の確保について、既存の転用可能教室を活用していくものの、さらに学童保育室の不足が見込ま

れる場合には、町立第一幼稚園の空きスペースを学童保育室として活用することを検討しているところでございます。

今後におきましても、国の施策等も踏まえ、様々な選択肢について検討を進めてまいりたいと考えております。

伊集院議員 現第一幼稚園の面積等で給食棟を造るのも、なかなか難しいんだらうと、課題も種々あると考えますが、答弁では、当面、第三小学校の学童保育室がもし不足する場合に活用することを想定されているということをお伺いしました。今後の方針においては、現時点では、正直、その先、定め切れてない現状と鑑みます。

しかしながら、やはり対策方針を先送りにはできないところでありますので、今の御答弁から確認しますが、来年度のニーズの想定はどうなっているか、お伺いいたします。

教育こども部長 「令和6年度の第一幼稚園のニーズ」でございますが、令和5年12月時点で第一幼稚園には38人の児童が在籍しております。現時点における令和6年4月の在籍児童見込数につきましては29人となっておりますことから、年度途中の入園者を含めましても、引き続きニーズは減少傾向にあると考えております。

一方で、4歳児に着目いたしますと、令和5年12月時点で12人であるのに対し、令和6年4月は14人になる見込みでありますことから、今後におきましては、これまで減少傾向でありましたニーズについても、一定横ばい状態になることも想定しているところでございます。

伊集院議員 なるほど、活用できる空きスペースも出るだろうということを想定されているんだということは理解いたしました。4歳児を着目されたことも、答弁では一定の横ばいを見込んでいらっしゃるということが分かりました。

西側の開発でも、多少は幼稚園を選ぶ方もいらっしゃるのではないかと言いきれませんが、一定理解するんですが、やはり動向を見るだけでなく、並行して、一定の方針だけは何パターン化の青ビジョンを描いていただくように求めます。

私は、幼稚園教育の部分が減っていくのはよくないと思っておりますが、保育にも幼児教育をと訴えてきました。島本町も同じく、保育所においても幼児教育的な観点を踏まえまして、みづまるキッズプランへと御尽力いただいていると考えております。

あとは、国のほうも動かしたいという思いもあります。そのため、3歳児から義務教育化を、令和元年から実施されているフランスの国民教育・青少年省へ地方議員の同士が視察に行きまして、たくさんの学びの報告をいただいております。

こういった幼児教育、段階を経ながらやっていかなければならないというのは、もともカリキュラムの部分のことにおいても、6・3・3制においては昭和22年4月から長い間、この形で行っております。現在の子供の成長、発育、周りの環境、大きく変わってきておりますので、一定、この点に、せつかく無償化にするのであれば義務教育という意味も込めていくべきなのか、日本においていいのかということを研修してまいり

ました報告に、今後も引き続き、段階を経て、子供たちの未来に夢を描けるように、頑張りたいと思っております。

みづまるキッズプランも、試行実施から本格実施的になっていこうと思っておりますので、御尽力をお願いを申し上げ、2番目に入りたいと思います。

「翌年度に向け保育関係や『こども誰でも通園制度（仮称）』」について、お伺いいたします。

子ども・子育て支援加速化プランや保育人材確保のための総合的な対策等に基づき、令和6年度に向けての対応や現状確認等を伺っていきます。

保育士職員配置基準においては、本町独自の手厚い対策を過去より頑張っていたいただいております。頑張りたいと思いますので、確認になるのですが、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善が示されました。本町としては、独自からさらに加算したりするのか、現状の確認と今後の方針をお伺いいたします。

教育こども部長 続きまして、2点目の「翌年度に向け保育関係や『こども誰でも通園制度（仮称）』について」のうち、「本町独自加配」についてでございます。

本町における現在の保育士配置基準につきましては、児童に対する保育士の割合について、0歳児が3対1、1歳児が4対1、2歳児が6対1、3歳児が15対1、4・5歳児が25対1となっております。議員から御指摘、御説明のあったとおり、国におきまして、1歳児及び4・5歳児の保育士配置基準の見直しが検討されておりますが、本町においては、既に改定後の基準と同等またはそれ以上の基準となっているところでございます。今後、さらなる配置基準の見直し等につきましては、現時点では予定しておりません。

伊集院議員 では、平成27年度より国のほうは3歳児配置改善加算し、来年度は3歳児をさらに本町と同等の改善へと、また、4歳・5歳児も本町と同等になります。令和7年度以降に1歳児を6対1から5対1へ改善加算予定をされておりますが、見直し後を見ても、1歳児においては、本町は国基準以上の4対1を継続するという答弁であったと確認いたしました。

では、政府・国はこども誰でも通園制度（仮称）を創設されます。全国的な制度とするべく、未就園児のモデル事業を拡充している状況から、本格実施を目指されておりますが、本町としては、まず、この点における見解をお伺いいたします。

教育こども部長 次に、「こども誰でも通園制度」についてでございます。

当該制度につきましては、本格実施を見据え、令和5年度から試行実施が行われますが、本町においては、当該事業の実施場所の候補となる現存の教育・保育施設での受入れ可能性や実現方法について調査を行っているところでございます。今後、本格実施となる際には円滑に開始できるよう、引き続き調査・研究を行ってまいります。

伊集院議員 調査をスタートされたということを確認いたしました。

「こども未来戦略」方針より、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設されます。本町としても、人員や財政など苦心しながら、預かり保育や小規模保育など尽力されてこられました。その中で、この「就労要件を問わず」となると、現在のニーズでいっぱいでもあり、厳しさを存じています。

まず、基本的なことをお伺いします。

この制度の意義は、子供たちにとってどうだと言われているのか、お伺いいたします。

教育こども部長 「こども誰でも通園制度」でございます。

本制度の意義といたしましては、在宅で子育てをする世帯の子供が、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること、子供の専門的な理解を持つ人から、子供の良いところなどを聞くことにより、保護者にとって子供について新たな気づきを得たりするなど、子供の育ちや、保護者と子供の関係性にも関わっていくことなど、就園していない子供の育ちを支えるための制度であると理解をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 意義を伺いました。

そして、そのポイントは、対象において、満3歳未満で保育所等に通っていない子供たちであります。その背景には、児童虐待や面前DV、貧困など、様々な子供たちを取り巻く環境に、何としても孤立させることなく、社会でバックアップしていかなければならない仕組みの改革の中、先般の決算でも明らかになったように、本町としても把握することも増えていますが、まだ救いを求められる周りとの接点につながっていないということがないように、掘り起こし目的の観点もあります。

そこで、現在、調査で苦心されている課題となるであろう点において、新たな給付の創設や本制度を行う事業所について、市町村による指定・認可・確認とか、この仕組みを設ける点と、市町村による指導監査・監督等を設ける点、また、後ほどに伺いますが、システムの構築などが想定されます。本町として危惧されることや壁となるものなどをお伺いいたします。

教育こども部長 「こども誰でも通園制度の実施に当たっての懸念事項」についてでございます。

本制度の実施に伴う新たな認定制度の導入や市町村による指導監査等の実施が見込まれております。今後、これらの関係法令の整備が想定されますが、現時点では、国からは本格実施のめどが示されているだけで、法令整備後の本町条例の制定、または改正の必要性や、市町村が行う認定に係る制度構築に係る時間的余裕の有無、予算措置の時期や金額等、詳細につきましては明確に示されていないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、今後も国からの情報提供を踏まえ、制度開始に向けた適切

な準備に努めてまいりたいと考えております。

伊集院議員 我々、政策立案、制度立案などで議論し、試行的に事業実施のあり方検討会の状況などを、やはりネットなども見ながら学んでおりますが、中核市以上に求めるものと、我々市町村で言えば同様にはいかないということ。この点、令和6年4月1日からすぐにはできないのではないかということは私も危惧をしており、こども家庭庁にも訴えております。

答弁のように、現在、教育こども部での調査であり、財政部との協議はこれからだというふうを示唆いたします。在り方検討会も近々中間報告などを出してくるということもお聞きしておりますので、注視しながら予算化など状況を見て、御尽力願いたいと思っております。

こういった中、次に保育人材確保のための総合的な対策が必要となるため、保育所等で働くことを希望する潜在保育士への情報提供や見学の同行等、復職に向けた伴走支援を行うための保育士・保育所支援センターに「保育士キャリアアドバイザー」を設置するようですが、本町としてはどう活用されるか、方針をお伺いします。

教育こども部長 次に、「『保育士キャリアアドバイザー』の活用」についてでございます。

大阪府保育士・保育所支援センターにおいては、従前から再就職コーディネーターによる潜在保育士への情報提供や施設見学の同行などが行われております。本町といたしましても、今後、求人情報等を当該センターへ積極的に提供するなど、潜在保育士等に就職いただけるよう活用してまいりたいと考えております。

伊集院議員 大阪府社会福祉協議会で行っていただいている現在の支援事業を継続されるということで、理解いたします。

保育士資格取得支援事業で、上限額の設定はありますが、受講料の2分の1の支援があります。ただ、都道府県に指定都市、中核市が対象であることに、例えば、本町でも資格合格を目指したいというお声があれば、従前からの、先ほど言っていたセンターを御紹介し、対応いただくという解釈でよいのか、お伺いいたします。

教育こども部長 「保育士資格の取得支援」についてでございます。

大阪府保育士・保育所支援センターにつきましては、既に保育士資格を取得されているながら、現在、就労されていない潜在保育士に対して、就職あっせん、求人情報の提供や保育士体験、施設見学会、復職応援セミナーの実施等により、就業を支援し、保育の担い手となる保育人材の確保に努められております。国の補助制度の1つである保育士資格取得支援事業につきましては、実施主体は都道府県、指定都市、中核市となっており、本町を含む一般の市町村は対象とはなっておりません。そのため、本町在住者が保育士資格の取得を目指されている場合などについては、大阪府における支援事業等の御案内をすることで、保育士資格取得に関する支援を行っております。

伊集院議員 周知は大阪府等で行っているだろうと、今の答弁でも分かります。

潜在保育士の観点で言えば、本町でも未だ保育士等の欠員が生じていると聞き及びます。これまで、いろいろな媒体を活用し、採用に向けた努力をされておりますが、例えば、島本町のラインなどを活用し、新たな人材確保策を講ずるといようなことをされませんか。お考えをお伺いいたします。

教育こども部長 「保育士等の確保策」についてでございます。

既に資格を有し、現在、就労されていない潜在保育士が就労を希望し、問合せがあった際には、本町において面接を行い、採用妥当と判断した方には、直ちに会計年度任用職員として任用しているところでございます。現在、会計年度任用職員の募集に当たっては、町広報誌やホームページ、ハローワークに情報掲載を行うなど多様な手法で周知を図っているところでございますが、ラインを活用した募集は行っておりません。

ラインにつきましては、令和5年7月現在の国内ユーザー数9,500万人とも言われております。今後、職員募集の際にはラインを活用した周知につきましても、関係部局と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

伊集院議員 以前、平成27年の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域の一部を改正する法律により、地域限定保育士試験——資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができる、4年目以降は全国で働くことができる地域限定保育士制度ですが、大阪府の状況や協力など、どういうふうに状況がありますか、お伺いいたします。

教育こども部長 「国家戦略特別区域限定保育士」についてでございます。

大阪府において実施されます国家戦略特別区域限定保育士試験を受験し、合格された方につきましては、制度当初の平成27年度は727人の方が合格されておりましたが、一旦減少傾向になり、ここ3年では令和2年度は297人、令和3年度が350人、令和4年度が417人と聞き及んでおり、近年の状況で申しますと、増加傾向にあるものと認識いたしております。当該保育士が就業を希望される場合につきましては、御自身で就職活動をされるほか、先ほどから御答弁申し上げます大阪府保育士・保育所支援センターにおいて、必要な情報の提供等の就労支援が行われるものでございます。

しかしながら、平成27年度創設以来、多くの合格者を輩出している地域限定保育士制度ではございますが、合格後3年間の地域限定保育士期間で本町に任用された実績は、2名のみでございます。

以上です。

伊集院議員 実績をお伺いしました。平成27年度創設当初やここ3か年の実績、分かったところでありますが、本町に任用された実績が2名のみということでもあります。

さらに危惧する点としては、4年目以降は全国で働いてしまうのですが、実績数は町内にとどまってもらえているものなのか、もらえたのか、その点をお伺いしておきます。

教育こども部長 「国家戦略特別区域限定保育士の任用状況」についてでございます。

町立保育所で実績のある2名のうち、1名につきましては地域限定保育士として登録後、3年を経過した現在においても、町立保育所で保育士として勤務いただいております。また、もう1名につきましては、地域限定保育士として登録後3年を経過しておらず、現在も町立保育所で勤務されているものの、御本人の意向により、他の職種で勤務いただいております。

以上です。

伊集院議員 分かりました。それぞれの選択肢がありますので、一定分かるところでありますが、また、大阪府の尽力をいただき、島本町にも確保できるようにお願いしたいと思っております。

④になります。保育現場のICT化の推進に向けて、伺います。

実費徴収や延長保育等の利用をする際にかかります費用の徴収に、キャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たな補助対象としていく方針を政府・国は持っているようですが、本町としての考え方を伺いたします。

教育こども部長 次に、「保育現場のICT化の推進」についてでございます。

保育所等における費用の徴収にかかるキャッシュレス決済の導入につきましては、現在、公立施設においては保育料や延長保育料、給食費等については、口座振替で徴収しており、必要な文具等の購入や園外保育にかかる費用について、実費分を現金で徴収させていただいております。実費徴収の頻度や人数等を勘案いたしますと、現時点においてはキャッシュレス決済を導入した場合の効果は小さいものと考えられますが、国全体でデジタル社会の実現に向けた取組が進む中、近隣自治体の取組も十分調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

伊集院議員 本町として、そのICT化には、病児・病後児保育を実施する園も誘致でき、実際、スタートしていただいておりますが、病児保育におけるICT化の推進に、病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への補助の嵩上げを行うようですけど、本町としての見解をお伺いたします。

教育こども部長 「病児保育におけるICT化」につきましては、システム等の導入のメリットはあるものの、現在の実施設と利用人数、緊急対応を求められる場合がある病児保育の特殊性を考慮すれば、対象児童の状況の把握等において、より詳細な情報を聞き取れる電話による予約が効果的である部分もございます。

いずれにいたしましても、現時点でシステム導入等の予定はございませんが、より利便性の高い事業となるよう、事業運営者である法人とも調整してまいりたいと考えております。

伊集院議員 では、保育所における医療的ケア児童の災害対策について、伺います。

教育こども部長 次に、「保育所における医療的ケア児童の災害対策」についてござい

ます。

現在、本町の教育・保育施設に在籍している医療的ケア児につきましては、生活の中で喀痰吸引等、一定の医療行為が必要であるため、看護師等が必要に応じて対応しております。しかしながら、避難行動に際して、他の児童と異なる特別の配慮が必要な医療的ケア児はおりませんので、災害発生時等においては、他の児童と同様に安全の確保に十分に配慮しつつ、徒歩または避難用ベビーカー等による避難などを活用することにより、適切に対応してまいりたいと考えております。

伊集院議員 分かりました。

④と⑤、ICT化にかかわります部分においては、医療的ケアの児童育成支援事業、こういったところと、それぞれ一定の補助金が出るという部分を聞き及んでおります。しっかりと本町としても、先ほどのニーズの部分でいくと少ないという部分でありますのが分かりました。しかしながら、いずれやらざるを得ないのであれば、補助金がある間に活用できるように、しっかりと採択をお願いしたい、手を挙げていていただくことも含め、議論をお願いします。

それでは時間がないので、3点目に入ります。

「配偶者等からの暴力への対策の強化について」。

女性版骨太の方針2023から、各種伺いたいところではありますが、1種に絞って、途中になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今回は、配偶者等からの暴力への対策の強化について、伺います。

来年度は、配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行予定において、施行に向けた環境整備等に取り組む令和5年度であります。まず、本町の現状と環境整備について、伺います。

健康福祉部長 続きまして、「配偶者等からの暴力への対策の強化」についてでございます。

本町の現状でございますが、配偶者等からの暴力、いわゆるDVへの対策につきましては、福祉推進課が中心となり、被害者からの相談支援を実施しております。相談支援の手法といたしましては、被害者からのお話をお聞きした上で、緊急性や加害者からの追跡リスク等を評価しつつ、被害者御自身やお子様など、御家族の身体的・精神的安全を確保するため、大阪府女性相談センター等の関係機関とも連携しながら、御本人たちの希望も踏まえて支援を行っております。

また、被害者の状況によっては、緊急的な対応として一時保護に至る場合もあり、生活支援や心理的ケアなども含め助言や情報提供などの支援を行っております。お子様がいる場合、面前でのDVは児童虐待になりますので、要保護児童となり、子育て支援課と福祉推進課、場合により、すこやか推進課が連携して対応しております。

また、被害者及びその家族が適切に支援につながるよう、人権文化センターで実施さ

れている女性相談とも連携し、被害者の同意を得て、女性相談に福祉推進課等の役場担当者が同席するなど、連携して事案に対応しております。

「今後の環境整備」につきましては、DV被害者に対する相談支援件数が年々増加していることから、相談窓口のさらなる周知や相談支援体制の強化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 答弁でも、本町においても相談支援件数が年々増加しているという状況を確認しました。

具体的実績をここ数年分、伺います。

健康福祉部長 「DV被害者に対する相談件数の推移」でございます。

事務事業成果報告書に記載しております延べ相談件数で申し上げますと、令和3年度が139件、令和4年度が199件、令和5年度が上半期で150件でございます。また、実相談件数も、令和3年度が22件、令和4年度が27件、令和5年度で23件となっており、増加傾向でございます。

以上でございます。

伊集院議員 実相談数を伺いまして、まだまだ油断ならない部分だというふうに思います。

相談件数においては、この令和5年度上半期で令和3年度の実績を上回る現状に、国の方針から島本町としても遅れることなく体制整備をいただき、相談しやすい体制を整えていただいた現れであると、一定評価しております。しかしながら、実態としては相談数のほうが増えているということは、繰り返されている状況もあると言えるため、さらなる支援を必要とされる方に尽力をお願いします。

そこで、相談数で面前DVについて、伺います。

こどもまんなか社会において改革されている中、児童虐待等においても、健康診断等で把握できたことは教育こども部へ報告され、グッと数字が上がったと、令和4年度の決算のときにも常任委員会で伺っておりますが、ただ、面前DVは児童虐待との位置づけになり、この点の気づき、把握の仕方、把握後の連携等について、具体を伺います。

健康福祉部長 すこやか推進課で実施する健診・訪問等や、福祉推進課での相談時において、面前でのDVを把握した場合は、子育て支援課の児童虐待担当者に通告し、状況に応じ、子育て支援課の職員が相談に同席して状況を確認し、面前DVがこどもに与える影響を伝えるなど、関係課で連携して事案に対応しております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

令和6年4月から施行予定の法改正の令和5年法律第30号としました、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化、この点に関して確認していきます。

まず、接近禁止命令等において範囲の拡大をされた説明を伺います。

健康福祉部長 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「改正内容」に関するお尋ねでございます。

今回の改正により、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が行われます。接近禁止命令等の申立てをすることができる対象者として、従来の配偶者から「1. 身体に対する暴力を受けた者」、「2. 『生命又は身体』に対する加害の告知による脅迫を受けた者」に加えて、「3. 『自由、名誉又は財産』に対する加害の告知による脅迫を受けた者」が追加されます。また、接近禁止命令の発令要件についても、「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」から「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により、心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大されます。

以上でございます。

清水議長 時間が……。

伊集院議員 次に、期間延長したことを御説明いただきます。

健康福祉部長 接近禁止命令等の期間については、従来の6か月から1年間となります。

以上でございます。

伊集院議員 では、電話等禁止命令の追加の説明の部分をお願いいたします。追加された部分、お願いします。

健康福祉部長 被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の発信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得が追加されます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

子供への接近禁止命令、子供への電話禁止命令についても、創設されていくということを知り及んでおります。

国の基本方針や都道府県基本計画の記載事項が拡充され、記載が必要になったものとともに、大阪府の動向は把握しているのかどうか、本町としてどうか、お伺いいたします。

総合政策部長 記載事項の拡充につきましては、被害者の自立支援のための施策及び国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力の記載が必要となりました。

また、大阪府の動向につきましては、大阪府の現行のDV対策基本計画は、法改正前の令和4年3月に策定されたものでございますが、計画の中で、自立への支援の充実や関係機関、団体等との連携の促進等が掲げられ、市町村との連携や支援についても盛り込まれております。

本町では、男女共同参画社会を目指す計画の一部として、DV対策基本計画を策定し

ており、現在、次期計画の策定作業を進めておりますが、被害者の自立支援及び関係機関との連携についての記述も計画に盛り込む予定でございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。これを予定されているという部分であります。

決算の答弁では、確か今年度中頑張るという部分もありましたが、整合性等もまたとっていただくようお願いいたします。

それでは、関係機関等から構成される協議会が法定化され、都道府県には協議会を組織する努力義務が課せられましたが、大阪府の動向は把握しているかどうか、お伺いいたします。

総合政策部長 大阪府では、現状、行政のほか医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体で構成される大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークが組織されていると認識しておりますが、お尋ねの協議会については、現時点で具体的な動向は把握いたしておりません。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。大阪府の動向も注視していただき、施行される部分においては準備をお願いしたいと思います。

時間のほうもないので、この後の部分においては、1点だけありましたが、参考までにお聞きする分は、また、予算の常任委員会において、お聞きしていこうと思っておりますので、今回の一般質問は終了させていただきます。

引き続きの御尽力をお願い申し上げ、一般質問を終了します。

清水議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時52分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第5号諮問及び第6号諮問の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案2件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第5号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

引き続き、第6号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第3、第98号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

川嶋議員 3点、伺いたいと思います。

指定管理者選定委員会の会議録6ページになるんですけども、その中に「除草回数を増やした」とあるんですけども、どのように変更されたのか、伺います。

総務部長 ふれあいセンター内の除草回数の増に係るお尋ねでございます。

現在の基本協定書の中では、緑地帯の維持管理として、遊歩道及び法面の除草を年2回、指定管理で実施していただくことになっております。しかしながら、今回の指定期間中にも利用者の方から除草についての御要望をいただくことがあったため、次回からは年4回、指定管理で除草していただくように協定書を変更することで、より快適に施

設を御利用いただけるよう変更いたしております。

以上でございます。

川嶋議員 これはふれあいセンターの周辺のところだと認識するんですけども、このり面には桜の木が数本植栽されているんですけども、その維持管理に関しても、この指定管理に含まれるのか、伺います。

総務部長 桜の維持管理についてでございます。

樹木も含め、通常の維持管理については指定管理に含まれておりますが、ふれあいセンター遊歩道の桜については、指定管理者を指定する前から植栽されているものであり、台風後には倒伏してしまう桜があるなど、専門的な見地からの選定等が必要であるため、町直轄で剪定等の発注を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 ここの桜並木のある遊歩道に関しましては、住民の方々も散歩道としてよく歩かれていると伺っております。そこには希少な桜も植えられているということで、住民の桜のことをよく知っておられる方々に聞きますと、そのようなこともおっしゃってありました。せっかく、それだけの桜並木が植えてあるのに、やっぱり管理が行き届いていないということは、すごく残念だということで、そのお声はこれまでも伺っていたんですけども、これをまた定期的に除草もしていただけるということになりますので、これもよかったかなと思っております。

それとまた、桜の中には樹勢が衰えているものがあるように見えるんですけども、今後、どのように維持管理していくか、お伺いいたします。

総務部長 桜の樹勢の衰えについてのお尋ねでございます。

遊歩道の桜については、御指摘のとおり、管理が必要となっているものが多々あると考えられたため、令和3年度に樹木医の方に御協力いただき、伐採が必要なものや強剪定が必要なものなどを御確認いただきました。この結果に基づき剪定等を行うこととしましたが、一度に全て実施すると、一定期間、桜が咲かない時期が生じてしまうため、倒木等により人的被害が起こる可能性が高いものから、順次実施しております。

以上でございます。

戸田議員 受注に関心を寄せていただいた事業者からの質問に基づき、順次3点、問うてまいります。

1点目、設備管理と清掃業務の再委託についてです。受注に関心がある事業者からの質問によって、町が開示された収支報告によりますと、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、設備管理を伸和サービスに、清掃業務をケントクに再委託されていますが、今回の提案ではどのようになっていますか。変更があるようでしたら、その理由についても御説明ください。

総務部長 設備管理と清掃業務の再委託についてのお尋ねでございます。

現在は、設備管理業務・警備業務を伸和サービス株式会社に、清掃業務を株式会社ケントクに再委託されています。来年度からは、指示命令系統の統一や1者での包括的な対応によるコストメリットを目的として、両業務とも伸和サービス株式会社に再委託されることを確認しております。

以上でございます。

戸田議員 分かりました。これについては後ほど問うことにも関連しますが、次に、緑地公園住宅集会所についてです。

貸館に関する業務のみを行い、保守点検及び維持管理業務は行わなくてよいのですかという質問がなされていました。今回の選定においても、これまで同様、貸館に関する受付業務のみを事業範囲とされていますが、集会所に係る業務、例えば、トイレトペーパー等消耗品の補充や清掃等も含めて担っていただくことはできなかったのか、現時点で課題と考えている点は何なのか。この辺り、お考えをお聞かせください。

都市創造部長 緑地公園住宅集会所に係る御質問でございます。

現状におきましては、当該集会所における消耗品の補充や清掃等につきましては、集会所維持管理業務として、平日の毎週4日間の午前中（月・火・木・金）におきまして、集会所のみならず住戸部分の共有部も併せ、住宅部局である都市創造部からシルバー人材センターに業務委託しているところでございます。

議員御指摘の集会所貸館受付業務以外の維持管理業務を指定管理者の業務事業範囲とする場合につきましては、集会所事務室に指定管理者を最低1名増員する必要がある、業務委託料が増額となるものと考えております。当該集会所の貸館業務開始の際、管理運営を総合的に検討した結果、集会所貸館受付業務のみをふれあいセンター受付業務と一括して担っていただくことが、費用対効果の観点からも効率的であると判断し、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 次に、自主事業等の実施について、お尋ねします。これ、もう3点目になりますね。

催しを含む自主事業に関する質問も複数ありました。ふれあいセンターの設置目的にある住民福祉や文化教養の向上を図るため、指定管理者が自らのノウハウを活用して文化・芸術鑑賞及び体験・生涯学習に関する事業など、いわゆる自主事業等を実施していただけないものかと、私は考えています。今後、町と町教委が課題整理を行い、次回の選定に向けて調査研究をしていただきたいと思いますと思うのですが、どのようなことが課題になっていますか。

残りの質問を、全部まとめて問わせていただきます。

次に、選定基準と評価についてです。評価点におけるマイナス要素について、お尋ねします。

選定委員会において7名の委員が評価した結果は784点、1050点満点で、その差は266点です。おおむね、どのようなところにマイナス要素があったのでしょうか。引き続き管理を担っていただくにつき、どういうところに改善の余地があるのか、課題は何なのか、その辺りの質問になります。

また、議案書には指定管理者選定基準表が添えられていますが、配点のみが示され、当該受注者の評価点が示されていません。議案書に添付すべきではないかと考えました。議案資料として公表されていないのはなぜでしょうか。次回から添付するのが望ましいと考えて問うものです。

次に、指定管理料の上限設定についてです。前回の公募においては設けていなかった指定管理料の上限を設定されたのはなぜですか。上限金額の積算はどのようにされたのでしょうか。選定委員会の要点録によると、7年前に公募された事業者が採算性の観点から応募を見送られているというようなことが見受けられました。上限を設定されたことが、結果的に1者のみの応募になった可能性があるとも考えられ、この点については、今後、改善の余地があるように思います。いかがでしょうか。また、この指定管理料の上限の設定そのものに疑義があるわけではありませんが、現在の指定管理者との協議のみで設定した指定管理料の上限であることに、私は今ひとつ納得できかねています。予算規模が非常に大きいため、上限の算出に改善の余地はないのかとと思っているところですが、いかがでしょうか。

最後になります。評価において、関連法案に基づいた点検報告書の提出に係る課題があったと認識しています。それは、具体的にはどのようなものでしたか。

以上、まとめて問わせていただきました。

総合政策部長 それでは、数点御質問いただきましたが、私のほうからは、評価点におけるマイナス要素について御答弁申し上げます。

まず、評価基準及び評価項目ごとの得点につきましては、町ホームページにも掲載し、広く公表しているところがございますが、募集要綱におきましては、審査会における各委員の採点を集計し、その合計の6割以上の評点であれば候補者とするとしております。審査の結果、7割以上の評点であり、いずれの評価項目も6割以上の評点と、基準以上の点数となっておりますことから、おおむね大きなマイナス要素はなかったと認識をしております。

なお、このうち得点の低かった評価項目は、効率的運営及び効率化への取組、専門職員等の確保、施設管理の安全性への配慮の3点でございます。

私からは、以上でございます。

総務部長 続きまして、引き続き管理を担っていただくにつき実質的な改善の余地については、事務事業成果報告書にも記載しておりますが、経費削減案の提案、自主事業の実施、関係法令に基づいた点検報告書の提出、接遇の向上等については、一部改善の余地

があると考えておりますので、引き続き、課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

なお、今、申しあげました関係法令に基づく点検報告書の提出の中身でございますけれども、ふれあいセンター水訓練室を空調機更新等工事の実施に伴いまして使用を休止した際、大阪府遊泳場条例第14条の規定に基づき休止届を提出する必要があると、大阪府から連絡がありました。その後、指定管理者から大阪府に休止届を提出されたものの、関係法令に基づいた点検報告書の提出について、今回の件で一部課題があったもの、遅れているということから、一部課題があったものと考えております。

なお、後日、大阪府によるふれあいセンター水訓練室の現状確認があった際には、利用形態が大阪府遊泳場条例第2条で定める公衆の遊泳に供する施設ではないことが判明しましたので、今後、工事等で休止する場合においても、休止届の提出は必要がないことを確認しております。

続きまして、指定管理者選定基準表について、当該受注者の評価点が示されていないということについてのお尋ねでございますけれども、指定管理者選定委員会の結果につきましてはホームページで御覧いただくことができることから、議案資料として特に必要ではないと判断したものでございます。

続きまして、指定管理料の上限の設定でございます。指定管理料の上限がない状態で指定管理者の選定を行うことにより、各社で提案内容が大きく異なってくることに加え、予算の担保がない状態で選定事務を行うことにも課題があると判断し、指定管理料の上限をあらかじめ設定し、募集を行いました。また、指定管理料の上限については、令和4年度中——令和4年10月ぐらいでございますが、現指定管理者のエリアマネージャーと協議し、上限価格6億1,886万1,000円を設定しました。最終的に協定額は6億1,881万6,000円になっております。

議員御指摘のとおり、指定管理料の上限を設定したことが、結果的に1者のみの応募になった可能性はがあると想定されますが、先ほど申し上げた理由により、今回の選定事務においては上限額を設定して募集いたしました。なお、他自治体においても、あらかじめ指定管理料の上限を設定し、募集している自治体もあることから、指定管理料の上限を設定したこと自体に問題があるとは認識いたしておりません。

それから、上限設定について、現事業者のみと協議したことについて、いかがかとお尋ねでございますが、通常、次年度予算を検討する際、複数者から見積りを徴集する等して、より適正な予算編成を実施していくところでございますが、ふれあいセンター指定管理の場合は、その施設の管理や運営方法が多様であり、業務内容や設備の現状を把握していない他の事業者においては見積り等を提出することが困難であること、また、施設の内容を熟知していない事業者との協議により上限額の設定することは正確性に欠けると考えられましたので、現事業者のみとの協議により設定いたしております。

それから、最初の質問でございますが、自主事業等の実施につきまして、令和4年度のふれあいセンター運営協議会の中でも、青少年や現役世代にも活用していただきやすい施設運営を行っていくべきという御意見をいただいております。指定管理者としては、その際の意見を踏まえ、令和5年度は朗読会及び絵本読み聞かせ、DVDの上映、健康チェックイベントを開催する等、比較的若い世代をターゲットにした自主事業を実施していただきました。また、今後、指定管理料の中から通信制カラオケを導入すること等についても御検討いただいているところではありますが、引き続き民間のノウハウを活用しながら、自主事業を実施していただくよう協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 参考資料によりますと、おおむね前回の募集要項及び仕様書で募集したとのことでした。その内容で、人件費や物価高騰の折に年間約380万円高くなるものの、約3%の増加で今回収まっていることは本町にとってはありがたいことだと思う一方で、このことが逆に問題を生じさせることもあるのではないかという観点から伺います。

一般論ですが、こうした競争入札による委託業務においては、落札するためのコスト削減が事業者側に求められ、委託業務に従事する労働者の人件費を安く抑えるようになり、その結果、低賃金・長時間労働など、業務に携わる労働者の労働条件の低下を招くといった課題が一般には指摘されています。

例えば、指定管理先の労働条件が適切に守られていなければ、労働意欲の低下等を通じて、公共事業の質の低下にもつながるわけです。指定管理先の労働環境をチェックするような体制が町としてあるのかどうか、伺っておきます。

総務部長 指定管理者募集の際、最低賃金の確保、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく健康診断を実施することを定めるとともに、職員の勤務状況については、毎月、シフト表を提出していただいておりますので、労働状況は一定把握できているものと認識しております。また、毎月1回、定例会を開催するとともに、ほぼ毎日、指定管理者と連絡調整を行いながら業務を行っております。

引き続き、労働意欲の低下等による質の低下がないよう、指定管理先のエリアマネージャーや窓口職員等と意見交換しながら、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第98号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

令和6年度からの指定管理者を新たに公募により選定され、引き続きシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に担っていただくものです。現在の指定期間は、空調整備を含む大規模改修の時期と重なり、施設運営や利用状況に不確定要素が多いということで、新たに募集することなく指定期間を2年間延長したものであり、今回は7年振りの公募となっています。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、ふれあいセンターに指定管理者制度を導入して以来、管理運営を担っていただいていること、日常的な運営に加えて、保育所移転や新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき、これらを通じて住民との信頼関係を築いてこられたように感じています。空調機更新のための大規模工事において、工事業者との連絡・調整を担っていただいたことも評価すべき点と考えます。

接遇については、既に選定委員会において確認もされていたことですが、障害者差別解消法の認識について、今一度、合理的配慮への理解をお願いしておきます。地域住民に寄り添う姿勢、温かみのある接遇に期待しております。

自主事業等の実施についても、庁舎内関係部局と協議し、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

令和4年度事務事業成果報告書にあるように、総合評価は現在A、Sランクにあと一歩というところにあるため、次の5年間は、ぜひともSランクを目指していただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第98号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、第99号議案 島本町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員 数点だけ、お伺いいたします。

この手数料条例の部分で不思議だったのが、施行期日が12月21日という数字になっていますが、まず、この施行期日についてお伺いいたします。そうされた理由を聞きます。

それともう1点は、保安三法事務が権限委譲されてきまして長年が経ちましたが、この認定高度保安実施者、ここについて、どういうものなのかをお伺いいたします。

まず、この2点、お願いします。

消防長 2点の質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、この条例の施行期日につきましては、令和5年12月21日となっております。高圧ガス保安法改正に伴いまして、新たな認定制度が導入されまして、その施行と併せて整合を図っているものでございます。

もう1点の、認定高度保安実施者についての質問でございます。「保安実施者」と表現されております。これは個人の資格ではなく、あくまでも事業者、事業所と考えていただいて問題はございません。認定高度保安実施者とは、国が推し進めておりますスマート保安体制、事業者自らが高度な保安を確保できている事業所として、ビッグデータやAI、IoT、インターネットの技術など、高度なテクノロジーを活用しまして、常に自立的な、高度な保安管理ができています事業者のことを指すものでございます。

一括りにすることは難しいんですが、いわゆる臨海地域等コンビナートなどで、エネルギーを精製するような大規模な事業者が対象になるものでございます。このような事業者は、頻繁に施設の改修等が必要でございます。その都度、行政への申請や手数料等が発生いたしますことから、常に厳しい規制がされており、安全の確保を前提に手続等を簡略、手数料の減額対象とするメリットが生じるという改正でございます。現状、島本町でこの制度を活用することは、あまり想定はされていないと考えております。

以上です。

伊集院議員 分かりました。

答弁にありましたように、ICT化の中、また、スマート保安技術など、こうやって挙げてきていると。サイバーセキュリティ対策なども含めた形で改正されていると理解しますが、この認定高度保安実施者、先ほど答弁あったように事業者というように受け取ったらいということに理解しました。

この実施事業者というのは、どの程度いるものなのか、お伺いしたいのと、もう1点は、決算書で見ますと、本町でいけば高圧ガス施設の状況というのが決算で上がっております。数点ありますが、先ほどの答弁では、島本町でこの制度を活用することはあまり想定されないということでもありますので、一応確認ですが、7件ほど施設数とかいろいろ挙がっておりますが、ここには関わらないのか、その2点をお伺いいたします。

消防長 次に、全国でどの程度の事業所が想定されているかという質問でございます。

国の通知では、この認定制度を活用しまして、大規模な石油化学コンビナートやガソリンの製油所など、約80の事業所が認定を受けるのではないかとという通知等が来ており

ます。

また、島本町におきましては、やはり該当する事業所はございません。現時点でも、そのような相談は受けておりません。

以上です。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第99号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第99号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、第100号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第100号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第100号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、第101号議案 島本町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第101号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第101号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第7号)から第104号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第8号)までの3件を一括議題といたします。

なお、本案3件は一括質疑として、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案3件に対する質疑を行います。

永山議員 それでは私から、令和5年度島本町一般会計補正予算(第7号)のうちから、2つの項目について、順次、お伺いいたします。

まず、総務費、戸籍住民基本台帳費から伺います。住民基本台帳システム改修業務883万7,000円、戸籍システム改修費377万3,000円についてです。今回のこのシステム改修は、どのような制度の変更に対応するための業務なのか。

続いて、債務負担行為、町立小中学校消防設備改修費用2,537万8,000円についてです。今、申しあげました費用について、予算要求書、これを確認いたしましたところ、「老朽化により不具合が発生しており、是正が必要との指摘を受けている。」、このように

記載がされています。それで、この点を明らかにしていきたいと思います。

そもそも、この小中学校消防設備の改修費用、改修工事が必要な学校は何校あって、どことどこなのか、これを1つ。あと、もう1点、「是正が必要との指摘を受けている」ということなんですけれども、通常、毎年、業者による消防点検は年に2回、必要に応じて島本消防のほうからも点検が入っているものと思います。その結果は、これまでどのようなものだったのか。指摘を受けているということですので、令和元年から遡って、この内容について御答弁をお願いします。

取りあえず、今の質問、お願いします。

健康福祉部長 住民基本台帳システム改修及び戸籍システム改修業務についての御質問でございます。

現在、戸籍や住民票等には氏名や生年月日などの記載事項がございますが、氏名の振り仮名については記載をされておりました。しかしながら、政府の行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名についても公的に証明するニーズが高まり、本年6月に戸籍法等が改正され、戸籍や住民票等に氏名の振り仮名を記載することとなりました。

今回の補正予算の住民基本台帳システム改修業務883万7,000円につきましては、住民票に氏名の振り仮名を記載するため、また、戸籍システム改修業務377万3,000円につきましては、戸籍及び戸籍の附票に氏名の振り仮名を記載するために行う改修でございます。

以上でございます。

教育子ども部長 債務負担行為、町立小中学校消防設備改修について、2点のお尋ねでございます。

まず、改修工事が必要な学校はどこかということでございますが、小学校は第一小学校・第二小学校・第四小学校の3校、中学校は第一中学校・第二中学校の2校となっております。

そして、消防設備点検の指摘事項、結果でございますが、まず、民間事業者による消防設備の点検結果において明らかとなった不具合のある消防設備についてでございますが、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、防排煙制御設備、非常警報器具、避難器具及び誘導灯等でございます。

現在も改修できておらず、今回の改修工事を行う内容でございますが、学校ごとに説明させていただきますと、第一小学校では屋内消火栓設備でございます。使用は可能ではございますが、使用時に音が鳴るという現象がありますので、その改修を行います。これは平成30年度以前から発生しております。

第二小学校では、1点目が屋内消火栓設備でございます。使用できない状態でありまして、こちらも平成30年度以前からのものがございます。改善されるまで一定期間を要

することから、消防のほうとも協議を行った結果、改善されるまでの代替措置として、屋内消火栓の位置に18か所の消火器を増設しているところがございます。2点目が非常警報器具でございます。こちらも使用はできますが、本来、非常警報装置は大音量で鳴ることが前提でございますが、現在、配線不良で音量調整ができてしまう状態であるため改修するもので、こちら平成30年度以前からのものがございます。3点目が避難器具でございます。こちらも使用はできますが、一部ほつれがあったり、蓋の開閉に少し固さを感じられることから改修するもので、こちら平成30年度以前から発生しております。4点目が防排煙制御設備でございます。こちら使用に問題はありますが、閉鎖力が若干弱い点、一旦閉めた後に、元に戻す際のマグネット部分が弱くなっている点について改修するもので、こちらは令和3年度からの指摘でございます。

第四小学校では、屋内消火栓設備でございます。消火栓として問題はなく使用できますが、通常では、消火栓を使用した際には消火水槽の水が減少し、その減少した水が自動で給水され、規定量まで給水されると給水が止まりますが、その機能を果たす部分に不具合がありますことから、今回改修するもので、平成30年度以前からの指摘でございます。

第一中学校では、自動火災報知設備でございます。こちら火災時に警報が鳴るという機能自体に問題はありますが、通話できる機能において、16か所中、体育館内の3か所で不具合が生じていることから改修するもので、平成30年度以前からの指摘でございます。

第二中学校も、自動火災報知設備で、こちら火災時の警報が鳴るという機能には問題はございません。ただ、通話ができる機能が配線不良で不具合が生じていることから改修するもので、こちら平成30年度以前からの指摘でございます。

次に、消防の立入検査ですが、最近では令和元年度、4年度、5年度ということで、コロナ以外は全て消防本部の立入検査を受検しております。不具合の内容で処置ができていないものは、消防設備点検の不具合内容と重複しており、今回の改修で是正するものがございます。また、その他として、有事の際に消防設備の作動や使用に支障となる学校備品について、適切に片付けるよう指示を受けており、その指摘につきましては、その都度是正しておるところでございます。

以上でございます。

永山議員 ただいま2点の質問をしておりますので、まず、最初に御答弁いただきました戸籍住民基本台帳費のほうから、追加の質問をさせていただきます。

これ、令和5年度に補正予算を計上しているということは、本年度中のシステム改修が行えるのかどうか、また、実際の運用開始時期というのはいつ頃を目指しているのかという点について、追加で伺います。

債務負担行為、町立小中学校消防設備改修についてですが、御答弁いただいた内容に、

正直、驚くものを感じます。平成30年、今から6年前から使用できない状態であるとか、一部はつれがあつて固さがある、音量に問題がある。消防の設備というのは、児童生徒の命に関わる整備です。いずれも命に関わる設備であるにもかかわらず、長期間、十分な状態でない、その状態が放置されているということに、大変驚きを感じます。

特に第二小学校、屋内消火栓の設備、使用できない状態であるということは大変な問題であると思います。この屋内消火栓設備というのは、今回、私も調べましたけれども、壁に埋め込まれているような形のものもありますが、非常のときに電気が点いて、中に消火用のホースが収められている、あの設備、「消火栓」と書いています。これが使用できない状態にあるというのは、大問題であると思います。

それで、多々、各校ありましたけれども、特に第二小学校について、詳しく伺いたいと思います。

第二小学校の屋内消火栓の設備というのは全部で何台あつて、そのうちの何台が使用不能な状態にあるのか、これをまず、伺います。不具合があるということですが、この不具合、使えない状態というのは要因がどこにあるのか、個々の消火栓一つ一つに問題がある、その集積なのか、構造それ自体に問題が起きているのかということ、これについて伺いたいと思います。

健康福祉部長 2点、御質問をいただいております。

まず、システム改修につきましては、令和6年度に作業を開始いたしまして、同年度中に完成する予定でございます。しかしながら、国の補助金の対象とするためには今年度中に申請が必要となりますことから、今回、補正予算の要求をいたしましたものでございます。よって、この予算につきましては、現時点では全額、令和6年度に繰り越す予定となっております。

また、実際の運用開始の時期につきましては、戸籍法等の改正は本年6月2日に成立をいたしまして、同月9日に公布をされております。施行日は「公布の日から2年内」とされておりますため、遅くとも令和7年6月9日までには運用されますが、現時点では、施行日は未定となっております。

以上でございます。

教育こども部長 2点の再質問でございます。

消火栓設備全体で何台あつたのかということでございますが、第二小学校屋内消火栓設備の台数とそのうちの使用不能な状態ですが、第二小学校に設置しております屋内消火栓設備は18台でございます。全台数が使用不能となっております。

2つ目としては、第二小学校の屋内消火栓設備の不具合が生じている要因でございますが、屋内消火栓設備の構造自体に不具合がございまして、具体的に申し上げますと、消火ポンプ本体が起動しないため放水ができないことにより、個々の消火栓が使用できない状態となっております。

以上でございます。

永山議員 根本的な問題があつてということは分かりました。

今回、補正予算を組んで事業を行っていく、改修業務を行っていくということで、夏休みの期間を利用するというふうにヒアリングでは確認しています。

ただ、もちろん、すぐ直さなければならぬのですけれども、どうしても、それまでの時間というのはかかってしまいますので、必要なのは代替措置であると思います。これについて確認をします。

緊急時、消火栓が使えない状態で、消火器で対応するという事は確認していますが、この事実は教職員全体に周知されているのかどうか、消防訓練のときに、それを念頭に置いた訓練がなされてきたか。そして、児童生徒はこの事実が伝えられているのか。緊急時、きちんと事実が伝えられて、日頃から訓練がなされていなければ、この使えない消火栓を使おうとしてしまって、それがさらなる被害を招きかねないと思いますので、この点を伺います。

ちなみに、消火栓の現状として「使用不可」など、緊急時にそれが一目で分かるような措置が取られているのかどうかということも、併せて伺います。

教育こども部長 2点の再度のお尋ねです。

消火時、消火栓が使えない状態にあること、消火器で対応しなければならないことの周知状況及び消防訓練等についてでございます。

まず、第二小学校の屋内消火栓設備が使えない状況にあることが学校現場に伝わっているのかのお尋ねでございますが、設置を進める際、第二小学校には事前に屋内消火栓設備が不具合の程度により使用できないことから、その代替措置として各屋内消火栓の前に消火器を増設することとし、有事の際には増設した消火器を使用していただくよう説明をいたしております。学校も異動がございますので、本年度も年度当初に管理職から教職員に対して説明がなされていると聞いております。

第二小学校における消防訓練でございますが、今年度は11月8日に消防職員の協力の下、実施されておりますが、その際には消火栓を使えないことを念頭に、水消火器を使い、消火器の扱い方について訓練が実施されているところであり、全教職員が円滑に消火器を使用できるよう取り組んでいるところでございます。児童生徒への伝達につきましては、屋内消火栓については成人が使用する消防設備機器でありますことから、その不具合について、児童に対する周知は特段は行っておりません。

いずれにいたしましても、次年度以降の全小・中学校における消防訓練では、可能な限り、消防本部の協力を得ながら、消防設備等の使い方について指導をいただくなど、緊急時に教職員が適切に対応できるよう、効果的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

もう1点でございます。屋内消火栓が「使用不可」による貼り紙などの表示について

でございます。

不具合のある屋内消火栓について、特段、貼り紙等の表示は行っておりませんが、屋内消火栓が使用不可であることの代替措置として消火器を設置していることについては、毎年度当初に教員に説明を行っております。今後は、実践として、緊急時には速やかに、かつ適正に消火器を使用することができるよう、職員の訓練を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 公有財産測量等についてです。売却に向けて動く予定だった半坂広場の土地活用について再度検討した結果の減額だと思います。

3月の時点では、庁議や課長会議等、庁内において照会をかけたが、同地を活用した町事業の提案はなかったということでしたが、再検討はどのような手法で、誰に対して行ったのか、前回の検討と異なる点はどこか、どのような意見があったかについて伺います。

それから、債務負担行為の環境基本計画策定業務についてです。1期目の策定から、来年で10年です。2期目の業務委託の前に、振り返りとして聞いておきたいです。当初計画に掲げた目標のうち、現時点において達成できたもの、達成できていないものは何か、この計画があることで、島本町の環境はこの9年——まだ9年ですけど、どれぐらい守られたと行政は思っているのか。

例えば、具体的に言うと、環境・未来ネットの参加者数、目標としていた参加者数を今のところ達成できているのか。重点プロジェクトのうち、緑プロジェクト、しまもと里山公園の検討状況だったり、もう1つ、再生可能エネルギープロジェクトも掲げていましたが、その再エネ導入拡大状況、特に公共施設の再エネ導入の状況はどうなったかというところを、業務委託の前に伺っておきたいと思います。

まず、2点、お願いします。

総務部長 公有財産の活用につきまして、本年度における再検討については、課長会議の場及び町長、副町長、総合政策部、総務部の職員で行いました。前回までと同様、庁内で検討したのですが、第二小学校区における児童数の増加や、コロナ禍が開け、各種イベントの再開などによる会場の確保策として活用できないかなどの新たな視点で再検討を行ったものです。しかしながら、半坂広場の活用方法については、数年来検討していた事項であり、具体的な活用方針が改めて出されるということはありませんでした。また、令和5年度の当初予算として御審議、御可決いただいた予算でもありますことから、やはり売却の方針となったものです。

以上でございます。

都市創造部長 環境基本計画に係ります3点の御質問でございます。現計画における事業の達成状況についてでございます。

まず、1点目の、これまでのしまもと環境・未来ネットの事業取組における参加者数につきましても、計画策定時において令和6年度末で3万人の目標値を掲げておりましたが、令和4年度末時点におきましても、参加者数は9,776人となっております。

次に、2点目のしまもと緑プロジェクトの（仮称）しまもと里山公園づくりの検討状況につきましても、本事業を進めていくにあたりまして、計画策定当初より、植物に詳しいしまもと環境・未来ネットの会員が中心となり、植生期の調査等を実施してまいりました。なお、しまもと環境・未来ネットにおいては本事業達成に向けての取組が実施できておらず、現段階におきましても、具体的な検討までに至っていない状況となっております。

続きまして、3点目の再生可能エネルギープロジェクトにおける再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組につきましても、住民、事業者、町が実施主体となっておりますが、主に行政が主体となった事業としては、公共施設におけるグリーン電力の購入や公共施設の屋根貸しによる太陽光発電パネルシステムの設置、他自治体との再生可能エネルギーの共同購入等を検討いたしました。現時点においては、いずれも費用対効果の課題等から実施には至っておりませんが、しまもと環境・未来ネットにおいても先進事例のセミナーを開催されるなど、現在も継続的に検討を行っているところでございます。

これらの重点プロジェクトは、環境基本計画の第3章において記載している各主体の取組を受けて、計画策定時において重点的・優先的に取り組むべきものとして、住民発意により提案された内容を記載いたしております。第3章に掲載するその他の各主体の様々な取組については、新たに実施したものも含め、進捗状況は様々な状況となっております。これらの10年間の成果の具体的な分析につきましても、各事業の振り返りとして、指標の調査を行いながら、令和6年度に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 公有財産測量のほうについてです。

再度検討したことについてはよいことですし、前回と同様、庁舎内だけでしたものの、新たな視点を設けて検討したところについてはよかったのですが、私が以前、予算のときに指摘した内容としては、これまでと違った手法で検討してはどうかということも言いました。例えば、今回、庁舎内だけで検討しましたが、それを広く住民に聞くなど、新たな手法で再検討はできなかったのでしょうか。例えば、既存団体に意見を聞くなり、何らかの手法でそういうことをしなかったのはなぜかということをお伺いします。

それから、環境基本計画のほうですが、今の振り返りについては御答弁いただきましたが、2期目の環境基本計画の業務委託前ということで、それに対する意見について質問します。

2期目の環境基本計画においては、業務委託のところに、緑比率の現状比較と目標数値を入れるべきではないでしょうか。次期環境基本計画の基礎データになる動植物調査

が、現在、委託業務で進んでいると思います。先日、その調査に関する会に一住民として参加した際に、途中経過資料として、植生データの過去と現在の比較図が示されました。パッと見て分かるほどに、市街地の緑の総量が減っていました。実感はしていたものの、改めて図示されることで、これについては大変ショックを受けました。

環境基本計画の重点プロジェクトの1つである、先ほども言及しました緑プロジェクトでは「本町の恵まれた緑を維持・活用すること」というふうに記載されていますが、少なくとも市街地については、全く逆の状況になっているということが分かりました。

そこで、質疑です。

重点プロジェクトとして計画を掲げた行政として、この状況をどのように考えているのか。達成できないどころか、市街地においては逆の状況になっていることについて、計画に何が欠けていたと考えますか。それから、次期計画の委託の仕様には、市街地の緑比率等、最初に言いました緑に関する現況把握と数値目標を入れることを真剣に検討すべきではないでしょうか。この点について、伺います。

総務部長 公有財産の活用の再検討に当たっての手法につきましてのお尋ねでございます。

本町の課題や住民ニーズなどを把握している各部署の長が出席する庁議や課長会議で協議を諮ることは、事業を実施するに当たり、最も効率的かつ的確な手法の1つであると考えており、これまで3年間ほどをかけて協議してまいりましたが、現在の情勢において、再度協議を諮ったものでございます。

事業によりましては、住民アンケートなどを実施することが適切な場面があるかは存じますが、半坂広場の活用に当たりましては実現性を踏まえた上での協議が必要であると考え、庁議や課長会議で諮ることが適切であると判断したものでございます。

以上でございます。

都市創造部長 環境基本計画にかかります再度のお尋ねでございます。

まず、1点目の重点プロジェクトについてでございますが、緑づくりや、生物多様性保全の担い手を育成することを目的とした重点プロジェクトであるしまもと緑プロジェクトは、手法として、住民主体によって（仮称）しまもと里山公園づくりを目指すものでございますが、現時点では、プロジェクトの実現には至っておりません。これが実現できていない理由といたしましては、主にマンパワー不足などが要因であると認識しているところでございます。

続きまして、市街地の緑化についてでございます。市街地の緑づくりや、生物多様性保全の取組として、各主体が第3章に掲載されている取組を推進してまいりましたが、この10年間においては、生産緑地の指定や生物多様性保全創出ガイドラインの策定などの緑化や生物多様性の保全に向けた施策なども新たに取組んでまいったところがございます。

最後に、次期計画の検討項目についてでございますが、今後、業務委託の成果物が納

品された後に、改めてその内容等検証を行った上で、次期計画の目標達成のための指標や手法について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

環境基本計画について、これについては、この状況、特に市街地の緑化について新たな取組をしてきた、施策などもやってきたということですが、成果として現れていないというところについては、次期環境基本計画において成果が出るように、業務委託前ですけれども、その点はよく心してやっていただきたいと思います。

それを踏まえ、第1期環境基本計画に対して2期目に向けた、こういった振り返りや成果と課題について話し合うことが、業務委託前だったり、取り組む前に必要かと思えます。それらを踏まえた2期目の計画策定に当たって、振り返りの場をどのように持ち、それをどう計画に反映していくつもりかということは、1点、伺っておきます。

それから、先ほど永山議員が取り上げていた債務負担行為の町立小中学校消防設備改修についてです。先ほど、たくさん答弁があった中で、早急な改修が必要と言いつつも、不具合自体というのは、先ほど永山議員は6年と言われましたが、御答弁では平成30年度以前から指摘があったということで、最低6年ということで、もっと長い期間、不具合をずっと抱えたままだったというようなふう理解しています。

ということですが、この消火栓設備が使えない状況がそれほどまでに放置されていたということは、永山議員も言っていましたが、大変問題だと思います。もっと早くに対応できなかったのかということをもうとともに、対応が遅くなった要因は何と考えているのか、再発防止策についても伺います。

都市創造部長 環境基本計画についてでございます。

次期計画の策定に当たりましては、これまでの課題を抽出し、改善していくことが重要であると考えております。このことから、今後については、これまで本計画の重点プロジェクトを推進してまいりましたしまもと環境・未来ネットをはじめ、庁内での横断的な議論を行いながら、これまでの振り返りを実施したいと考えております。その後、これらの振り返りを踏まえ、環境保全審議会に計画策定の方向性等について随時報告させていただき、当該審議会でいただいた意見について、計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 不具合のある消防設備の改修について、もっと早く対応できなかったのかというお尋ねでございます。

各学校における消防設備につきましては、その多くが施設の建設当時に設置され、使用を続けてきていることから、施設とともに老朽化しており、不具合が生じてきているものと認識いたしております。

民間事業者による消防設備点検につきましては年2回実施され、それにプラスする形で、必要に応じて消防署の立入検査を受けております。その中で指摘されているわけですが、実態として、平成30年度の時点で約90か所の指摘を受けており、その指摘を受けるまでは大きな改修がなされてこなかったことから、令和元年度から代替措置も取りながら、5か年の計画スケジュールを組んで改修を進めて、今年度補正予算を計上させていただいての改修が最後の工事でございます。

今回の改修工事は、専門的な調査を行った上で改修設計が必要となり、比較的規模が広範囲になる内容でございます。令和4年12月議会において消防設備改修設計業務委託費の補正予算について御可決いただき、令和4年度から5年度に設計業務を実施し、概算工事費が確定いたしましたので、このたび改修工事費を補正予算計上させていただいたものでございます。未整備であった多くの不良箇所について、計画的に整備を進めてきたとは言え、また、消火器を設置するなどの代替措置を講じてきたとは言え、当然のことながら、児童生徒の安全を確保する上で重要な設備となりますことから、整備が遅いとの指摘につきましては、もう、お詫びするしかございません。申し訳ありませんでした。

再発防止策につきましては、ひとえに、今後におきまして、限られた人員と限られた予算であります。指摘事項に対して可能な限り迅速に対応する、これしかないと思っております。教育委員会一丸となって、適切に対応してまいりたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時06分～午後2時25分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平井議員 半坂広場について、お聞きをいたします。

この件については、令和5年度当初予算に上がっていたものというふうに認識をしていますが、繰越の理由には「東大寺二丁目地内の町有地について、処分の方針等について庁内調整を再度図ったことにより、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越す。」とありますが、その理由について、御説明をいただきたいと思っております。

総務部長 半坂広場につきましては、数年来、部局間で活用方針を検討してまいりましたが、具体的な活用方針もなかったこと及び普通財産でもあることから、売却の方針となったものです。令和5年3月の総務建設水道常任委員会で、委員から売却の方針を考え直してほしいとの意見があり、再度、検討を行ったものでございますが、活用方針はなかったもので、売却の方針に変更はございませんでした。

これらの事情から、売却に向けて必要な測量等の事務には時間を要するため、年度内に完了することができず、繰越明許費及び減額補正として計上しているものでございます。

以上でございます。

平井議員 半坂広場については、数年来、部局間で活用方針を検討した上で当初予算に計上されたということは、庁内で十分に議論を尽くした上でのことと理解しております。予算審議において様々な意見があったとしても、私たちは他の議員の意見も踏まえた上で採決をしていることを考えると、その中で議決された案件については、適切に事務を進めるのが当然ではないのかなというふうに思っております。

再度検討したということは、単に職員に負担をかけたただけであり、無駄な税金を使ったとも言えるのではないですか。これについて、見解を伺いたいと思います。

総務部長 議員御指摘のとおり、議会において御議論いただき、御可決いただいたものではございますが、総務建設水道常任委員会において、委員から売却についての再検討の御意見を受けて、町長が何らかの方策を再検討すると答弁申し上げたこともあり、町として、そのための時間を要したものでございます。

また、再度検討したことにより、一定事務負担等、行政上のコストが生じたことは確かでございます。結果として、売却の方針に変わりはありませんでしたが、議会審議を踏まえ、コロナ禍が明けるなど現在の情勢で再検討を凶ったものであり、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

平井議員 やっぱり議会に議案として提案する場合は、しっかりと議論を重ねて、ベストな形で出すのが当然だと思います。そういうことからすると、今後は自信と責任を持って提案されるように、まずはお願いしておきたいと思います。

議会において再検討の意見があったからといって、議決したものを再検討するというのは、よほどのことがない限り、いかがなものかというふうに思っております。今後、このようなことのないようにすべきと考えますが、それについての見解を、最後にお伺いしておきます。

総務部長 今後、何らかのやむを得ない事故や事情が発生したとき以外は、議会の御意見、御指摘を踏まえつつ、御可決いただいた予算にかかる事務を速やかに執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 一般会計補正予算（第7号）について、数点、問うてまいります。

102の25ページ、小学校の学校管理費、備品購入費109万6,000円、どのようなものを購入されるのでしょうか。その必要性を含めて、御説明ください。この理由が重要だと思っております。

102の27ページ、利子についてです。地方公共団体金融機構に100万円ぐらい、あと財務省に88万4,000円、かなりの増額補正になっているようにお見受けいたします。どのような要因によるもののでしょうか。利子の変動等が影響しているのであれば、どのよう

な変化によるのかも含めて、御説明ください。

次、債務負担行為です。先ほどから議論がありました、非常に残念だなと改めて思っている町立小中学校消防設備改修、金額は2,537万8,000円ですね。私は、過去の専門職の配置に遡って考えるべきであるというふうに考えています。点検業務の結果を生かせていないという点では、第三小学校のかぶり圧不足で起こった、あのかぶりの見過ごしと同じような構図であるというふうに感じました。

実施設計が計上されたときには、予防保全的に行うものと実は思っておりましたが、そうではなかった。例えば、御答弁によりますと、第二小学校では現時点で消防設備が一部機能していないとのこと。二小の屋内消火栓設備が不具合で使えなくなっていることが分かってから、今般の工事費用計上までの経過を、国庫補助金等申請手続きを含めて、時系列でお示しください。また、一部重複しますが、消火栓設備が壊れて機能していないことを、校長以下現場の教職員にどのように周知されているのでしょうか、共有できているのでしょうか。そもそも、教職員は消火栓を扱うためにどのような訓練をされているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

環境基本計画策定業務委託575万3,000円です。令和7年度を計画期間のスタート年度として、新たな環境基本計画を策定するものです。令和5年度中に入札を実施して、令和6年度当初から業務を行うために債務負担行為とされていること、その必要性は理解しているところです。

1点目、スケジュール概要について、令和6年度中に行われる策定業務のスケジュール概要をお示しください。環境省のホームページに目を通すと、これまでの国の環境基本計画は、それぞれの機関において重点的に取り組む分野が定められてきました。第二次は、理念から実行への展開と計画の実効性の確保という2つの点に特に留意すること。化学物質による土壌汚染やPCBなどの環境上の負の遺産の解消なども触れられていました。また、第五次環境基本計画が策定された当時から世界情勢は変化しています。新型コロナウイルスの世界的蔓延も経験しました。2024年からの第六次基本計画とリンクする本町の次期計画においては、いつにも増して、住民福祉の視点から地域環境を考えていく必要があると考えています。

そこで、委託事業者の選定について問います。これまでの国の基本計画の動向をしっかりと踏まえた上で、島本町の地域課題に即した計画であることを強く望みます。委託事業者を選定するに当たり、こういった点を踏まえていただきたいと思っていますので、そのお考えをお聞かせください。また、価格的な入札ではなく、公募型プロポーザル方式で受注希望者を募集されるという理解でよろしいでしょうか。

国の第四次環境基本計画では、優先的に取り組む重点分野の1つとして、持続可能な地域づくりのための文化・人材、コミュニティーを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築強化を進めること、また、環境影

響評価制度の充実強化に取り組むことなどが示されていきました。現行の島本町環境基本計画の進行管理を思うと、このところが最大の課題であったと私は思っております。

そこで、住民参画について問います。

次期計画の策定過程においても、しまもと環境住民会議を開く必要があると考えています。母集団の縮図になるように無作為抽出された住民による議論、専門家からの情報提供、小グループでの熟議ができるファシリテーターであることを受注事業者に求め、募集要項に明記していただきたい。これは国の方針でもあります。いかがでしょうか。

以上です。

教育こども部長 それでは、教育委員会から2点でございます。

小学校費の備品購入費109万6,000円でございますが、こちらは令和6年4月から、新たに5年生が40人学級から35人学級に引き下げられることに伴い、第一小学校において新5年生において1クラス増室する必要が見込まれますことから、クラス増室に伴う備品の購入費を計上するものでございまして、購入予定の備品につきましては、単焦点のプロジェクター、書画カメラ、マグネットスクリーン、スピーカー、デスク下ワゴン、生徒用ロッカー、タブレットパソコンの充電保管庫、給食配膳台などがございます。

そして、2点目でございます。先ほど来出ております債務負担行為の町立小中学校消防設備改修に係る予算でございます。

まず、第二小学校屋内消火栓設備の不具合に係る時系列についてでございます。

第二小学校屋内消火栓設備の不具合につきましては、平成30年度以前から消防設備点検結果報告において指摘をされておりました。第二小学校屋内消火栓設備を含めた老朽化した各学校の消防設備について、改修工事に先立ち必要となる改修設計委託料に係る債務負担行為を令和4年度一般会計補正予算（第7号）として計上し、令和4年12月議会にて審議され、同年12月14日に可決されました。その後、設計業務に係る指名競争入札事務を進め、令和5年1月17日に設計業者に指名通知、同年1月26日に落札者・株式会社林設計事務所が決定し、同年2月8日に当該設計業務委託契約を締結しました。

令和4年度から5年度に設計業務を実施し、概算工事費が確定いたしましたので、このたび改修工事費用を補正予算計上させていただいたものでございます。今般の補正予算について御可決いただきましたら、工事業者との契約締結に向け速やかに入札事務を行い、改修工事を進めてまいりたいと考えております。

消火栓については改善されるまで一定の期間を要することから、改善されるまでの代替措置として、屋内消火栓の位置18か所に消火器を増設したものでございます。国庫補助金については、該当がないことから、申請等の手続はございません。

また、続きまして、屋内消火栓設備が機能していないことについての学校現場への周知についてでございます。第二小学校へは事前に、屋内消火栓設備の不具合の程度により使用できないことから、その代替措置として各屋内消火栓の前に消火器を増設するこ

ととし、有事の際には増設した消火器を使用していただくことを説明いたしております。学校も異動がございますので、本年も年度当初に、管理職から教員に対して説明がなされていると聞いております。

以上でございます。

総務部長 町債の利子償還額に係る補正予算についてでございます。

増額となっているのは、利率見直し及び借入利率の確定によるものとなっております。地方公共団体金融機構においては2件、財務省については1件の利率見直しがあり、地方公共団体金融機構の2件のうち1件は見直しの結果利率が上がり、残り1件と財務省については利率が下がる結果となっております。また、当初予算編成時において確定していなかった令和4年度予算に係る町債の借入利率が確定したことにより、地方公共団体金融機構及び財務省から借り入れた町債の利子償還が増額となったものでございます。

以上でございます。

都市創造部長 環境基本計画策定に係ります3つの御質問でございます。

まず、1点目の環境基本計画策定業務のスケジュールにつきましては、令和6年3月末に業者選定を行い、4月当初から速やかに策定事務を進めてまいりたいと考えております。具体的には、基礎調査、現状分析及び課題の抽出を行い、環境保全審議会での議論はもとより、しまもと環境・未来ネット、庁内会議をはじめ、国、大阪府と連携するとともに、また、地域の皆様の意見を踏まえ、令和6年11月頃までに素案を作成し、その後、パブリックコメントを実施、その結果を踏まえ、計画案を修正し、3月末までに策定を完了したいと考えております。なお、環境保全審議会の開催につきましては、年3回から4回を予定いたしております。

次に、委託事業者の選定等についてでございます。環境基本計画の策定につきましては、国の動向をはじめ、大阪府、近隣自治体の動向を把握するとともに、本町における現状の課題を分析した上で、実効性のある計画を策定していくことが重要であると考えております。このことから、業者選定を行うに当たりましては、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、価格だけでなく、企画内容を十分に重視した業者選定を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、住民参画等についてでございます。計画策定に当たりましては、住民、事業者と協働し、それぞれが主体的に取組を進めていく必要が重要であると認識いたしております。現時点におきましては、地域の皆様からの御意見をお聞きするための手法、あるいは学識経験者の知見や情報提供など具体的な内容は決まっておりますが、策定事務を進める際には、これら内容を十分に検討した上で進めてまいりたいと考えております。

このことから、次期計画の策定に当たり住民の皆様御意見を集約することにつきましては、現計画を主体的に実行していただいておりますしまもと環境・未来ネットを中

心に、次期計画策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 順次、御答弁いただきました。

小学校において35人学級が進められていることを改めて実感したところです。机等、準備が必要だということでした。理解しました。

あと、利子について、再度質問いたします。この増額の要因は利率の見直しと町債の借入の利率が確定したこと、2つの要因があるという御答弁だったと思います。もう少し詳細、具体的な数字をお示しいただきたいです。それで社会の状況、利率が上がっていくというのがどのように影響しているのか、つかんでおきたいと思います。

消防関連です。御答弁、よく分かりました。重なっているところもたくさんありました。学校に異動があるので、再度確認していただきたいなということと、学校、大変忙しい現場ですので、その辺り、よろしくフォローをお願いしたいなということと、今後、消防とどのように連携していかれるかとか、その辺り、何かあれば、追加で御答弁いただけたらと思います。

環境基本計画についてです。

住民参画については、しまもと環境住民会議、丁寧に開かれていたというのは私も記憶しております。私が議員になる前に参加しておりました。当時、私事ですが40代だったのです、今、もう60を越えております。つまり、当時から関わっておられる方は多く高齢化しておられます。しまもと環境・未来ネットも、そのような課題を抱えていると私はお見受けしますので、ここでのこ入れというか、住民参画のプロセスで新たな人に興味を持ってもらって、このしまもと環境・未来ネットに参加、あるいは、別組織そういうようなものを作っていくのだというような考え方が、策定のプロセスで要るなと思っております。そういった意見を持っております。

次、質問するに当たりましては、環境基本計画の推進体制について、今度は庁内のことについて、お聞きします。

本町の現行計画には、「総合的な調整を図りながら、環境基本計画の毎年度の進捗状況について、各課からの報告を事務局で取りまとめ、これに基づき点検・評価を行い、島本町環境保全審議会に報告する。」と記されていますが、そもそも、この庁舎内の島本環境まちづくりチームが機能していないのではないかと懸念しています。点検・評価を島本町環境保全審議会に報告できていますか。ここを改善することなく新たな計画を策定しても、理念から実行への展開、あるいは実効性の確保は期待できません。若手職員による島本環境まちづくりチームの再構築が必要ではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 消防本部との連携でございますが、これまでも学校に対して様々な協力をいただいております。現在も消防訓練においては、学校においては

来ていただいている学校もございます。次年度以降につきましては、全小・中学校において、可能な限り消防本部の協力を得ながら、消防設備等の使い方についても指導いただくなど、緊急時に教職員が適切に対応できるような効果的な訓練を実施してまいりたい、そして、そのときに協力いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 町債の利率の変動について、具体的な数値をとのお尋ねでございます。

利率見直しにつきましては、地方公共団体金融機構の2件については、0.01%から0.2%及び0.6%から0.4%となっております。財務省の1件につきましては、0.6%から0.4%となっております。また、令和4年度予算に係る借入利率につきましては、予算編成時点での利率を勘案し、0.2%を見込んでおりましたが、実際の借入利率は低いもので0.07%、高いもので0.8%となったものでございます。

以上でございます。

都市創造部長 環境基本計画に係ります推進体制についてでございます。

現環境基本計画の進捗状況につきましては、毎年、各課に事業の実施照会を行い、その上で、実施結果を毎年環境保全審議会に御報告させていただいております。しかしながら、環境保全活動の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした庁内組織である島本環境まちづくりチームにつきましては、現計画を策定する際に開催はしたものの、その後においては、各部局との文書による事務が中心となっており、開催ができていなかったことから、今後につきましては、計画策定の過程で適宜開催していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）につきまして、確認をさせていただきます。

先ほどから、債務負担行為で町立小中学校消防設備改修の件が質疑されておりますけれども、これは非常に、子供の生命に関わる大切な事案だと思います。にもかかわらず、私たち議員全員にこれ、内容の詳細の説明が私はなかったものだと認識しております。一部の議員だけが知っているということに非常に違和感がありますけれども、そういったこともあるんですけども、やっぱり重要な案件なんで、議員全体に説明があるべきものだと私は思います。

それと、もう1点ですが、消防長にお尋ねなんですけれども、毎年、指導されていたと思うんですが、消防の指導というのは非常に私は重いと思うんですが、予算化されていないんですけども、毎年、指導されてて、非常に違和感があったんじゃないかなと思うんですけども、強く指導されたというような経緯がありましたら、お教えてください。

消防長 消防本部の立入検査時におきましては、軽微な指摘事項等につきましては口頭で指導しまして、このような大きな事案につきましては、文書で適切に改修を求めるこ

とがございます。小・中学校のこういった内容につきましては、ある程度、文書による、その改修は求めているということはございました。ただ、消防本部としましても、その後の調整、適切に改修するようという強い部分がなかなかできてなかった部分もございますので、今後はもう少し厳しい指導をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

大久保議員 予算化するのに大きな力にもなろうかと思っておりますので、しっかりとお願いをします。

お願いとしては、こういう大事な案件は議員全員にちゃんと説明を、再度お願いをしておきます。

次の質問です。

第104号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第8号）です。104の8ページ、シルバー人材センター物価高騰対策支援給付金なんですが、今回、初めて上がってきた給付金だと思うんですが、どういった経緯でこの給付金を決められたのか、また、30万円という金額が適正なのか、お伺いします。

都市創造部長 シルバー人材センターへの支援金、経緯、理由についてでございます。

中小企業等をはじめとする様々な分野の事業者に対し、エネルギー価格高騰の影響を受けたことへの負担緩和を支援できることが、国の重点支援交付金のメニューで示されております。今回の一般社団法人シルバー人材センターへの支援制度につきましては、高齢者の就労支援や生きがいを目的とした当センターが事業を行う上で、会員が作業を行うための車両に必要な燃料費に係る支出額などが物価高騰の影響を大きく受けていることから、臨時的に支援を行うこととさせていただくものでございます。

続きまして、30万円、金額の根拠でございます。今回の国の交付金の予算規模等踏まえながら、他部局におきます支援策とのバランスや、物価高騰によりシルバー人材センターが受けた影響額等を総合的に勘案し、設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

戸田議員 債務負担行為の消防設備改修につきまして、先ほど会派のみ、私たち3人の議員が質問したことにより、会派のみが知っていたというような誤解を生んでしまうのはとても残念ですので、ここで申し上げたいのですが、議案説明のヒアリングの場を別途会派で設けていただきまして……（「必要ない」「そんなこと言っていません」他、議場内私語多し）……、ちょっと最後まで聞いていただいたほうがいいと思いますよ……（「質問しよう」と呼ぶ者あり）……、もちろんです、質疑です。静かにしていただかないと質疑ができません。

会派のみが知っているというような誤解を招いてはいけませんので、そのことについて、議案説明の後、会派で場を設けていただいてヒアリングをし、意見交換をし、調査研究を重ね、そして見いだした課題であること、このことに間違いはありませんか。御

答弁をお願いしたいと思います。

しかしながら、先ほど大久保議員からの御発言は、民生教育消防常任委員会委員長であられる議員からの発言であり、至極ごもつともだと私は思っております。このような重大案件を、事前にきちっと議員が調査して質疑するまで明らかにならなかったということに問題があると私も思っているわけです。したがって、民生教育消防常任委員会委員長を通じまして、きちんと議会に説明責任を果たしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします……（「誰が答えるの」と呼ぶ者あり）……、説明責任を果たしていただきたいと思います。そのような重要案件だと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「議案審議になってない」「休憩を」と呼ぶ者あり）

清水議長 暫時休憩します。

（午後 2 時56分～午後 2 時57分まで休憩）

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に関しては、議案に沿って質疑してください。

（「それはおかしい、どこが」「なんでや」他、議場内私語多し）

福嶋議員 第102号議案 一般会計補正予算（第7号）について問います。

歳出の中で、教育費の中に教科書・指導書1,220万円がございます。教科書の定価、認可基準が、多くは前年度の1月中に定められることや推移が分かることから、この歳出は当初予算に計上し、年度事業として教科書の採択を行うということを明示的に示すべきであって、全ての検討が終わった後に、補正予算しか対応できないという理由について、お教えください。

続きまして、債務負担行為についてです。

電子複写機賃貸借（役場庁舎、ふれあいセンター、消防本部）がございます。これは、過去には5年ごとで取っておられました。今回は、令和7年までの2か年となります。前回、平成30年度に実施されておるわけなんですけれども、そのときの単価から考えると、今回、大きく減額されている、単年度ごとで減額されていると思います。その理由について、お教えください。

引き続きまして、電子複写機賃貸借（小・中学校、幼稚園、教育センター）、5年間の分でございます。現在の契約に比べて、今度の契約は172%と、大きく増額されているように思います。新たに契約されるために今の物価が反映されたものとは思われるんですが、増額幅が大変大きいというふうに感じております。その理由について、台数の増減や設備機能の時代に応じた強化、トナー代の単価、使用枚数の増減など、各種の視点に切り分けて、この内容を御説明ください。

引き続きまして、学童保育室おやつ購入の1,038万6,000円の債務負担行為についてですが、令和6年度から、現在と変わって1人月当たり1,500円、定額をおやつ代として

徴収されるように運営が変わります。言い換えれば、基本的には毎月、その金額に対して過不足なくおやつを提供することが必要になってくると思います。昨年度、令和4年度決算によると、児童人数は令和4年4月1日510人、令和5年4月1日567人と増えておるにもかかわらず、学童保育は予算に比べ決算が多いという中で、保育人数が増えております。それにもかかわらず、おやつは予算847万1,000円で決算は690万6,000円と、少なくなっております。これは、おやつが保育料の中に含まれているときには、上手に運営したなというふうに感じられますが、来年からはそれではいけないというふうに感じております。今回、上程いただいた1,038万6,000円の債務負担行為は、1,500円×12か月で考えると、月当たり577人分に相当すると考えますが、まずは、その理解でよろしいでしょうか。そして、各個人がおやつ代を出している中、来られない方へのおやつをどう扱うのか、確保しておいてお渡しするのか、あるいは、もうそれは渡さないのかによって、日々の購入数量も調整が不要か必要か、変わってくると思います。そして、どのように月末に帳尻を合わせていくのか。その辺り、おやつに対する考え方と契約の考え方について、御説明をお願いいたします。

引き続きまして、新庁舎オフィス備品等購入についてです。令和7年度、3月から5月の納入に向けて、令和5年度中に入札、契約締結の必要があるため、今回の契約で全てのもが契約できると考えればいいのか、違うのであれば、新庁舎での仕事を行うまでどのような支出が別に想定され、その中にどのような位置づけのものがあるのか、説明を求めます。また、その中にカウンターが含まれる場合、住民サービス向上はもとより職員の窓口業務負担軽減などにもメリットがあるとされた「書かない窓口」の導入や窓口のワンストップ化が容易に行える仕様となっているのか、併せて御説明ください。

以上、よろしく願いいたします。

教育こども部長 教育委員会、3点でございます。

まず、教科書・指導書に係る予算計上の在り方についての御質問です。

教科書・指導書の購入につきましては3年に一度購入しており、前は令和2年2月定例会議にて補正予算を計上させていただいております。しかしながら、2月定例会議の補正予算計上ですと、その後、短時間で契約事務を進めなければならないことから、近隣の高槻市を確認したところ、12月議会に補正予算として計上し、事務を進められていたことから、本町におきましても事務負担軽減の観点から、今回、12月定例会議にて補正予算を計上させていただいたものでございます。

当初予算の計上となりますと、その予算要求は前年度の11月となり、実際の購入よりも1年以上前であることから、明確な単価が示されていないことから、これまでもできるだけ正確な予算計上を目的に補正予算での対応としてきたところではありますが、今後については、改めて他団体等の予算計上時期等も参考にしながら、予算計上の在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、小・中学校、幼稚園、教育センターの電子複写機賃貸借に係る債務負担行為についてでございます。

電子複写機の賃貸借については5年ごとに契約を更新しており、このたび令和5年度から令和10年度までの60か月の賃貸借契約を締結するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

前回に比べ増額となっている要因については、台数は9台と変わらず、機能についても前回と大きく変わりはありませんが、単価及び使用予定枚数が増加していることによるものでございます。単価につきましてはトナーも含んでおり、当該契約に係る上限額の設定に当たり、現在、契約している業者から見積りを徴取した結果、印刷が95%以上を占めるモノクロ印刷で1.5円の増額となっております。次に、使用予定枚数につきましては、過去5年分の使用量の実績から、前回より22%の増加分を加味して算出したものでございます。今後は、学校だよりや学年だより、また、給食の献立表など、学校においても可能な限り紙媒体から電子媒体化していく方針であり、各校・各園と協力して、紙の使用枚数の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学童保育室おやつ購入でございます。

今回の補正予算において設定させていただきました学童保育室おやつ購入に係る債務負担行為につきましては、児童1人当たり1,500円×12か月×577人として積算させていただいたものでございます。おやつの購入に係る契約方法につきましては、月ごとの献立から種類ごとに単価契約を締結の上、必要な数量を購入し、児童に提供しております。ただし、来年度のおやつの提供等については、その詳細な運用方法は現在検討中ではありますが、実費相当分としておやつ代1,500円を徴収させていただくことを考えれば、その提供内容が児童1人当たり1,500円を下回らないよう運用する必要があると認識しております。在庫管理など日々の購入数量の設定が必要となってまいりますので、一定月ごとに歳出額等を管理するなど、予定額に係る執行額に留意しながら運用を検討しているところでございます。

また、休みの日のおやつの取扱いについてでございますが、おやつの提供は、あくまで、その日の学童保育の一貫としてのものであること、また、児童の登室状況は一律ではなく、次回の登室まで個別管理及び配付が困難なことから、欠席者について、その児童の分を取り置きして後日配付するような運用は現時点では考えておりません。しかしながら、その日に登室しており、おやつの提供時刻までに帰宅する児童等については、希望がある場合は持ち帰りを認めることが望ましいと考えております。

なお、欠席により余剰が発生した場合については、学童保育室で提供するおやつはある程度日保ちするものを選定し、一定期間で一巡するローテーションで運用していることから、次回の発注時に必要数から余剰分を減じた上で発注するよう調整し、可能な限り廃棄を発生させないよう運用することを考えております。

以上でございます。

総務部長 電子複写機賃貸借（役場庁舎、ふれあいセンター、消防本部）分についてのお尋ねでございます。

前回の債務負担行為額と比べ、今回、減となっている理由は、令和3年度から順次コピー機にスキャナー機能を追加したことにより、紙ベースで確認していたものをデータで確認することが可能となっていることなどから、コピーの削減が進み、使用見込枚数が減っているものでございます。具体的には、平成31年度契約時の1か月当たりの印刷見込枚数は、モノクロが約6万7,000枚、カラーが約1,000枚であったものが、令和6年度以降分の印刷見込枚数は、これまでの実績を反映すると、モノクロが1か月当たり約5万2,900枚、カラーが約340枚と見込んでおります。

なお、単価につきましては、税別でございますけれども、モノクロは1枚2.01円から2.00円に変更、カラーについては1枚15.99円に変更がないというような予定で組んでおります。

新庁舎オフィス備品等購入につきましてのお尋ねでございます。

現時点におきまして想定している新庁舎棟で必要となるオフィス備品は、今回のもののほか、令和6年度中に議場家具等、木製家具の契約を行う必要があるため、令和6年度当初予算で債務負担行為を設定し、広場棟に設置するオフィス備品については、広場棟が令和8年5月に完成することから、令和7年度当初予算で改めて債務負担行為を設定したいと考えております。また、現時点で想定されるオフィス備品以外にも必要となるものが判明した場合は、都度、予算要求するよう事務を進めてまいります。

次に、カウンターについては、今回、補正計上分のオフィス備品に含まれず、工事に含まれております。なお、カウンター設置時に固定はしますが、レイアウト変更の際に設置場所の変更は可能でございます。

「書かない窓口」の導入や窓口のワンストップ化につきましては、現在検討中であり、具体的にお示しすることはできませんが、新庁舎につきましてはユニバーサルレイアウトやOAフロアを採用しており、窓口のレイアウトの変更はもちろん、将来の組織変更や職員数の変化にも対応できる仕様となっております。

以上でございます。

山口議員 第102号議案の繰越明許費の町有地測量・登記業務委託の件ですけど、半坂広場の前の府道は大型車両が通過しており、大型車両が通過するには、そんなに広くはありません。それで、半坂広場を全て売却せずに、一部をセットバックするような形で車の待避所とするようなことはできないか。あるいは、距離は短いですが、前に歩道があります。歩道もそんなに広くありません。その歩道部分を広くするようなことはできないでしょうか。

総務部長 半坂広場の全てを売却することではなくて、一部をセットバックにというお尋

ねでございます。

半坂広場の前面道路は府道柳谷島本線となっており、道路管理者は大阪府でございます。そのため道路の拡幅となりますと、大阪府の所管となりますことから、先日、大阪府茨木土木事務所に、そのような要望がある旨の申入れを行ったところでございます。

以上でございます。

山口議員 大阪府が駄目でしたら、町有地として管理することはできませんでしょうか。

総務部長 半坂広場の府道と隣接する部分を普通財産として管理することとなった場合、売却する土地に接道がなくなるため、売却価格が大幅に下がることが想定されます。また、法定上、道路ではない町有地の部分を車等が通過することにより、管理上の問題や、事故が起こった際の責任の所在などが曖昧となることから、一部を町有地として管理することは困難であるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 私からも確認させていただきます。

先ほどありました繰越明許費の半坂広場、町有地の件です。今、いろいろな質疑が出てきますが、基本的に繰越明許費の基本というのは、やはり特別な事情によってということですね。そして、会計年度独立の原則の例外という部分になっております。

それぞれの御意見が出ているということは、予算審議で一旦通っている部分でありますので、やはり、これからは上程されるには、もう少し議員の皆様と話し合いをされていく必要もあるのかなと思っておりますので、その点は指摘をしておきます。繰越明許の根本的な部分の会計年度独立原則の部分、その理由は何でかという部分に、今後も上程には注意いただきたいということを申し添えまして、質問としましては、地方創生臨時交付金にかかりまして、お伺いいたします。

一定、第8号補正、種々たくさん出ております。内容的に分かるんですが、交付金も何回かに分かれて出てきている部分もあります。そして、その当時の審議においては一般財源であっても頑張ってやっていくという部分と、その点が変わってきますので、今回、上がってきた交付金の中の歳入と歳出で照らし合わせて分かる部分、一般財源とされたのは何に当たるのか。交付金以外で一般財源の持ち出しされている部分があると思えますけど、その点の説明だけ、お伺いしておきます。

総合政策部長 地方創生臨時交付金につきましては、令和5年度実施している事業費につきましては、予算ベースではございますが、全体としては4億9,935万7,000円、約5億円の事業の予算化をしております。そのうち交付金については4億4,050万円の内示をいただいているということで、一般財源としては予算ベースでは5,885万7,000円ということになってございます。この事業、国からの非課税世帯への7万円でありましたり、11月臨時会議でも御審議いただきました追加の3万円、この部分についての交付金は全額国のほうからいただけるわけですが、事務費等については全額はいただけないと

いう状況です。

その他の事業については、町単独の事業ですので——町単独と言いますか、交付金も7万円とか3万円も町単独なんですけども、どこにその交付金を充てても同じなんです。トータル、最終的に一般財源として出る部分というのは当然あるんですけども、交付金をどこに充てるか充てないかというよりも、令和5年度事業全体に対して、交付金が今でしたら4億4,050万円ある、一般財源が5,600万円ほど出ていますけども、これについては、トータルとして財源充当いたしますので、個々に、どこに一般財源を充てたかというのは、ちょっと御答弁しかねるところではあります。

以上です。

伊集院議員 分かりました。難しいところですよ。答弁いただいた中で、一定理解するようにします。

もう1点だけ、確認になるんですが、今回の中の民間保育所等の物価高騰対策支援事業が入っております。幼稚園というのは大阪府の管轄で、大阪府のほうから出ているというふうに考えたらいいか。保育所関係のみであろうと思っておりますので、その確認を1点させてください。

それともう1点は、先ほど島本町議会会議規則第54条第3項にのっとりまして、意見だけ述べてしまいましたので、意見を述べるわけにはいかないということで、先ほどの町有地の繰越明許の部分、この今までのやりとりを踏まえまして、いろんなアイデアも出てくるんでしょうが、ちょっと上程の仕方において、町長に確認させていただきます。今回、繰越明許になった場合は、先ほど来の答弁をお聞きすると、御意見いただいた中ということですので、今後も踏まえまして繰越明許の上げ方、そして、予算として上げた部分、ここの確認、町の考えをお伺いいたします。

総合政策部長 まず、民間保育所等の物価高騰対策支援事業についてでございますが、今回、対象としておりますのは、町内にある民間の保育所と認定こども園、小規模保育事業所ということで、幼稚園については対象とはなっておりません。幼稚園につきましては、指導権限等ございますが、大阪府の所管という中ですし、利用されている利用者も、町内に山崎幼稚園がございますけども、島本町にお住まいの子供だけではないということから辺もございます。そういった意味で、今回については町内の子供が通われております民間保育所、それから認定こども園、小規模保育事業所に限っているということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

山田町長 繰越明許費についてということでございますけど、基本的には、当年度内での予算執行というのが基本にはなるかと私も認識をしているところでございます。ただ、今回、様々な事情もありまして、ちょっと特別にということでは上げさせていただいておりますけども、議会のほうからの御指摘もございましたので、今後はしっかりと年度内

の予算執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第7号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第7号)に、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

先ほどから話題になっている公有財産測量等についてです。半坂広場の売却の前に、再度活用の検討をされたことに関し、活用について、結果として町有地の確保や住民の福祉の向上につながらなかったことは残念なものの、その活用の可能性を探る努力を行政としてしたことは——新たな角度から検討されたこと——は評価します。ただ、使途が決まっていない町有地を売却するという在り方については、改めて慎重な対応を求めるものです。

債務負担行為、環境基本計画策定業務委託についてです、575万3,000円ですね。1期目策定から約10年です。その間、地球温暖化による自然災害の激化や生物多様性の損失など、世界的に環境を取り巻く状況は急速に悪化しています。環境施策の強化は急務であり、こうした情勢に合わせた施策に更新していくことは必要なものと考えますが、それと併せて大切なのが地域の实情に沿った施策にすることです。相次ぐ住宅開発に関連した都市緑地の大幅な減少は、環境面における様々な変化の中で、この町で一番顕著なものだと考えますし、多くの住民の皆様からもそういう声を頂いています。加えて、更新に当たっては、前計画の振り返りが重要であることも指摘しておきます。当初掲げた施策である低炭素、循環、自然共生の目標のうち、何が達成できて何ができていなかったのか、多くの目標が「住民の満足度」といった曖昧なものに設定されていたことは適切だったのか、住民との協働はできていたのか、課題は何なのかと、様々にあると思います。令和5年度中に委託業者と契約することですが、行政が、こうした本町を取り巻く変化や、これら1期目計画の成果や課題をどう捉え、環境基本計画を更新するに当たり何をしたいのか明確にしておくことは、次期計画の実効性を高めるために重要なポイントであると考えます。この点、担当部局においては心して取り組んでください。

債務負担行為、町立小中学校消防設備改修2,537万8,000円についてです。小・中学校

の消防設備の改修を実施されるもので、老朽化した施設整備の更新は必要と認めますが、児童生徒の安全に関わる重大な設備であるにもかかわらず、その対応が遅れている点については猛省を求めます。特に二小の屋内消火栓設備に至っては、その間、代替措置が取られていたとは言え、使用できないという不具合は命にも関わるものであり、早急な対応をすべき案件であったと考えます。

教育こども部においては、老朽化した施設整備に関する問題では、昨年も、受水槽が破損してしまったという事例があったと思います。今回同様、改修の指摘から対応までに時間がかかったことが要因でした。答弁では、可能な限り迅速に対応していくということでしたが、こういったことが繰り返し起こるとということは、組織の在り方や体制に課題があるということかもしれません。例えば、仕事量に見合った技術専門職員を含めた人員配置など、改めて全庁的な課題として捉えていただきたいです。

質疑においては、他の議員から、こうした状況についての説明が足りないのではないかというような指摘もありました。確かに、一義的には行政がこういった状況について責任を果たすのが重要なことであると思います。それはそのとおりだと思いますが、一方で、行政としても議員全員に対する説明において不具合があったということは説明しているわけで、そこから行政の監視、チェックをする議会の機能として、住民の皆様の安全と安心、住民の福祉の向上に資するために、議員力をこうした場で発揮すること、調査・研究を事前にして、この質疑の場で明らかにし、行政に是正を求める、こういったことも議員力を高めてしていくということが重要であると考えたところですが、一義的には説明責任をしっかりと果たしていただきたい、このことは伝えておきます。

その他、必要な予算と認め、賛成の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）に対して、コミュニティネットを代表して、賛成の討論を行います。

歳出の部分ですけれども、事業確定なり何なりで、おおむね必要な経費が計上されているんだというふうに思います。また、このシステム改修、これは国の制度が変わったり、システムが変わったりで、その都度その都度で必要な経費というふうには思っておるんですけれども、相変わらずお金がいっぱいかかるなというふうに思うんですけれども、必要な経費であるというのは仕方がないと思います。

そして、財産管理費の事務等委託料、公有財産測量等は減額補正されておりますけれども、後の繰越明許費のところでは触れていきたいというふうに思います。

先ほどから多くの議員の皆さんから厳しい意見が出ておりました小・中学校の消防設備改修工事ですね。この設備の性格を考えますと、厳しい意見が出るのも当然だというふうに思います。そのような中で、特定財源なしで一般財源でやるということなんで、

財源の確保が時間かかったのかなとか、いろいろ思うんですけども、それでも命に関わる設備ですので、当然、早くに改善すべきでありましたし、議会のほうからも厳しい意見が出るというのも当たり前だというふうに思います。

そのような中で、この小・中学校と括りますけども、2校の中学校があつて、4校の小学校がある。一番新しい小学校は四小になりますけども、それでも40年以上が経過している。この設備を教育委員会で、あと保育所も幼稚園もありますし、教育センターもありますけども、みんなそれぞれ結構な年数が経って経年劣化もある中で、教育委員会が今抱えている技術職もそうですし、体制の中でこれを全部本当に遅延なく賄いきれるのかっていうのにも、やっぱり目を向けなければならぬんじゃないかなというふうに思います。これは教育委員会だけの問題でもなくて、当然、島本町全体としてフォローアップする体制も必要じゃないかなというふうに思います。かといって、これまで長く時間かかったのを肯定ができるような話ではないと思いますけども、その辺りについても、やっぱり技術職の確保には町行政全体で苦労はされているんですけど、命に関わるような案件が長らく置きっ放しになっているようなことを改善しなければならないので、その辺りについては、町全体の課題として取り組んでいただきたいと思います。

それと、繰越明許費、町有地（東大寺二丁目地内）測量・登記業務委託、「東大寺二丁目地内の町有地について、処分の方針等について庁内調整を再度図ったことにより、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越すもの。」とありますけども、会派の平井議員からの質疑にもございましたとおり、当初予算で質疑しているときに、そこまでにそれ相当の検討がされて、これしかないというふうに判断されて議案が上程されてしかるべきだと思うんですけど、当たり前だと思うんですけどね。それで議会でいろんな意見出ると思います、それも当たり前です。その上を踏まえて、賛成多数で可決されたんでしょう。そこで意見なかった人は、これを売ることに了解しましたというふうに議決してるって取るのが当たり前じゃないんですか。それを、それなら議論して、これがまた新しい方向性決まりました、こうしますというたら、その議決の結果というのはほごにされるんですか。当たりのことだと思うんですけどね。議会としては、議決って、そんな軽いものだと思ってないです。私たちも一人一人が住民の代表として、責任を持って議決に関わっています。その議決に対して、どのような重みを感じているのかというのは、再度問いたい、私は。

その上で、先ほど他の議員からの質疑にありましたけど、町の「特別な事由」、何が特別なのか、さっぱり分かりません。やはり議案出してくるんであれば、それ相当の覚悟を持って、議決されたら、しっかりと事業を進める、当たりのことじゃないですか。これについては、はっきりと言わせていただきたいと思います。

いろいろ言いたいことはありますけども、今回提案されている予算、繰越明許、債務負担行為、どれも必要なことと認めまして、賛成の討論といたします。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第102号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）に対しまして、討論を行います。種々、討論が出ておりますので、述べておきたいことだけ討論に入れておきます。

必要不可欠な部分がほとんどであります。その中、先ほどもありましたように繰越明許、ほんとに内部議論があまりにもなくして上程されてきているのではないかということが判明してきているというふうに判断しております。予算で上げた部分も、例えばセットバックでも、一般質問等、それぞれをされております。確かに大阪府の管轄であろうが、事前に予算のときに交渉された中、無理だったというものが定まってから上がってきているものだというふうに考えてしまうのが我々でありますので、今後、答弁、町長からいただきましたので、庁舎内での議論、もっと煮詰めてから上げていただくような形で、今後もお願ひしたいと思っております。

この点だけ述べまして、この議案において……、もう1点、小・中学校の消防設備改修ですね。過去にも消防から指摘があるけども、すぐできなかつたという事例を私も見ております。しかしながら、今回、指摘があるように、あまりにもという部分がありますので、ただ限られた財源の中のやりくりであろうと思います。その点も踏まえて、財源がなくしてできないという部分があるんだと思いますが、その点の部分があつて、財政課との議論もいろいろあるかと思いますが、一定、命に関わる部分、配慮いただきながら、お願ひを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第102号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よつて、第102号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第103号議案 令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第103号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第103号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第104号議案 令和5年度島本町一般会計補正予算(第8号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第104号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第104号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、第9号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

永山議員 第9号報告についてです。今回は、搬送途中の事故についてということで、これに対して伺います。

緊急車両であっても、公道を走る以上、交通事故は起こり得ますが、問題は事故が起きた後の対応にあると思いますので、今回の対応を伺います。資料請求しました人3によりますと、事故発生時の処理としては、「事故後、業務継続可否を判断し、可能であれば乗員1名を残して業務を継続すること」となっています。今回、どのような対応されたのか、伺います。

あと、今回は資料として提供していただきましたけれども、この事故時の発生対応マニュアルみたいなものがあるのかどうかということも、加えて質問をしておきます。

消 防 長 事故発生時の対応についての質問でございます。

資料請求がございました交通事故発生時の処置マニュアルにつきましては、消防車両の一般走行時・緊急走行時における事故発生時の対応を高槻警察署に確認し、作成したものでございます。ラミネート化し、各車両に積載し、事故発生時に備えているものでございます。

今回の事故時の対応でございますが、御指摘のとおり、救急搬送中の事故でありますことから、業務の継続が必要であります。

まず、救急隊によりまして警察機関、本町の消防署へ通報し、また、事故における負傷者の有無を確認いたしました。警察からの指示をもらい、1名を残して業務を継続することが考えられますが、本件では、もう1台の救急車が救急活動を終え、3分程度で現場到着できる位置におりましたので、消防署と2隊の救急隊で調整をしまして、救急患者に説明の上、もう1台の救急車で病院へ搬送したものでございます。また、事故等の対応に当たります管理課長が当日おりましたので、現場へ駆けつけ、その対応を手伝ったものでございます。

また、フローチャートに関する質問でございます。これにつきましては、あくまでも本町独自のものでございます。基本的には法令に従い対応しているものでございますので、各消防本部が同様の対応をしているものと理解しております。

以上です。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第9号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第9、第105号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 1点だけ、本人申請であることから、お尋ねしたいことがあります。

確認します。原則出産予定日を基準とする本人申請と認識します。申請がなされなかった場合、軽減措置が受けられないことになってしまいますが、本町の場合、どういったことに留意して、これをカバーしていかれますか。

健康福祉部長 出産被保険者への申請の周知につきまして、御答弁申し上げます。

申請の周知の対応でございますが、この条例改正を御可決いただきました後、産前産後保険料の減額制度につきましては、広報しまもとに制度の概要を掲載いたしますとともに、町ホームページに制度の詳細及び申請用紙を掲載し、周知を図る予定でございます。また、産前産後期間の保険料の減額となる出産被保険者と、出産育児一時金の対象となる世帯は同一でございますので、出産後に出産育児一時金の申請があった時点で、産前産後保険料減額の申請を行っておられるか確認をいたしまして、万が一、申請漏れ

があった際には届出の勧奨を行うことにより、申請漏れを防止してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第105号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

フリーランスを含めて、多様な働き方の子育て世帯を、あるいは、子育ての母親を、保険料軽減によって支援し、既に減免制度がある企業の健康保険との格差を是正するものです。そのように認識しています。検索すると、インターネット上には様々な情報が出てきますが、軽減と減免と免除が混同して使われているなど、もしや正確性を欠くのではないかと思うものが散見されます。自治体からの情報の正確さが頼りです。島本町のウェブサイトを見れば一番分かりやすいという発信でもって、信頼でき、温かく親しみのある島本町、住み続けたい島本町を目指していただきたく思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第105号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第105号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例会議の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和5年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次回は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変御苦勞さまでした。

(午後3時42分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

永山議員 1. 「島本町手数料使用料見直しの方針」に住民意見の聴取を
2. 尾山遺跡移築復元と文化財の今後

平井議員 家庭ごみの戸別収集の検討状況について

伊集院議員 1. 就学前児童に対する幼児教育・保育について
2. 翌年度に向け保育関係や「こども誰でも通園制度（仮称）」
3. 配偶者等からの暴力への対策の強化について

第 5 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 6 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 98 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について

第 99 号議案 島本町手数料条例の一部改正について

第 100 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 101 号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

第 102 号議案 令和 5 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）

第 103 号議案 令和 5 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 104 号議案 令和 5 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）

第 9 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第 105 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

令和5年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. インバウンドを活用したにぎわい創造の再始動を 2. 島本町の内部統制課題改善に向けて	12月13日 福 嶋 議 員
	子どもたちのために是非とも町営プールを！	〃 中 嶋 議 員
	1. 島本町の高齢者移送サービスについて 2. 島本町マスコットキャラクター「みづまるくん」について	〃 大 久 保 議 員
	1. 学童保育室指導員の働き方改革 2. 島本町立歴史文化資料館における史料・古文書の収集と活用 3. 幼稚園・保育所・学校におけるごみの削減と資源化	〃 戸 田 議 員
	有機フッ素化合物（PFAS）汚染について	〃 中 田 議 員
	1. 子育て支援事業のさらなる充実について 2. 健康管理と病気の早期発見のための検診について	〃 川 嶋 議 員
	補助金交付団体について	〃 山 口 議 員
	不登校児童とフリースクールについて	〃 野 口 議 員
	1. 「島本町手数料使用料見直しの方針」に住民意見の聴取を 2. 尾山遺跡移築復元と文化財の今後	12月14日 永 山 議 員
	家庭ごみの戸別収集の検討状況について	〃 平 井 議 員
1. 就学前児童に対する幼児教育・保育について 2. 翌年度に向け保育関係や「こども誰でも通園制度（仮称）」 3. 配偶者等からの暴力への対策の強化について	〃 伊 集 院 議 員	
第 5 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 6 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 9 8 号 議 案	島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 9 号 議 案	島本町手数料条例の一部改正について	12月14日 原案可決
第 1 0 0 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第 1 0 1 号 議 案	島本町火災予防条例の一部改正について	〃 原案可決
第 1 0 2 号 議 案	令和5年度島本町一般会計補正予算（第7号）	〃 原案可決
第 1 0 3 号 議 案	令和5年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃 原案可決
第 1 0 4 号 議 案	令和5年度島本町一般会計補正予算（第8号）	〃 原案可決
第 9 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報告を承る
第 1 0 5 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月14日

島本町議会議長 清水 貞治

署名議員(6番) 福 嶋 保雄

署名議員(10番) 平 野 均